

令和3年6月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 6月14日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
市長の提案理由説明	10
散会	18
◎会議録第2号 6月16日	
議事日程	21
出席欠席者名	21
開議	23
質疑・一般質問	23
1 4 番 芥川幸子議員	23
1 防災・減災対策について	23
2 児童の安全・安心確保について	28
3 運転免許証の自主返納制度について	29
4 地域共生社会の実現に向けた取組について	30
1 3 番 藤井慶峰議員	34
1 新型コロナウイルス感染症による経済的悪影響による市民 生活の更なる支援について	34
2 児童扶養手当について	37
1 1 番 野口修一議員	39
1 梅雨時の大雨対策	39
2 台風対策	45
3 地震に対する備え	52
4 観光と情報発信	55
散会	57

◎会議録第3号 6月17日

議事日程	61
出席欠席者名	61
開議	63
質疑・一般質問	63
10番 檜崎政治議員	63
1 小中学校におけるマスク対策	63
2 シックスクール症候群について	65
3 新型コロナウイルス感染症対策について	66
4 介護リスクマネジメントと介護事故防止について	68
5 特別養護老人ホームについて	71
9番 平江光輝議員	72
1 区長の選挙運動について	72
2 地区の振興費について	75
8番 柴田正樹議員	78
1 花園地区の土地利用について	78
2 西部地区の振興について	79
3 行政が主体となった計画的な都市開発について	81
散会	84

◎会議録第4号 6月18日

議事日程	87
出席欠席者名	87
開議	89
質疑・一般質問	89
3番 今中真之助議員	89
1 新型コロナウイルス感染症について	89
2 学校図書について	95
3 観光と文化について	99
1番 佐美三 洋議員	103
1 光ファイバーケーブル未整備地区の整備進捗状況と整備後の取組について	103
2 高規格道路インターチェンジの整備を見据えた、中・長期的視野に立ったランドデザインの策定について	108

18番 福田慧一議員	113
1 新型コロナウイルス感染症対策について	113
2 緑川及び支流の改修について	118
3 生活保護申請に対する対応について	120
4 小中学校トイレに生理用品の配置を	123
常任委員会に付託（議案第37号から議案第48号）	125
常任委員会に付託（請願・陳情）	125
散会	125

◎会議録第5号 6月29日

議事日程	131
出席欠席者名	132
開議	133
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	133
（質疑・討論）	134
各常任委員長報告	135
1 総務市民常任委員長報告	135
2 経済建設常任委員長報告	137
3 文教厚生常任委員長報告	139
（質疑・討論・採決）	142
請願・陳情について	144
（質疑・討論・採決）	144
議案第49号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	145
（討論・採決）	145
委員会の閉会中の継続審査並びに調査について（採決）	145
（追加日程）	
議案第50号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について	146
（質疑・討論・採決）	147
閉会	147
署名	150

第 1 号

6 月 1 4 日 (月)

令和3年6月宇土市議会定例会会議録 第1号

宇土市告示第63号

令和3年6月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月11日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和3年6月14日
2. 場 所 宇土市仮設庁舎 大会議室

1. 会期日程

(会期16日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
6月14日	月	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明
6月15日	火	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
6月16日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
6月17日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問
6月18日	金	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
6月19日	土		休 会	(市の休日)
6月20日	日		休 会	(市の休日)
6月21日	月	10:00	委員会	経済建設常任委員会
6月22日	火	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
6月23日	水	10:00	委員会	総務市民常任委員会
6月24日	木		休 会	議事整理
6月25日	金		休 会	議事整理
6月26日	土		休 会	(市の休日)
6月27日	日		休 会	(市の休日)
6月28日	月		休 会	議事整理
6月29日	火	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

2. 議事日程

令和3年6月14日（第1号） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第36号 財産の取得について

日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 議案第37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 7号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について

日程第 7 議案第38号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 8号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第39号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 9号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第10号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第13号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について

日程第11 議案第42号 宇土市手数料条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第43号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第44号 宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第45号 宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例について

日程第15 議案第46号 宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について

日程第16 議案第47号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について

日程第17 議案第48号 令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第18 議案第49号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

報告第 4号 令和2年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について

報告第 5号 令和2年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 6号 令和2年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 7号 令和2年度宇土市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

- 報告第 8号 令和2年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 9号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告
について
報告第10号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告に
ついて
報告第11号 宇土市土地開発公社の経営状況の報告について
報告第12号 専決処分の報告について
 専決第 6号 損害賠償額の決定について
報告第13号 専決処分の報告について
 専決第11号 損害賠償額の決定について
報告第14号 専決処分の報告について
 専決第12号 損害賠償額の決定について

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（18人）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1番 佐美三 洋 君 | 2番 小 崎 憲 一 君 |
| 3番 今 中 真之助 君 | 4番 西 田 和 徳 君 |
| 5番 園 田 茂 君 | 6番 宮 原 雄 一 君 |
| 7番 嶋 本 圭 人 君 | 8番 柴 田 正 樹 君 |
| 9番 平 江 光 輝 君 | 10番 檜 崎 政 治 君 |
| 11番 野 口 修 一 君 | 12番 中 口 俊 宏 君 |
| 13番 藤 井 慶 峰 君 | 14番 芥 川 幸 子 さん |
| 15番 山 村 保 夫 君 | 16番 杉 本 信 一 君 |
| 17番 村 田 宣 雄 君 | 18番 福 田 慧 一 君 |

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 市 長 元 松 茂 樹 君 | 副 市 長 谷 崎 淳 一 君 |
| 教 育 長 太 田 耕 幸 君 | 総 務 部 長 杉 本 裕 治 君 |
| 企 画 部 長 石 本 尚 志 君 | 市 民 環 境 部 長 野 口 泰 正 君 |

健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 顕君	財政課長	上木淳司君
企画課長	宮崎英児君	まちづくり推進課長	中山好美さん

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時28分開会

-----○-----

○事務局長（江河一郎君） 本日の会議に先立ちまして、去る5月26日に開催されました、第97回全国市議会議長会定期総会におきまして、7名の議員の皆様が表彰を受けられましたので、表彰状の伝達式を行います。

なお、今回は、福田議員が市議会議員として在職30年の特別表彰、中口議員、野口議員、樫崎議員、平江議員、柴田議員、嶋本議員が在職10年の一般表彰を受けておられます。

初めに30年表彰を行います。福田議員、前のほうにお願いいたします。伝達は中口議長からお願いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 表彰状。宇土市、福田慧一殿。あなたは市議会議員として30年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第97回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。令和3年5月26日。全国市議会議長会会長、清水富雄。代読です。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（江河一郎君） 続きまして、10年表彰を行います。中口議員、野口議員、樫崎議員、平江議員、柴田議員、嶋本議員は、前のほうへ1列にお並びください。伝達は芥川副議長からお願いいたします。

お一人ずつ名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は、副議長の前へお進みください。中口議員。

○副議長（芥川幸子さん） 表彰状。宇土市、中口俊宏殿。あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第97回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和3年5月26日。全国市議会議長会会長。代読でございます。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（江河一郎君） 野口議員。

○副議長（芥川幸子さん） 表彰状。宇土市、野口修一殿。以下同文でございます。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（江河一郎君） 樫崎議員。

○副議長（芥川幸子さん） 表彰状。宇土市、樫崎政治殿。以下同文でございます。

おめでとうございます。

(拍手)

○事務局長（江河一郎君） 平江議員。

○副議長（芥川幸子さん） 表彰状。宇土市，平江光輝殿。以下同文でございます。
おめでとうございます。

(拍手)

○事務局長（江河一郎君） 柴田議員。

○副議長（芥川幸子さん） 表彰状。宇土市，柴田正樹殿。以下同文でございます。
おめでとうございます。

(拍手)

○事務局長（江河一郎君） 嶋本議員。

○副議長（芥川幸子さん） 表彰状。宇土市，嶋本圭人殿。以下同文でございます。
おめでとうございます。

(拍手)

○事務局長（江河一郎君） 以上をもちまして、伝達式を終了いたします。御協力ありがとうございました。

-----○-----

○議長（中口俊宏君） ただいまから、令和3年6月宇土市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長，江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 事務報告をいたします。

令和3年3月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告を作成しておりますので御確認ください。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中口俊宏君） 日程第1，会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によりまして、議長において、5番，園田茂君，13番，藤井慶峰君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（中口俊宏君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月29日までの16日間といたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から6月29日までの16日間と決定をいたしました。

-----○-----

- 日程第 3 議案第 36号 財産の取得について
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 7号 令和2年度宇土市一般会計補正予算(第17号)について
- 日程第 7 議案第 38号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 8号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 39号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 9号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 10号 令和3年度宇土市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 10 議案第 41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第 13号 令和3年度宇土市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 11 議案第 42号 宇土市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 43号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 44号 宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 45号 宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 15 議案第 46号 宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 47号 令和3年度宇土市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 17 議案第 48号 令和3年度宇土市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第 18 議案第 49号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
報告第 4号 令和2年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第 5号 令和2年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 6号 令和2年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計繰越明許

費繰越計算書の報告について

報告第 7号 令和2年度宇土市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

報告第 8号 令和2年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 9号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

報告第10号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第11号 宇土市土地開発公社の経営状況の報告について

報告第12号 専決処分の報告について

専決第 6号 損害賠償額の決定について

報告第13号 専決処分の報告について

専決第11号 損害賠償額の決定について

報告第14号 専決処分の報告について

専決第12号 損害賠償額の決定について

○議長（中口俊宏君） 日程第3，市長提出議案第36号から，日程第18，議案第49号までの16件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに，令和3年6月市議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様におかれましては，公私共に御多用の中に御参集をいただき，誠にありがとうございます。また，本定例会におきましても，感染症対策として，一般質問の時間短縮の決定をいただきましたことに対し，重ねて御礼を申し上げます。

ただいま，全国市議会議長会から在職30年の特別表彰を受けられました福田慧一議員，並びに在職10年の表彰を受けられました，中口俊宏議員，野口修一議員，樫崎政治議員，平江光輝議員，柴田正樹議員，嶋本圭人議員に対しまして，心からお喜びを申し上げます。市政発展のため，長きにわたり御活躍いただいておりますことに対し，市民を代表して厚く御礼を申し上げますとともに，今後のますますの御活躍を心からお祈りいたします。

さて，全国で感染者が急増した新型コロナウイルス感染の第4波による感染者数は減少傾向にあり，本県に対するまん延防止等重点措置の適用も，昨日をもってようやく解除されました。しかし，その一方で，医療体制の逼迫した状況は現在も続いており，感染症の早期収束への道のりは依然として厳しい状況にあります。

感染の再拡大は今後もいつ発生してもおかしくありません。市民の皆様や事業者の皆様におかれましては、引き続き、感染症対策の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

本市におきましては、感染の長期化により大きな打撃を受けておられる事業者、そして市民の皆様への支援を早急に講じていく必要があることから、必要な事業費に係る補正予算を編成し、今定例会に御提案させていただいております。

その主な支援策の一つとして、昨日までを期限とした県独自の感染防止対策期間中に、厳しい経営状況が続く中、営業時間短縮要請に応じていただいた飲食店事業者に対し、県と連携して、協力金を支給する事業に取り組んでまいります。協力金は、これまで国が全額負担しておりましたが、今回は市も一部を負担します。

なお、協力金の申請につきましては、県が一括して受付を行い、本日から受付が開始されております。御協力いただいた事業者の皆様が、漏れなく申請されますよう、周知に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活が困窮するひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、子ども一人当たり一律5万円を支給する事業を行ってまいります。

なお、低所得のひとり親世帯に対する支援につきましては、先んじて、4月1日付けで、市議会並びに議員の皆様の特段の御配慮により、緊急的な予算措置に対する専決処分を行わせていただいております。

これらの事業につきましても、対象となる方が漏れなく受給されますよう、あらゆる機会を通じて周知してまいりたいと考えております。

今後も国の財源を効果的かつ最大限に活用しながら、感染症対策と地域経済の活性化の両立に向けて、スピード感を持って取り組んでまいりますので、引き続き、議員の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

そして、様々な支援策を講じる一方で、長期化するコロナ感染症の収束に向けた今後の鍵を握るのは、ワクチン接種であると考えております。

本市では、3月16日からの医療従事者の接種を皮切りに、4月26日から高齢者施設の入居者及びスタッフの接種を開始しました。そして、先月17日からは65歳以上の方を対象とする高齢者接種を開始したところでございます。

接種に先立ち、先月10日に高齢者接種の予約受付を開始しましたが、電話とインターネットによる予約が殺到し、どちらもつながらない状態が続くなど、多くの皆様に混乱と多大なる御迷惑をお掛けすることとなりました。議員の皆様にも、いろいろな苦情が寄せられたことと思います。これは私どもの見通しの甘さによるものであります。この場をお借りして深くお詫び申し上げます。今後、このようなことがないように十分注意してまいります。

この反省を踏まえまして、先月 31 日に再開しました予約受付では、可能な限り、高齢者の方々が予約しやすい方法の改善に努めました。まず、電話予約による混雑を解消するため、コールセンターの回線数を 10 回線から 25 回線に増設をいたしました。さらに、年齢ごとに電話予約日を設定しました。そして、これまでの電話とインターネットによる予約方法に加え、新たに郵送による申し込み方法を採用しました。その結果、5 月末に再開しました予約受付では、郵送による申し込みが相当数に上ったことから、電話やインターネットによる混乱は、かなり解消されたものと認識しております。

次に、高齢者施設入所者を含む高齢者のワクチンの接種状況につきまして御報告いたします。

昨日現在で、既に約 9,700 人、高齢者全体の約 85% に相当する方が、接種の申し込みをされております。そのうち、1 回目の接種を終了した方が 5,138 人、全体の約 45% となっており、2 回目の接種を終了した方は 1,009 人、全体の約 9% となっております。

接種に当たりましては、希望される全ての方が接種できるワクチンの量は確保できております。接種体制につきましても、宇土地区医師会の御意見をいただいて工夫してまいりました。その全面協力のもと、適正な体制が構築できておりますので、今後とも計画に沿った円滑な接種を実施してまいります。

また、64 歳以下の一般接種につきましては、国が今年 11 月末までの接種完了の目標を示しております。本市におきましても、対象となる市民の方に、7 月上旬に接種券を送付できるよう準備を進めており、接種開始は、7 月中旬頃になる見通しです。今後は、現在進めております、高齢者接種から 64 歳以下の一般接種へスムーズな移行ができますよう努めてまいります。しかし、現時点では、一般分のワクチンが、いつ、どれだけ入荷されるか分からない状況でありますので、国や県に対して迅速な情報提供を要望するとともに、医師会と協議しながら、市民の皆様が安心して接種できるよう、着実に準備を進めてまいります。引き続き、議員の皆様のお理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、先に議決をいただきたい案件がございますので、議案書を二つに分けて提案させていただきます。

まず、議案その 1 の御説明を申し上げます。

議案第 36 号、財産の取得について。これは、予定価格 2,000 万円以上の財産の取得に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは、小型動力ポンプ付積載車 3 台を取得するものでございます。消防機能の維持向上

を図る必要があることから、速やかに落札業者と本契約を締結し、一日でも早く積載車の使用を開始したいと考えております。そのため、この議案につきましては、本日、議決をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。これら2件は、人権擁護委員の任期満了等に伴い、新たな委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

後任の委員の候補者には、高木賢治さん、吉川乃里子さんをそれぞれ推薦したいので、何とぞ、原案どおり答申いただきますようお願いいたします。

この2件につきましても、熊本地方務局宇土支局への推薦期限の都合により、本日、答申をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、議案その2は、専決処分の報告承認関係が5件、条例関係が5件、予算関係が2件、人事案件が1件の13議案及び報告が11件であります。

まず、議案第37号から議案第41号までは、本定例会では間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

議案第37号、専決第7号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について。補正額は1億2,747万4千円を減額するもので、補正後の総額は262億3,817万9千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、市有施設整備基金経費の減額及び職員給の増額を行っております。

民生費では、新型コロナウイルス感染症PCR検査事業の増額を行っております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の増額を行っております。

農林水産業費では、農林漁業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）の減額を行っております。

商工費では、小規模企業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）の減額を行っております。

そのほか、繰越明許費については、老人福祉一般経費（新型コロナウイルス対策分）ほか2件の追加及び新型コロナウイルス感染症PCR検査事業ほか6件の変更を行っております。

議案第38号、専決第8号、宇土市税条例等の一部を改正する条例について。これは、地方税法等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

議案第39号、専決第9号、宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について。これは、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

議案第40号、専決第10号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。補正額は3億8,653万7千円を増額するもので、補正後の総額は198億5,653万7千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）等を計上しております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、ワクチン接種対策事業及びワクチン接種体制確保事業を計上しております。

農林水産業費では、農林漁業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）等を計上しております。

商工費では、小規模企業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）等を計上しております。

教育費では、給食センター施設管理費の増額を行っております。

議案第41号、専決第13号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。補正額は1億6,999万7千円を増額するもので、補正後の総額は200億2,653万4千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金を計上しております。

歳出につきましては、衛生費において、新型コロナウイルス感染症対策事業として、ワクチン接種対策事業及びワクチン接種体制確保事業等の増額等を行っております。

議案第42号、宇土市手数料条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものであります。

議案第43号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

議案第44号、宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、家庭系廃棄物燃えないごみ用指定袋として、新たに小さいサイズのものを作製することにより、市民のごみ排出の利便性を図るため、条例を改正する

ものであります。

議案第45号、宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例について。これは、宇土市つどいの広場を設置し、その管理に必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第46号、宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について。これは、市営住宅等の入居者の資格要件を加え及び特定公共賃貸住宅の家賃の減額を行うことができる期間を見直すため、条例を改正するものであります。

議案第47号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。補正額は2億1,541万8千円を増額するもので、補正後の総額は202億4,195万2千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、市長選挙費及び地域おこし協力隊事業（移住定住事業）等の増額を行っております。

民生費では、高齢者等へのPCR検査助成事業、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）及び予備保育士確保促進事業の計上等を行っております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（家庭用給排水施設等整備補助）の計上等を行っております。

農林水産業費では、緊急自然災害防止対策事業（農村集落整備単独事業）の計上等を行っております。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、営業時間短縮要請協力金の計上及び同事業として、商工観光課分の増額を行っております。

土木費では、単独道路維持事業等の増額を行っております。

消防費では、震災対策事業（危機管理課）の増額を行っております。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（学校教育課分）の計上、市民会館施設改修事業等の増額を行っております。

そのほか、繰越明許費については、市長選挙費の変更を行っております。

地方債については、緊急自然災害防止対策事業（単独漁港改修事業）ほか3件の追加及び農村集落整備単独事業ほか1件の限度額の変更を行っております。

議案第48号、令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。資本的収入における補正額は2,780万円を増額するもので、補正後の総額は1億1,123万7千円です。これは、旧簡易水道施設の建設改良に係る企業債の増額を行っております。

議案第49号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について。これは、宇土市固

定資産評価審査委員会の委員の任期が令和3年6月30日で満了となりますので、新たに委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には園村良一さんを選任したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第4号、令和2年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について。報告第5号、令和2年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第6号、令和2年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第7号、令和2年度宇土市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について。報告第8号、令和2年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。報告第9号、令和2年度宇土市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について。報告第10号、令和2年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

これら7件は、それぞれの会計において継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書又は繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第145条第1項、同令第146条第2項、地方公営企業法第26条第3項又は地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、御報告するものであります。

報告第11号、宇土市土地開発公社の経営状況の報告について。これは、土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告するものであります。

報告第12号、専決第6号、損害賠償額の決定について。報告第13号、専決第11号、損害賠償額の決定について。報告第14号、専決第12号、損害賠償額の決定について。

これら3件は、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告するものであります。

以上が提出しております議案の概要であります。本定例会において、最終日に議案1件を追加提出する予定でありますので、あらかじめ御了承をお願いします。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う生活困窮者に自立支援金を支給するための補正予算に関する議案でございます。対象となる世帯は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金等の特例貸付制度を利用できない世帯で、収入、資産等の一定の要件を満たす世帯でございます。また、支援金は、申請月から3か月にわたり、単身世帯で月額6万円、2人世帯で月額8万円、3人以上の世帯で月額10万円が支給されます。

なお、事業の実施に向けて、現在、必要経費を精査しており、開会日での議案の提出に間

に合いませんので、最終日に追加提案するものでございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号、諮問第1号及び第2号の3件については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第36号、諮問第1号及び第2号の3件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、議案第36号、諮問第1号及び第2号の3件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、議案第36号、諮問第1号及び第2号の3件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第36号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 全員賛成です。

よって、議案第36号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。次に、お諮りいたします。

諮問第1号について、原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 全員賛成です。

よって、諮問第1号につきましては、原案のとおり答申することに決定をいたしました。次に、お諮りをいたします。

諮問第2号について、原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 全員賛成です。

よって、諮問第2号につきましては、原案のとおり答申することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日15日火曜日は、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお願いいたします。

次の本会議は、16日に開き、質疑並びに一般質問を行います。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時04分散会

第 2 号

6 月 1 6 日 (水)

令和3年6月宇土市議会定例会会議録 第2号

6月16日（水）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 芥川幸子議員

- 1 防災・減災対策について
- 2 児童の安全・安心確保について
- 3 運転免許証の自主返納制度について
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組について

2. 藤井慶峰議員

- 1 新型コロナウイルス感染症による経済的悪影響による市民生活の更なる支援について
- 2 児童扶養手当について

3. 野口修一議員

- 1 梅雨時の大雨対策
- 2 台風対策
- 3 地震に対する備え
- 4 観光と情報発信

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1番 佐美三 洋 君 | 2番 小 崎 憲 一 君 |
| 3番 今 中 真之助 君 | 4番 西 田 和 徳 君 |
| 5番 園 田 茂 君 | 6番 宮 原 雄 一 君 |
| 7番 嶋 本 圭 人 君 | 8番 柴 田 正 樹 君 |
| 9番 平 江 光 輝 君 | 10番 檜 崎 政 治 君 |
| 11番 野 口 修 一 君 | 12番 中 口 俊 宏 君 |
| 13番 藤 井 慶 峰 君 | 14番 芥 川 幸 子 さん |
| 15番 山 村 保 夫 君 | 16番 杉 本 信 一 君 |

17番 村田宣雄君

18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 顕君	財政課長	上木淳司君
企画課長	宮崎英児君	まちづくり推進課長	中山好美さん
環境交通課長	北谷太示君	網田支所長	山崎恵一君
網津支所長	伊藤誠基君	福祉課長	松下修也君
子育て支援課長	山口るみさん	農林水産課長	湯野淳也君
商工観光課長	清塘啓史君	土木課長	渡邊 聡君
都市整備課長	岩下信一君	学校教育課長	池田和臣君
生涯活動推進課長	内田雅之君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

14番，芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） おはようございます。公明党の芥川でございます。今回は防災・減災対策など，4点につきまして簡潔に質問させていただきます。執行部の皆様には前向きな御答弁をいただきますよう，どうぞよろしくお願いいたします。

最初の質問は，防災・減災対策に関しましてお伺いをいたします。まず，マイタイムラインの普及，活用についてお尋ねをいたします。

マイタイムラインは，洪水のような進行型災害が発生した際に，いつ，何をするのかを整理した個人の防災行動計画であります。大雨や台風の接近などによって河川の水位が上昇した場合などに，住民一人一人がとる防災行動を時系列に整理し，あらかじめ取りまとめておくことで急な判断が迫られる災害時に，自分自身の行動のチェックリストまた判断のサポートツールとして役立つことができます。各地で毎年のように大規模な洪水が発生し，既に異常気象が日常となりつつある今，自分の命も身近な人の命も守るという意識が必須となつてまいりました。

熊本県は，昨年7月の豪雨で球磨川水系が氾濫し，浸水から逃げ遅れた犠牲者が多かったことを教訓にくまもとマイタイムラインを作成しております。本市においても今月全戸に配布をされたところです。また，防災教育として網田小学校では，マイタイムライン作成の授業が行われたようでございますし，宇城市では，地域の自主防災会でくまもとマイタイムラインの勉強会が開かれたことも新聞に掲載がされておりました。マイタイムラインの作成は，災害を自分のこととして捉え，避難意識を高める効果も十分に期待できると思います。いざというときに確実に避難行動が起こせるよう，多くの人に早期避難を促し，命を守るためのマイタイムラインを積極的に周知し，活用していくべきだと思っておりますが，本市ではどのように普及し，活用していかれるのか，総務部長にお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

マイタイムラインは，大雨や台風などの自然災害から自分自身の命や身近な人の命を守る

ために、あらかじめ一人一人の避難行動をまとめておく防災行動計画です。

昨年7月3日から31日にかけて、日本各地で豪雨が発生した令和2年7月豪雨で、特に3日から4日にかけて記録的な大雨となった人吉球磨地域では、避難が遅れた被災者の存在が浮き彫りになりました。

これを受けまして、熊本県ではくまもとマイタイムラインを作成し、大雨や台風などの災害時に住民がとるべき行動をまとめています。

このくまもとマイタイムラインでは、5段階の警戒レベルに応じた自らがとるべき行動や、家族の連絡先・備蓄品のリストなどをあらかじめ決め、マイタイムラインシートを作成し、家族で共有します。このようにマイタイムラインシートを作成する中で、避難行動等を自ら確認し、考えることで、できる限り早めの避難につなげるものとなっております。

本市では、先ほど芥川議員がおっしゃいましたとおり、このくまもとマイタイムライン（概要版）を6月広報に折り込み、全世帯に配布しております。

今後、地域防災のリーダー的存在であります行政区長や消防団の方々とも連携し、マイタイムラインの活用方法等について周知を図っていくとともに、各地区の自主防災組織による訓練などの中で、県危機管理防災課から講師を招き、実際にマイタイムラインシートを作成するなど、県と協力しながら、くまもとマイタイムラインを活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございます。防災に対する意識を持つことが災害時の逃げ遅れゼロにもつながってまいります。よろしくお願いいたします。

次は、地域の避難所となる学校施設の防災機能の整備につきましてお伺いをいたします。学校施設が避難所としての役割を担うためには、立地環境が安全であること、構造部材の耐震性や非構造部材の耐震対策、施設全体の耐火性など安全対策は重要となります。これまで学校施設の耐震化、非構造部材の耐震対策や老朽化対策について何度か質問をさせていただいておりますが、確認の意味で避難所となる学校施設の耐震性及び安全性等について現状はどのようなになっているのかをお伺いさせていただきます。

そしてまた、避難所では必要最低限の避難生活を確保するための食料などの物資やトイレの対策、情報入手や救援要請のための情報通信設備などの対策が求められます。5年前の熊本地震の際には各避難所の運営従事者と災害対策本部との間で、情報の行き違いや伝達がうまくいかなかった事例が発生をしておりましたが、その後の対応はどうなっているのか、教育部長にお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） おはようございます。

まず初めに、地域の避難所となる学校施設の耐震性及び安全性等についてお答えをいたします。

避難所となっている学校施設の耐震化については、昭和56年以前の旧構造基準で建設されていた、学校施設5校について、平成18年度に耐震診断を行っております。

その結果、現行の構造基準を満たしていなかった建物については、平成20年度から平成23年度にかけて建て替えや耐震補強工事を実施しており、現在は、全ての学校施設が耐震性を満たした建物となっております。

次に、屋内運動場内にあります非構造部材（吊り天井、照明器具、バスケットゴール等）の安全対策についてですが、平成23年に発生した東日本大震災での落下事故を受け、平成28年に吊り天井の耐震化を行い、その後、令和2年度までに照明器具、バスケットゴール等の落下対策を行っているところです。

したがって、現在は全ての学校施設について、耐震性・安全性がある施設となっております。

なお、熊本地震で避難所として使用した際、避難して来られた方から、「トイレが和式だったので使いにくかった。」との意見等があったことから、トイレの洋式化を行っており、令和2年度までに、鶴城中学校を除く全学校が完了をしております。

鶴城中学校につきましても、今年の9月に工事が完了する予定であります。

次に、避難所との情報共有に係る対策についてお答えをいたします。

平成28年熊本地震の際には、小中学校体育館や各地区の体育館等を避難所として開設をしましたが、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、各避難所の運営従事者と災害対策本部との間で、情報の行き違いや伝達がうまくいかなかった事例がございました。

そこで、本市では、現在、7地区の各1か所と福祉避難所の計8か所の避難所でインターネットを利用した宇土市避難所モニタリングシステムを導入しており、各避難所の避難者数を集計する機能のほか、避難所からの要望や報告等を送信できる仕組みを構築しております。しかし、大きな災害ほど開設する避難所が増えることが想定されることから、今後、県が昨年度導入した熊本県防災情報共有システムの活用も含め、開設した全ての避難所との情報共有に対応できるよう、引き続き、環境整備の強化を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。本市としては、学校施設の耐震化を推進するとともに、避難所としての学校施設の防災機能の向上のための取組を進めてい

ただきました。災害時の安全を確保し、良好な避難所としての役割を果たせる学校施設は、災害の多い我が国においてはなくてはならないものであり、その防災機能の強化はより一層の推進が必要であると思います。そのためには、防災担当部局、学校設置者、学校、地域が連携した取組が必要不可欠でありますし、災害時における活動を想定して、必要な防災機能を検討し整備するとともに、定期的に点検、訓練することも重要であると考えます。また、避難所となる学校施設に到着した地域住民の円滑な誘導や、学校施設の効果的な活用のため災害時に校舎、屋内運動場、校庭などをどのように利用するのかを定めた学校施設利用計画を策定することも重要ではないかと思えます。熊本地震の際には、市内の小中学校の体育館のほか、教室にも一時的に避難をされました。今後、発災後に迅速に対応できるよう事前に学校施設の利用計画を作成すべきではないかと思えますが、総務部長に本市の見解をお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

各小中学校の教室は、子どもたちの授業への影響もあり、原則、避難所としての利用は難しいと考えており、利用計画書の作成は検討しておりません。

しかし、平成28年熊本地震のときは、各小中学校体育館のほか、休校期間中、教室を緊急的に一時避難場所として開放しております。

今後も、熊本地震のような大規模災害が発生した場合は、教育委員会と連携し、迅速に対応したいと考えております。

また、走潟地区におきましては、走潟小学校の校舎を津波発生時の緊急避難場所としており、校舎の鍵を地区の協力者4名にお渡ししております。市、小学校、協力者（鍵所有者）の3者で覚書を交わし、有事の際は、至急、校舎を開放していただくこととしております。

なお、昨年10月の総合防災訓練は、走潟地区において、行政区長や鍵の所有者、消防団第6分団の方々などに御参加いただき、小学校屋上への津波避難訓練を実施しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。

次は、本市における流域治水対策についてお伺いをいたします。気象庁は6月から8月の3か月予報で、北日本から西日本の降水量は平年並みか多いと発表をしました。国は来たる出水期に備え、まち全体で河川の氾濫などに対応する流域治水の取組を加速させるとしております。具体的には、これまで大規模な河川に限っていたハザードマップの作成エリアを、近年氾濫するケースが増えている中小河川にまで拡大をする。また都道府県に浸水想定区域

の設定を義務づけ、それに基づき市町村が避難所やルートを示したハザードマップを作成して、水害リスクの周知に生かすこととしております。

そこで、流域治水に関して、本市の取組状況を建設部長にお伺いをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えいたします。

流域治水とは、近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えるため、これまでの河川の管理者が主体となって行う治水対策と併せ、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、自治体や企業、住民等、流域全体のあらゆる関係者が協働しながら、氾濫をできるだけ防ぐための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策など、流域全体で治水対策に取り組むものです。

この流域治水を推進するため、治水対策の全体像を流域治水プロジェクトとして取りまとめる取組が始まっております。

本市を流れる緑川，浜戸川，潤川等が属する緑川水系においては、本川緑川の管理者である国が主体となって、令和2年9月に流域自治体等で構成する白川・緑川水系流域治水協議会が設置され、令和3年3月に白川・緑川水系流域治水プロジェクトが取りまとめられました。

また、網津川，網田川といった緑川水系以外の県が管理する河川においても同様の取組が始まっており、宇城地域振興局が主体となって協議会が設置され、流域治水プロジェクトが策定される計画です。

なお、流域治水に関する本市の取組としましては、氾濫をできるだけ防ぐための対策として、市が管理する河川の改修工事のほか、日頃から護岸の補修や堆積土砂の浚渫を行い被害軽減に努めているところです。さらに、今年度から令和6年度までは、令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業債を活用し、広範囲にわたり浚渫工事を行う計画としております。

また、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策として、越水の可能性が高い河川の近隣住民に対し、自主的避難の判断材料として活用できるよう、市独自で河川監視カメラを設置しております。現在は、飯塚川に3基，網津川に2基，潤川，船場川，曾畑川，伊無田川に各1基ずつ設置しており、市のホームページから国や熊本県が管理する河川と併せ、河川の状態をリアルタイムで閲覧できるようになっています。

さらに、宇土市総合防災マップを平成31年2月に作成し、全戸に配布しており、今年度、潤川，網津川の最大想定規模の浸水想定区域図を反映した総合防災マップの作成と全戸配布を計画しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 詳しい御答弁ありがとうございました。本市の防災・減災対策をさらに強化していただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、児童の安全・安心確保につきましてお伺いをいたします。地域における児童の安全・安心確保へのニーズが高まっている中、地域活動を通じて児童を見守ることが重要となっております。しかし、地域によって多様な課題があり、児童の見守りが十分に行えていない地域もあるようであります。そのため、地域における人的見守りを支援するために、児童見守りシステム等があります。児童見守りシステムとは、児童が持つ電子タグなどの端末設備を活用し、児童の登下校時における確認等、児童の安全・安心を確保できるような情報通信システムでございます。例えば、ランドセルなどに付けるICタグを学校の校門に設置されたICタグ読み取り装置が感知し、保護者にメール等でリアルタイムにその情報を提供することにより、保護者は子どもが無事に登校したことを確認できるほか、子どもの下校開始時間を知ることで、その帰宅時間を予想することが可能になり、出迎えや通学路での見守り等を的確に行うことができるようになるというものです。

このシステムは、総務省が子どもの安全を守る情報システムとしての児童見守りシステムのモデル事業を平成19年度に実施しております。県内では既に導入されている学校も多くあります。このシステムは見守り活動をしている方々にもメールすることで、登下校の時間を的確に知ることができ、効率的で有効な見守り活動ができるとも総務省の手引き等で明記されております。本市でも導入について検討されてはどうかと思います。教育部長に本市の見解をお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

近年、登下校時の通学路で、子どもたちが事件や事故に巻き込まれる被害が発生しており、地域における子どもたちの安全確保が喫緊の課題となっております。そのため、学校・家庭・地域が防犯意識の高揚を図り、連携して子どもたちを見守っていく必要があると考えております。

現在、教育委員会におきましては、通学路の安全対策として、交通安全と防犯の観点を取り入れた宇土市通学路安全プログラムに基づき、子どもたちが安全に通学できるように、関係機関と連携しながら通学路の安全確保を図っております。

さらに、昨年9月から、通学路に特化した見守り体制の強化を図るべく、宇土市子ども見守りボランティア事業を立ち上げ、学校・家庭・地域・行政が一体となって、地域ぐるみで登下校時の通学路における子どもたちを見守る環境体制の構築に努めているところでございます。

議員御提案の児童見守りシステムは、先ほど議員からの説明がございましたけれども、登下校の際に子どもたちが学校の門を通過すると、ＩＣタグが反応し、「今、学校に入りました」、「今、学校を出ました」というメールが保護者へ自動的に送信されるというシステムで、大きな安心を保護者に提供できるシステムの一つであると考えております。

そこで、教育委員会としましては、このようなシステムを導入している他自治体の先進事例を調査し、成果や課題等について情報を収集し、検討をしております。

今後とも、子どもたちの登下校時のより一層の安全確保に向け、本市の実態に応じた見守り体制を整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。子どもたちの登下校時のより一層の安全確保に向けた対策をよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次は、運転免許証の自主返納に関する質問をさせていただきます。警察庁の調べによりますと、自主返納の申請件数は年々増加しており、2017年に初めて年間40万件を突破し、2019年には60万件を超えております。そのうち75歳以上が半数を占めているということです。運転免許証の自主返納をした場合、申請すると運転経歴証明書の交付を受けることができ、公的な本人確認書類として利用できます。そして2019年12月からは、運転免許証の更新を受けず、既に失効してしまった場合でも、5年以内に申請すれば証明書が交付されることとなりました。この証明書を提示することで、様々な特典を受けることができる場合があります。例えば、タクシーやバスなどの公共交通機関を割引運賃で利用できる自治体があります。そして企業からも、割引価格でのサービスなど多岐にわたる特典も受けられることもあります。県内においても、運転免許証の自主返納者に対する支援策は自治体によって異なりますが、支援策の中には、運転経歴証明書の申請手数料に対する補助金を交付している自治体もあるようでございますが、運転免許証の自主返納者に対する支援について、本市及び他自治体の支援状況をお伺いしたいと思います。また、本市においては、運転経歴証明書発行手数料の助成等の支援ができないのか、市民環境部長に本市の見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、免許証返納者数についてですが、熊本県における65歳以上の免許証返納者数は、平成22年に年間502人であったものが、平成27年には2,773人、昨年、令和2年には6,441人と、年々増加している状況です。

全国的にも免許証返納者数は増加しておりますが、これは高齢ドライバーのブレーキとア

クセルの踏み間違いによる暴走事故や逆走などが、社会問題となっていることが背景にあると思われます。

一方で、公共交通機関が発達していない地域においては、代わりの移動手段が少なく、免許証返納後の移動手段に不安を感じておられる方が多いのも現状です。

そのため、本市においては、免許証返納者に対して、コミュニティバス行長しゃん号の運賃を半額割引する支援や運転免許証を返納して1年以内に電動アシスト自転車を購入し補助金の交付申請をされた方に対しては、通常2万円の補助上限を4万円まで拡充して交付する支援を行っております。

なお、令和2年度に電動アシスト自転車の購入費助成を受けられた方は18人いらっしゃいましたが、そのうち9人の方が免許証返納者でした。

また、県内他市の支援状況としましては、運転免許証と同様に身分証明書として使用できる運転経歴証明書の発行手数料の助成や、バス等の公共交通機関で利用できるICカードの交付、タクシーの回数券交付等を行っている自治体もございます。

今後、本市としましては他市の状況を注視しながら、よりよい支援策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最後の質問でございます。地域共生社会の実現に向けた取組につきましてお伺いをいたします。これまでの日本の社会保障制度が人生において典型的なリスクや課題を想定して、生活保護、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉など属性別・対象者のリスク別の制度を進展させ、専門的な支援の充実をさせてきました。しかし、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが多様化し、80代の親が50代の中老年のひきこもりの子どもを養う8050問題、介護と育児を同時に担うダブルケアなどや世帯全体が孤立している状態など、住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、子ども、障がい、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状があります。

そこで、生活に関するどんな悩みごとにも受け止める包括的な支援が必要だということから、複数の悩みごとを抱える住民を各機関が連携をして必要な支援につなぐ新たな取組が、本年4月より始まりました。その柱は、断らない相談支援を含む包括的支援体制づくりでございます。社会的孤立を防ぎ、誰一人置き去りにしない地域共生社会の実現に向け、公明党が政府に提言などを繰り返し訴えてきた施策であります。市町村が創意工夫をもって、包括的な支援体制を円満に構築・実践できる仕組みをつくるために、社会福祉法に基づき重層的支援体制整備事業が新しい事業として実施をされております。現在は、市町村の任意事業となっておりますが、本市における取組状況をお伺いしたいと思います。

そして、一つの例でございますが、一つの世帯に複数の課題が絡み合って存在しているという、どこに相談したらよいか分からない課題などに対応できるように、福祉まると相談窓口などを設置して、専門職と一緒に考え、必要なサービスを紹介したり適切な機関につなげたりと、相談先が分かるような体制を構築している自治体もあります。本市でも、複雑な悩みを抱えていらっしゃる方が相談しやすいような窓口、体制を是非つくり上げてほしいと思います。健康福祉部長に本市の見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） まず、重層的支援体制整備事業について御説明いたします。

この事業は、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止め、問題解決に向けて各関係機関の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるような体制の構築を目指すものです。

当該事業における支援内容として、一つ、地域の様々な相談を受け止める相談支援。二つ、既存制度や地域資源を活用し、当事者と社会とのつながりの回復を目的とする参加支援。三つ、地域での孤立を防ぐとともに、多世代間の交流や活躍の機会を生み出す地域づくりに向けた支援の三つがあります。

今年度、熊本県内において重層的支援体制整備事業の前段階である移行準備事業に取り組む予定の自治体は9市町でございます。本市におきましても、第4期宇土市地域福祉計画に基づき、体制整備の準備を始めたところです。今後は、県内で移行準備事業に取り組む市町の視察を行うなど、本市の支援体制構築の検討・準備を進めていく予定としております。

なお、支援体制の構築を進める上での前提条件といたしまして、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践等の地域資源の強みを生かす体制とすることが挙げられております。このため、庁内関係部局のみならず庁外の支援関係機関とも議論を積み重ね、この事業に対する意識の共有を図りながら、宇土市の特色を生かし、相談先が分かりやすいなど、市民に寄り添った重層的支援体制をつくり上げていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございます。答弁にありましたように、宇土市の特色を生かし、相談先が分かりやすいなど、市民の皆様に寄り添った重層的支援体制をつくり上げていく必要があると考えているとのことでした。市民に寄り添ったすばらしい体制ができるものと確信をいたします。どうかよろしくお願いいたします。

次は、ヤングケアラーの支援につきましてお伺いをいたします。

近年、ヤングケアラーという言葉を目にするようになりました。ヤングケアラーについて日本ケアラー連盟では、「大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介

護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども」と定義をされております。ヤングケアラーの実態調査が初めて全国規模で行われ、結果が発表されたことで、実態が浮き彫りになりました。

その結果、中学2年生の約17人に1人、そして高校2年生では約24人に1人が世話をしている家族がいると回答をしていました。その中には、「世話をしているも自分のやりたいことへの影響は特にない」と回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話をほぼ毎日している中高生は、約半数に上っています。また、一日平均7時間以上も世話をしている中高生が、約1割存在するという結果だったということでございます。さらに深刻なのは、4割近くの児童が、自らをヤングケアラーだと自覚できていないということです。学校側としても実態の把握は大変難しいとは思いますが、学校がヤングケアラーを早期に見つけ、世話を託せるヘルパーなどの福祉サービスにつなげることが必要だと考えます。そのためにも、先生方にはアンテナを張っていただき、相談しやすい環境づくりをお願いしたいと思います。また、先生方に対し、ケアラー支援の研修会を実施するとともに、教育部門と福祉部門との連携を強化する必要もあると考えます。

そこで、ヤングケアラーについて本市では、どの程度実態を把握されているのか。また、どのような支援体制を取られているのか教育部長にお伺いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもたち、いわゆるヤングケアラーと言われる児童生徒については、これまでも一定数存在していると言われており、国においては、令和2年度から全国の公立中学校1,000校、全日制の高校350校、共に2年生が対象となっているところでございますが、こちらを抽出し、インターネットによるアンケートを実施、1万3千人から回答を得ております。

この調査の結果が本年4月に公表をされており、全国の中学2年生の約6%、高校2年生の約4%が該当するとされております。

これまで本市においては、児童生徒に対する虐待やネグレクトなど保護が必要な子どもの実態把握については積極的に行ってまいりましたが、このヤングケアラーが家庭内で抱えている問題においては、様々なケースがあると言われていたこともあり、正確な情報をつかめていないのが実情でございます。

例えば、親が病気がちである・心身に障がいがある、子どもでありながら高齢者の介護や家事、兄弟の世話を担うなど、表面化しにくい介護が原因のケースが挙げられます。

背景には、家族形態の多様化や高齢化、ケアを行う大人の減少、また、支える大人が十分ではないことが影響していると言われております。

問題は、そのような家族の状況を抱えた子どもたちが、不登校や学業の時間の圧迫、また、部活動ができないなど、自らの成長や教育に影響を及ぼしているところにございます。

しかし、この問題の難しいところは、家族のケアを行うことが、本人の意欲や自己肯定感を高める要因となっている側面があるという点です。

学校ではこれまで、不登校や普段から欠席が多い子どもに対しては、ネグレクト等の可能性を疑い、そのための調査を行ってきましたけれども、今後は、ヤングケアラーの可能性も視野に入れ、まずは本人の意思確認や家族からの聞き取り等を実施し、子どもたちが健やかに成長する権利を侵害していないか確認した上で、支援を行っていく必要があると考えております。

そのために学校では、この問題に対する研修等を行うなど、ヤングケアラーを早期に発見し、支援できる組織の体制に整えていく必要があると考えております。

今後は、教育委員会や学校現場だけでなく、スクールソーシャルワーカーや児童相談所など、福祉部局が持つ情報についても共有するなど組織的に連携し、問題を抱えた子どもたち一人一人に応じた支援を積極的に行っていけるよう、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。このようなヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるため、厚生労働省、文部科学省において検討された支援策が、先月取りまとめられたところでございます。御答弁にありましたように、今後問題を抱えた子どもたち一人一人に応じた支援を積極的に行っていけるよう、しっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして暫時休憩いたします。午前10時45分頃から会議を開きますので、よろしくようお願いいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時39分休憩

午前10時44分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

13番、藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） おはようございます。無所属の藤井慶峰です。早速、質問に入らせていただきます。

昨年春から新型コロナウイルス感染症の影響で、国民生活は極めて厳しい状況にあります。今年3月議会で、困窮する市民生活の現状と困窮する市民を救済する政策について質問させていただきました。今年5月12日のNHKニュースで、厚労省の発表によりますと、「今年2月の生活保護の申請件数は1万7千件余りと、前の年の同じ月よりも増えている。6か月連続の増加となった。厚生労働省は3度目の緊急事態宣言が出されるなど、状況はさらに深刻化する恐れがある」としております。厚生労働省によりますと、「今年2月に生活保護が申請された件数は、全国で1万7,424件、前の年の同じ月と比べて1,309件、率にして8.1%増えた」とあります。生活保護の申請件数が前の年の同じ月より増加したのは、6か月連続です。前の年と比較した増加率は、去年9月は1.7%でしたが、11月は2.7%、12月は6.5%、今年2月は8.1%と大きくなっている傾向にあります。

また、今年2月に生活保護の受給を新たに始めた世帯は1万6,518世帯と、前の年の同じ月と比べて1,475世帯、9.8%増えました。生活保護を受給している世帯は全国で163万7,143世帯と前の年の同じ月より0.3%増加しています。厚生労働省は、「新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、再就職が難しいことなどから生活が苦しく、追い詰められる人が増えている。3度目の緊急事態宣言が出されるなど、状況はさらに深刻化する恐れがある」としています。

厚生労働省はホームページで、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるのですから、ためらわずに御相談してください」とメッセージを発信しております。

このように全国的に増加傾向にあるようでございますが、本市の生活保護申請の現状について、健康福祉部長にお伺いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） まず、3月議会後の新たな生活保護の支給決定状況についてお答えいたします。

生活保護の支給決定状況についてですが、令和3年3月は支給決定が3件、4月が3件、5月が3件となっており、令和3年3月以降に申請があった世帯については、全て支給決定となっております。

前年の令和2年3月は4件、4月が9件、5月が4件でしたので、3月から5月までの合計で比べますと支給決定件数は減少しています。

最近の申請理由としては、高齢者世帯の預貯金等の減少や他市町村からの転入によるものが多く、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を原因とした申請は、3月以降は1件もござ

いません。

全国的には生活保護受給者が増加しており、新型コロナウイルスの感染拡大や長引く緊急事態宣言の影響による経済不況や失業等がその要因とされておりますが、本市におきましては現在のところその影響は受けていないように見受けられます。しかしこれは、昨年実施された世帯員一人当たり10万円の特別定額給付金や子育て世帯臨時特別給付金等の給付金制度に加え、緊急小口資金等の生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金の支援要件の大幅な緩和等が要因ではないかと考えております。実際5月末時点で、緊急小口資金が延べ289件、総合支援資金が延べ306件の利用があり、合計で最大200万円となる緊急小口資金と総合支援資金を借り入れ可能な額まで利用している世帯が、そのうち66件ございます。また、住居確保給付金は、コロナの影響が顕著になった昨年4月から今年5月までの間に、23世帯に対して給付しております。

以上のことから、今後感染拡大による経済への影響が長期化すれば、本市においても生活保護の申請者が急増する可能性があるかと危惧されますので、動向を十分に注視してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） ありがとうございます。ただいま答弁がありましたけれども、今後新型コロナウイルスの影響で、申請が増えてくる可能性は大きいと思います。私は、熊本市に本拠を置いている緊急支援ネットワークのメンバーでもあります。昨年夏の人吉球磨地方、芦北地方の水害のときには、チーム宇土やほかのボランティア団体と協力をしながら、支援活動をさせていただきました。今は支援活動の中心が、子ども食堂とひとり親家庭の支援になっております。その活動の中に、ひとり親家庭の厳しさを目にするわけであります。先ほど申し上げましたとおり、厚労省は「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもありますので、ためらわずに御相談ください」とメッセージを発信しております。申請があった場合には、申請者に寄り添った親切な対応をお願いしております。

3月議会から僅か3か月しか経っておりませんが、市長の答弁の中で「本市においても更なる独自の支援策として、何が市民の皆様にとって有効なものとなり得るか、あらゆる視点から協議検討を行っているところであります。また、国や県に対し、新たな支援策を要望することが必要であると考えております。新型コロナウイルス感染症の長期化により、今後、国において追加の経済対策が実施された際には、この財源を有効活用しながら、市独自の支援策の実現に向け取り組んでまいります」と、これは私の一般質問に対する答弁であります。前向きな答弁をいただきました。

今定例会に補正予算と議案が上程されておりますことは承知しており、市長が3月議会において答弁された、困窮する市民に対する支援策を実行に移されているということを楽しんで思うわけでありませう。

そこで、3月議会以後、学生、ひとり親世帯、低所得世帯において生活に困窮する世帯に対して、本市独自の支援制度は検討又は実施されたかについて、健康福祉部長にお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 昨年度の国の新型コロナウイルス感染症対策として、本年の3月市議会定例会において答弁しました内容と重複いたしますが、まず、子育て世帯に対しては、経済的な困難が生じている低所得のひとり親世帯に対し、臨時特別給付金として、1世帯に5万円、第2子以降一人につき3万円の給付、家計急変者については5万円の追加給付が行われました。また、国の新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、再度、ひとり親世帯臨時特別給付金の同額の支給がなされました。併せて、熊本県からもひとり親世帯への生活支援給付金として、さらに2万円の支給もなされております。

市独自の支援としましては、18歳以下の子どもがいる世帯への消費に与える影響と低迷する地域経済の活性化を図ることを目的に、宇土市新型コロナウイルス経済対策商品券を1世帯につき1万円分、児童扶養手当受給世帯主又は就学援助認定世帯主に対しては3万円分の給付を行っております。

今年度につきましては、令和3年3月23日に閣議決定された、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のうち、ひとり親世帯分について、令和3年4月1日に補正予算の専決処分を行わせていただき、4月分の児童扶養手当受給者382人、児童数575人に対し、子ども一人につき5万円の給付金を5月から支給しております。また、ひとり親世帯以外の低所得の世帯分については、今定例会に補正予算を上程し、7月からの支給を予定しております。

次に学生への支援としましては、地方創生臨時交付金を活用し、令和2年8月から令和3年1月まで市独自の取組として、ふるさと宇土を担う若者を応援するため、国の学生支援緊急給付金の対象となった方々に、上乘せとして5万円の給付金を支給しました。

最終的に受給者は47人となり、大学生等で支援が必要な方々に対しては支援が行えたと考えております。

その後、学生への支援については、現時点で国・県においては新たな支援策を実施する動きはありませんが、今後、追加の経済対策等が実施された際には、有効な市独自の支援策について検討してまいります。

次に、低所得者世帯や失業して生活に困窮した方への支援につきましても、3月市議会定

例会で御説明いたしました生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金がございます。

生活福祉資金の特例貸付につきましては、前回、申請期限が令和2年12月末から令和3年3月末まで延長されたと御説明しましたが、今回さらに令和3年8月末まで受付期間が延長される予定となっております。

また、住居確保給付金についても同様に、令和3年9月末まで受付期間が延長される予定です。

さらに、詳細はまだ決定しておりませんが、7月から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請と支給が始まります。

この支援金は、生活福祉資金の特例貸付のうちの一つである、緊急小口資金や総合支援資金の再貸付を終了した世帯、再貸付について不承認とされた世帯のうち、収入要件、資産要件、求職等の要件を全て満たす世帯に対して、最高10万円が申請月から3か月間支給されるものです。この事業に関しましては、実施に向けて、現在必要経費を精査しておりますので、最終日に補正予算を追加提案させていただく予定です。

以上、御説明した制度は、いずれも市独自の制度ではございませんが、今後も既存の制度や新たな制度を活用しながら、生活困窮者に寄り添った対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） ありがとうございます。国・県の支援制度と市独自の政策もできることから実行しておられ、他の政策も検討して実現に向けて努力しておられることで理解をしたいと思います。

最後の質問になります。新型コロナウイルス感染症に関わる支援制度の中で、ひとり親家庭に支給される給付金について、実際は離婚が成立してひとり親家庭で子育てをしているのにもかかわらず、様々な給付金を受けられない家庭があります。どういうことかと申しますと、離婚した父親が、自分が扶養していない子どもを会社に対して扶養異動届を出さないから健康保険証をもらえない。そのため母親が児童扶養手当の認定を受けられない。その結果、児童扶養手当受給世帯に支給される支援金を受けられないという事態が起きております。これは、私が相談を受けたひとり親の家庭のことでございますが、ほかにもこういうことがたくさんあるのではないかとということを心配しております。

実際、昨日緊急支援ネットワークのほうから、ひとり親家庭に対する食料品の搬送がございました。宇土市のそのお母さんが、どうしても1週間ほど行けないということでございましたので、では、私が代わりに受け取ってこようということで、食料品ですから長く置くわけにはいきませんので、昨日受け取ってきたわけでございます。そのときに、その内容等をお話ししましたところ、やはりこのような家庭が熊本市内あるいは周辺でもあるそうです。

結局父親が協力をしないということで、ずいぶん困っているということがございました。そういうことが結構あるようでございます。DV（ドメスティックバイオレンス）の被害者であれば、児童扶養手当が受給可能であります。この場合もそのような扱いにして児童扶養手当の支給対象にすべきではないかと考えるわけであり。その点について健康福祉部長にお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

支給の要件は、父母が婚姻を解消した子ども、父又は母が死亡した子ども、父又は母が一定程度の障がいの状態にある子どもなどが挙げられます。議員御質問の父又は母のいずれかから他方がDV（ドメスティックバイオレンス）の被害を受けた子どもに関しては、父母の婚姻の解消はなくとも、裁判所からの保護命令が出された場合には、当該子どもを監護している父又は母が支給対象となります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） ありがとうございます。私が相談を受けている事案の場合は、やっと離婚が成立しました。実際に母親が二人の子どもを養育しております。ただ、離婚した父親が扶養異動届を出していない、それが児童扶養手当の支給対象者に認定されないということでございました。私はこれはおかしいんじゃないかということを考えているわけです。DVの場合は裁判所に申し立てて、保護命令を発令してもらうことにより認定されるということですが、身体的な暴力ではないけれども、経済的又は精神的に被害を与える行為であります。見方によれば、元夫が勤務する会社から扶養手当をもらっているかもしれません。もしそうであれば、詐欺に当たるのではないかとということさえ思うわけでございます。私たちは人権問題を考えたとき、目の前で人権侵害が行われたときに、それを傍観することが加害者に加担する行為でもあります。そういう点からも、この母親の苦労をおもんばかってどうしたら児童扶養手当の支給対象として認定できるか、また、様々な支援金を受けられるようにできるかを考えていただきたいと思うのであります。当事者にとっては、まさに死活問題であります。私は、こういう人たちのためにも頑張っていきたいと思っております。この点について、再度健康福祉部長にお考えをいただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 子どもを父の社会保険の被扶養者から外すことができれば、

児童扶養手当の支給対象ともなり、結果として、児童扶養手当の支給を要件としている様々な支援金を受けていただくことも可能となります。

藤井議員が御相談を受けられているようなケースでは、子どもを父の健康保険の被扶養者から外す手続きは、当該保険の被保険者である父からの届出に基づいて行われており、これまでは、父が届出を行わない場合は、子どもを被扶養者から外すことができませんでした。しかし、厚生労働省の通知により、令和3年4月1日から、DVの被害を受けた場合などは、被害者である母が子どもを元配偶者の健康保険の被扶養者から外す手続きを行うことが可能となりました。

児童扶養手当の手続きに関しては、このようにそれぞれの事情に合わせてケースバイケースでの対応が必要な場合が多いため、個別に御相談をいただければと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） ありがとうございます。昨日、ただいまの答弁にありました被害者、当事者である母親から元夫の健康保険から子どもの扶養を外すという手続きをしたことを聞きました。これで早く手続きが進むんだろうと思います。これから先、このような家庭も増えると思います。申請者の苦しみに寄り添った御支援、御指導等をさらにお願ひしておきたいと思ひます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。午前11時10分頃から会議を開きます。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時05分休憩

午前11時10分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

11番、野口修一君。

○11番（野口修一君） おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。今回の一般質問は、宇土市の自然災害の防災について、観光地の情報発信について質問させていただきます。

まず、初めのテーマは梅雨時期の大雨、豪雨災害についての質問です。5年前、熊本地震後に起こった宇土市の大雨被害について検証し、その特徴とその後の対策について報告ください。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

まず，平成28年6月20日深夜から21日未明にかけて発生した豪雨災害による被害状況について説明いたします。

福祉課所管の災害救助法に基づく被害状況調べによりますと，市全体の被害状況は，人的被害が死者2名。河川及び周辺道路等の被害箇所が30か所。住宅の被害が全壊が3棟，大規模半壊と半壊が68棟，床上浸水が101棟，床下浸水が100棟となっております。

その内訳につきまして，税務課が発行しましたり災証明書を基に分類しますと，飯塚川流域で人的被害が死者1名。河川及び周辺道路等の被害箇所が6か所。住宅の被害が全壊1棟，大規模半壊と半壊が27棟，床上浸水が23棟，床下浸水が19棟。

網津川流域で，人的被害が死者1名。河川及び周辺道路等の被害箇所が20か所。住宅の被害が全壊2棟，大規模半壊と半壊が37棟，床上浸水が43棟，床下浸水が43棟。

網田川流域で，河川及び周辺道路等の被害箇所が4か所，住宅の被害が大規模半壊と半壊が2棟，床下浸水が1棟となっております。

次に，豪雨災害が発生した気象状況について御説明いたします。

気象庁が，平成28年12月16日に発表しました「災害時気象報告 梅雨前線による6月6日から7月15日にかけての大雨等」によりますと，「梅雨前線が沖縄・奄美から本州付近に停滞し，断続的に大気の状態が不安定となり全国各地で大雨となり，特に6月19日頃から6月24日頃にかけて，前線が本州付近に停滞し，その前線上に複数の低気圧が発生したため，九州地方を中心に一日の降水量が200ミリを超える大雨となった」と発表しております。

また，平成30年9月定例会で，野口議員から今回と同様の質問がありましたので，その際に熊本地方气象台に確認したところ，「東西に伸びた梅雨前線がほぼ真東へゆっくりと移動し，そこへ南からの暖かく湿った空気が継続的に流れ込んだため，長崎県雲仙岳や甲佐町，そして本市と緯度の近い地域に，いわゆる線状降水帯が発生した」とのことでした。

この線状降水帯とは，次々と発生する発達した雨雲が列をなして，組織化した積乱雲群によって，数時間にわたってほぼ同じ場所を通過又は停滞することによって作り出される線状に伸びる長さ50キロメートルから300キロメートル程度，幅20キロメートルから50キロメートル程度の強い降水を伴う雨域のことです。

その結果，20日午後11時20分に，熊本地方气象台から，50年に一度の大雨として記録的短時間大雨情報が発表され，气象台が馬之瀬町の防災センターに設置している宇土観測所で，午後10時27分からの1時間に122ミリという2006年から観測を開始して以来，最大の降水量を記録しました。

また、熊本県が設置しています網引観測所においては、午後10時50分からの1時間に136ミリという猛烈な降水量が観測されています。

さらに、甚大な被害をもたらした要因の一つとして、4月に発生した熊本地震による地盤のゆるみ等が影響していると思われます。

そのため、この豪雨災害につきましては平成28年熊本地震を起因とした災害として、激甚災害に指定され、災害救助法も適用されております。

市としましては、被災の経験を生かし、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成、また災害対応に関する各種マニュアルにつきましても随時見直し、修正をしております。さらに、総合防災マップを平成31年2月に作成し、全戸に配布しております。

この総合防災マップにつきましては、今年の3月定例会で今中議員に答弁しましたとおり、今年度、潤川、網津川の最大想定規模の浸水想定区域図を反映した総合防災マップの作成と全戸配布を計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。改めて被害状況を確認し、すごい水害だったと振り返りました。5年前の経験を基にして、後の質問をしていきます。

次に、昨年の熊本豪雨後に宇土市職員、市議会も含め宇土市民が熊本豪雨の被災地へ災害ボランティア活動に行かれました。大変な被害を目の当たりにしました。

そこで、市として昨年の熊本豪雨の球磨川沿いの被害状況を検証し、5年前に起こった宇土市の豪雨と比較して違う状況はありますが、球磨川水害から得られるデータを基に、対策と避難、さらに予防策について御説明ください。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えします。

まず、令和2年7月豪雨災害における県内の被害状況について、熊本県の発表（令和3年6月3日現在）によりますと、県全体としましては、人的被害が死者65名、行方不明者2名、負傷者が重傷・軽傷合わせて51名。また、住家被害が全壊が1,491棟、大規模半壊と半壊が3,112棟、一部損壊が、2,079棟、床上浸水が287棟、床下浸水が426棟となっております。

このうち人吉市では、人的被害が死者20名、負傷者18名。住家被害が全壊が900棟、大規模半壊と半壊が1,449棟、一部損壊が299棟、床上浸水が268棟、床下浸水が156棟。

芦北町では、人的被害が死者11名、行方不明者1名、負傷者5名。住家被害が全壊が73棟、大規模半壊と半壊が915棟、一部損壊が577棟。

次に球磨村では、人的被害が死者25名、負傷者2名。住家被害が全壊が332棟、大規模半壊と半壊が74棟、一部損壊が51棟となっております。

次に豪雨災害が発生した気象状況について御説明いたします。

気象庁の気象研究所が、令和2年12月24日に発表しました令和2年7月豪雨における九州の記録的大雨の要因を調査によりますと、7月3日から8日にかけて九州では、9事例の線状降水帯が発生しており、これは、5日間に発生した線状降水帯としては、2009年以降で最多の記録でした。この9つのうち、7月3日から4日に球磨川流域に記録的な大雨をもたらした線状降水帯は、長さが約280キロメートルで13時間も停滞するなど、2009年以降に九州で発生した線状降水帯のうち、規模が最も大きく、停滞時間も最長を記録しております。

特にこの線状降水帯は、梅雨前線上の小低気圧の影響で、極めて多量の水蒸気が流入して発生しております。これに加えて、上空への寒気流入の影響で非常に不安定な大気の状態になっていたため、近年の豪雨の中でも、最も背の高い積乱雲がこの線状降水帯を形成したことが明らかになっております。

その結果、人吉球磨地方で記録的な大雨が降り、特に球磨川沿いにあります八代市坂本町の横石観測所では、12時間雨量最大値が361ミリを記録しております。

このように、5年前の本市での豪雨や令和2年7月豪雨を含め、近年の全国的な豪雨災害の特徴として線状降水帯の発生が挙げられます。

本市としましても、気象情報の収集や予防的避難所の開設に努め、明るいうちからの早めの避難を呼び掛けていくことで、逃げ遅れに伴う被害を防ぐとともに、先ほど芥川議員の御質問に答弁しましたとおり、マイタイムラインを活用した自主防災訓練等による市民一人一人の防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。説明にあった線状降水帯から降り続く大量の雨、昨年の球磨川流域での被害検証で、5月23日にNHK教育テレビで放送されたサイエンスZEROで熊本豪雨が取り上げられ、特に球磨川流域の被害研究から人吉球磨全域で降った大雨は、昭和40年の水害の倍近い量だった。川の堤防をはるかに超えて流れ込んだ水は集落を川のように流れる、その速度は津波の流れの速さに匹敵し、破壊力を増したと報告されています。議会有志で最初に災害ボランティアに行かれた坂本町荒瀬地区では、津波に匹敵する流れの速さから、カーブでは遠心力が働き、内側の水面より外側は4.3メートル高いところまで水が上がったことが確認をされています。私も荒瀬地区に7月16日に泥出しに行ったときに聞いた、「これまでより4メートル近く上がった」との現地の方が

語っておられました。たぶん5年前の水害でも川の規模は違いますが、同じような状況が発生したと思っています。

次の質問に移ります。質問の前になぜこの質問をするのか御理解いただくために、私がボランティア活動に出かけた土石流被害現場写真を紹介します。最初の山間の川が埋まっている写真は球磨川沿い海路駅のある芦北町海路地区の被害状況です。3階建ての建物は元小学校で、道路より高い位置にある建物の1階が完全に埋まり、道路が川となって流れたことが分かります。海路地区の住民は孤立、全員が自衛隊のヘリコプターで助け出されました。

二つ目が津奈木町に面する芦北町室地区の土石流現場です。これはここではお1人が犠牲になりました。こんな小さな支流からものすごいような土砂が出て、1軒の住宅が埋まっていました。支流だから被害がそうでもないとの考えは間違いと理解できます。新聞資料は、つい最近熊日に掲載された山林を活用する水害対策についてのものです。

ここからが質問なのですが、昨年の熊本豪雨災害と5年前の大雨で、網津川、飯塚川、網田川流域が受けた水害を検証して、森林保全で表土流出防止、土石流を減らす砂防対策、本流の河床掘削効果について報告ください。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

先ほど、総務部長の答弁にもありましたが、昨年7月に発生した熊本豪雨災害では、3日から4日にかけて球磨川流域上空に線状降水帯が13時間という異例の長さで停滞したことで、災害が発生したと考えられます。また、平成28年に本市で発生した集中豪雨では、市内8か所で山地災害が発生しております。この原因としましては、熊本地震及びその後の余震により、山地の土壌が不安定になった状態で、集中豪雨が発生したことにより、土石流や地すべりを引き起こしたと考えられます。

本来、森林は、小中規模の雨であれば保水機能を発揮して、土砂等の流出を抑えますが、近年の集中豪雨では保水機能が限界を超え、木が土壌ごと崩壊してしまう山崩れを引き起こします。特に、急傾斜地や水が集まる谷間ほど崩れやすく、そのような場所では土砂流出防止を目的とした治山ダムなどの治山対策が必要になります。治山対策とは、山地災害の未然防止と災害が発生したときの早期復旧を進めるため、山腹や溪流の荒廃地を構造物により安定させたり、植栽工などで災害に強い森林を維持・造成して、土砂崩壊防止などの森林の多面的機能を発揮させる対策であります。今後、この対策で、災害に強い森林を整備するとともに、地盤災害を引き起こす要因である荒廃状態の山林の適切な保全管理も同時に行っていく必要があります。

また、市が管理する河川の河床掘削につきましては、出水期前、出水期後に土木課職員で点検を行い、土砂の堆積や破損箇所が確認されたときは、その都度、土砂の撤去や護岸の補

修を行っております。また、今年度から令和6年度までは、令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業債を活用して、広範囲にわたる浚渫工事を行う計画としております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく砂防の考えと森林が被害防止に果たす役割の説明、球磨川被害を含めて報告をいただきました。その中にありました本市の平成28年水害の検証で、その原因としまして、熊本地震及びその後の余震により、山地の土壌が不安定という状況で、集中豪雨が発生したとありましたが、新聞資料では、そこそこの地質に合った植林と強度土面が必要とあります。また、今月6日開催された不知火海・球磨川流域圏学会で福岡工業大学の森山聡之教授は、土砂流出には大量の流木の被害原因を、もやし山林と呼ばれる整備が行き届いていない森林の増加について言及されています。私も特に支流に関しましては、森林保全を含めその土地に合わせた水害対策が必要と考えています。

次の質問に移ります。毎年起こる常態化しているとも言える網津干拓地の冠水被害をいかに早く解消するかについて、市の考えをまず御説明いただき、加えて昨年度から熊本県が計画策定に努力されている網津川改修計画の内容と国の認可の可能性について報告ください。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

網津干拓地の網津川左岸側の地域は、議員御指摘のとおり、何年かに一度は、どうしても大雨時に冠水が発生する状況です。原因としましては、この地域は、海に面しており、防潮のための樋門はあるものの、潮位が高い満潮時と大雨が重なると、どうしても河川や水路の流れが悪くなり、河川などから水があふれ、内水氾濫が発生し、この地域一帯が冠水する状態となります。

この冠水被害を軽減するためには、河川・水路の改修や冠水した水を汲みだすための排水施設の整備・改修が必要であると考えております。

現在、この地域の排水施設である網津第2排水機場については、農林水産課において、施設の老朽化に対する改修が、令和4年度から着手できるよう取り組まれているところです。

また、網津川の改修につきましては、河川管理者である熊本県において、河口部から国道57号下流部までの整備が完了し、現在、その上流側の整備に向けた準備が行われております。整備に当たっては、国土交通省などの関係機関と調整を行いながら、まずは、河川法に基づく河川整備計画の策定手続に取り組んでいくとのことでした。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。直接県に聞かずにここで取り上げたのは、宇土市議会で議論されていることを県の担当に知ってもらうことが目的でもあります。しかし、今年2月に国へ申請すると聞いていたので、6月議会で取り上げましたが、まだ時間がかかりそうです。

次のテーマ、台風防災に移ります。2年前から気象庁の台風予報が変わり、避難の考え方、タイムラインが始まります。熊本県が推奨するマイタイムラインに関しては、芥川議員も質問されていますが、タイムラインがいつ、どんなことから始まったかも含め、詳しい説明と市の台風防災と避難対応について報告ください。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 最初に、気象庁の台風進路予報の改善内容についてお答えします。

気象庁では、2年前に新しいスーパーコンピューターの導入等により、これまで台風に関する強度、いわゆる中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域の予報については、3日先まででしたが、平成31年3月14日以降、5日先までの予報が可能となっております。

また、精度の向上によりまして、台風の予報円及び暴風警戒域を絞り込んだ予報が可能となり、さらに予報円の半径を算出する手法を見直し、従来よりも予報の信頼度をよりの確に予報円及び暴風警戒域を示すことが可能となっております。

これにより、本市における台風の強度や暴風域に入るタイミングなどを、より早く正確に判断することが可能となっております。

次に、避難に関するタイムライン、いわゆる行動計画についてお答えします。

本市では、気象庁の情報は基より、民間の気象情報会社であるウェザーニューズと契約しており、そこからの情報提供や他の民間の気象予報等も参考にしながら、最大リスクを協議・検討しております。

また、平成30年度に作成しました宇土市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの中で、台風接近時のタイムラインを作成しており、気象庁や先ほど申しましたウェザーニューズ等からの気象情報を基に、対応を判断しております。

具体的に申しますと、夜中や明け方に強風域に入る恐れがある場合は、台風の強度のほか雨量や潮位の状況等を総合的に判断し、職員の待機や予防的避難所の開設を決定いたします。さらに、暴風域に入る恐れがある場合は、警戒レベル3高齢者等避難を発令し、台風が上陸する場合や特別警報が発表若しくは発表される可能性が高い場合は、警戒レベル4避難指示を発令するよう基準を定めております。

なお、昨年9月の台風10号が接近した際には、最接近が予想されました9月6日の2日前の4日午後3時30分に、災害対策本部を設置しております。次に、強風域に入る前の9月6日午前9時に警戒レベル4避難勧告これは当時のレベルでございます、を発令しまして

避難所を開設しております。次に、翌日7日の午前6時頃に暴風域を抜けた後、午前10時過ぎに全ての避難所を閉鎖しております。

今後も、気象庁の台風進路予報や気象情報に注意しながら、予防的避難所の開設も含め、早め早めの対応を心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。タイムラインに関しては、報道等では伝わっていると理解しておりましたが、どんな理由で始まったかに関心がありました。去年の台風の事例も含めて御説明いただき、災害対応について詳しく理解できましたので、ありがとうございます。

次の質問に移ります。宇土市はこれまで台風の様々な被害を受けてきました。高知沖を通過した台風で網津校区の長部田地区、網田校区の小池地区は台風被害を受けた経験もあります。そこで聞きたいのは、地球温暖化で大型化する台風に備える自主防災組織の活動で、予防的避難について新しい台風避難の考え方、タイムラインを加味して何ができるのか、現時点で考えている対策と指導について報告ください。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

自主防災組織の活動は、共助の部分で、地域防災の大きな役割を担っていただいております。特に、台風や大雨、地震等の災害時には、各地区の避難行動要支援者に対し、安全な場所への早めの避難の呼び掛けや安否確認を引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

なお、本市では、毎年実施しております宇土市総合防災訓練の中で、各行政区長や民生委員、消防団に御協力いただきながら、避難行動要支援者の安否確認訓練を実施しております。この訓練は、熊本地震前から実施しており、熊本地震の際には、実際に、安否確認を実施していただいた地区もございました。

また、今後は、芥川議員の御質問に答弁しましたとおり、熊本県が作成しましたくまもとマイタイムラインを各自主防災組織に普及してまいりたいと考えております。

その中で、例えば、海沿いの地区であれば、台風のときは暴風雨だけでなく、高潮の危険性も想定して避難する必要があるように、地区ごとに条件が違います。そのため、各地区の実情を踏まえ、くまもとマイタイムラインを活用してまいりたいと考えております。

今後も、各行政区の自主防災組織に対し、防災講話や訓練等を通じて、早めの避難の重要性を認識していただくとともに、防災意識の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。台風の避難でくまもとマイタイムラインの普及には賛同するところです。しかし、昨年の熊本豪雨のような梅雨時期、急に始まる線状降水帯による雷を伴う夜の大雨に、人吉市ではタイムラインを考えておられたそうですが、タイムラインは役に立たなかったと言われていています。梅雨の大雨には、宇土市がやっている予防的に自ら安全な場所に避難することが一番だと思います。

避難に付随する話ですが、ここ1年ほど岡山県真備町の水害被害を検証してきました。豪雨被害で住民主導で始まった逃げ遅れ等の活動の中で、幸せの黄色いハンカチならぬ、安全な場所へ避難しましたを周りへ知らせる、黄色いタスキを家の前に取り付ける取組に注目しています。どんなものかタブレットに写真を紹介します。避難する場所はそれぞれ異なります。周りへ声を掛けなくても避難したことを知らせることは重要です。東日本大震災のとき、高齢者の安否確認で回っていた消防団が多く津波に巻き込まれました。安全に避難しましたの黄色いタスキが自助・共助というより、互助の互いを思いやる取組です。是非宇土市でもすぐにできる活動なので御検討ください。

次の質問に移ります。今年は季節が何でも早く進んでいるようで、3月に発生した台風はフィリピン沖で900ヘクトパスカルを下回るものすごい勢力となりました。地球温暖化で今年も多くの台風が予想されます。市の考える様々な台風災害、今年の夏に向けた対策と対応、準備について御説明ください。加えて確認したいのが、避難所の食料備蓄にアレルギー物質を除去した非常食はあるか。備蓄があれば何食あるかを報告ください。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

まず、避難所運営に係る熱中症対策としましては、各避難所に備蓄している保存水を提供するとともに、空調設備がない避難所には扇風機やスポットクーラーを配備することとしております。

また、広報うと6月号にも掲載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症対策として、通常開設する第1次避難所をより広い施設へ変更し、避難者同士が一定の間隔を確保できるように対策をしております。

具体的には、宇土地区は、福祉センターからecowin宇土アリーナへ、緑川地区は、緑川地区公民館から緑川小学校体育館へ変更しております。また、網津地区におきましては、現在、網津防災センターを新型コロナウイルスワクチンの接種会場として使用していることから、住吉中学校体育館へ変更しております。

さらに、避難所の密集をさけるため、可能な限り親戚や知人宅などへの避難を優先していただき、避難所へ避難するときはマスクの着用、避難所では手洗い、うがい、咳エチケット

などの徹底をお願いしております。

また、昨年度、緑川小学校体育館と住吉中学校体育館につきましては、換気対策として網戸の整備を行っております。

さらに、避難所の台風対策としまして、強風や飛散物による窓ガラスの破損を防ぐため、昨年9月6日の台風10号で避難所として開設しました武道館の窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る計画としており、今議会に補正予算として上程しております。

最後に、アレルギー物質を除去した非常食の備蓄についてお答えします。

本市では、熊本地震以降、約1万8千食の非常食を備蓄しております。そのうち、昨年購入した非常用備蓄食料（アルファ米）4,650食につきましては、特定原材料等28品目不使用のアレルギー物質を除去した製品となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。台風被害では、停電が長くなることも予想されます。アレルギー改善の治療についての特別番組で、3年前の西日本豪雨後、避難生活が長くなり、全国的な豪雨被害で岡山県真備町では、アレルギー除去食品が手に入らなかったことが紹介され、それから宇土市はどれくらいのアレルギー除去の保存食を備蓄しているのか確認のため聞きました。アレルギーの子どもを持つ親は、避難生活を不安に感じているので、広報等でお知らせいただきたいと思います。

○議長（中口俊宏君） ここで、議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。午前11時50分頃から会議を開きますのでよろしく願いいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時45分休憩

午前11時50分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

11番、野口修一君。

○11番（野口修一君） 質問を再開します。

私は3年前の市の防災会議で東日本大震災で遡上する津波を参考に、台風時の川を遡る高潮被害について質問をしたとき、市長からこの質問はここではまだと言われたので引っ込みましたが、あれから3年過ぎ、再度何か対策の方針でも聞ければと思い取り上げます。

その前に熊本県内で、高潮被害で甚大だった平成11年の台風18号による宇城市松合地

区の被害内容と対策工事，さらに現在の松合地区の避難体制や自主防災組織の役割について報告ください。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

現在の宇城市不知火町松合地区において，平成11年9月24日，熊本県に上陸した台風18号の影響で発生した大規模な高潮と高波により，甚大な被害が発生しました。この被害で，12名の方がお亡くなりになられ，4名の負傷者，住家の全壊47棟，半壊30棟，床上浸水163棟，その他公共施設等の被災が発生しております。

この台風18号は，平成11年9月19日に沖縄の南海上で発生し，同24日の午前5時前に天草諸島を通過し，午前6時頃には中心気圧950ヘクトパスカル，最大瞬間風速40メートルの勢力を保ったまま熊本県北部に上陸しました。台風の進路方向の右側に当たる八代海では南よりの強い風が吹き，暴風雨が八代海に沿って北北東に進んだことから，八代海北部沿岸では，台風中心の通過に伴う気圧低下により海面が吸い上げられる吸い上げ効果と，海岸に向かって吹く強風によって海水が吹き寄せられる吹き寄せ効果により，大規模な高潮と高波が発生しました。

発災当時の旧不知火町では，この被災状況にいち早く対応するため，高潮による被災要因の究明，被災実態の把握，災害復旧などを考慮した対策手法検討の基礎資料を得るため，学識経験者や水産庁，熊本県，不知火町で構成した松合漁港高潮対策検討会が設置されました。その後，地元の地区住民，漁協とも度重なる意見交換が行われ，対策の方針が位置づけされたことから，具体的な事業実施計画を策定するに当たり，検討会の委員に地元住民代表を加え松合漁港高潮対策実施検討会が設置され，約10年の歳月と総事業費約39億円をかけて対策工事が行われています。

被災後の対策工事の主な内容としましては，漁業集落環境整備事業を活用して，漁業集落道路や防災安全施設，緑地・広場などを整備，また地域水産物供給基盤整備事業で2か所の防潮水門を整備，さらに海岸保全施設整備事業で護岸の嵩上げなど，全て国庫補助を活用して復興工事が実施されております。

また，ハード面の整備と併せ，防災無線の設置やハザードマップの作成も行われており，毎年，松合小学校校区で地域住民一体となった防災訓練や防災に関する研修会などを実施されているとのことです。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく報告ありがとうございます。台風18号は，高圧線の鉄塔3本をなぎ倒した暴風だけでなく，高潮により多くの人命を奪った甚大でした。本当に恐ろし

いと思った台風でした。私は松合港の高潮被害を検証する資料、最高到達点を示すモニユメントのある休憩所を何度か尋ね、その場から見える国道の外に建設された防潮堤と高い防潮水門が宇土市の漁港にも必要と常々考えていました。

そこで私は、松合漁港と宇土市の漁港の現状を知るため、4月27日、28日、29日の満潮時間に合わせ、住吉港、松合港、長浜港、戸口港を前に、防潮堤から海面まで防潮堤のない港や護岸道路面から海面までの高さを測りました。3日間の満潮の潮位は三角港のデータを参考にしています。そのときの港の状況と実測値は皆さんにお配りしている資料です。4月27日9時10分、予報潮位4メートル5センチ、住吉漁港の防潮堤から海面まで1メートル57センチ、4月28日9時25分、予報潮位4メートル04センチ、松合港の防潮堤から海面まで3メートル98センチ、4月29日満潮の予報潮位3メートル95センチ、9時50分に長浜港の護岸道路面から海面まで1メートル1センチ、それから移動してほぼ満潮時刻の10時05分、戸口港の護岸道路面から海面まで39センチでした。実際に4月末の最高潮位が4月29日の夜に4メートル11センチでしたから、海面までの高さを予測すると、戸口港は護岸道路面から海面まで23センチ、松合港は防潮堤から海面まで3メートル81センチとなります。この海面から防潮堤、護岸の関係を基にして質問します。

宇土市の三つの漁港の中で、一番海面までの距離が短い戸口港を例として検証します。3年前の防災会議の質問でもある、戸口地区の高潮を防ぐのは、海岸で防ぐ防潮堤、防潮水門での対策か、また河川を遡上する高潮を防ぐ対策かについて説明ください。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

戸口地区における高潮対策につきましては、以前から戸口地区の陳情や議会の代表質問などにおいて御質問がっております。海岸防潮堤の嵩上げにつきましては、海岸長寿命化計画に基づいて、海岸施設の機能回復を目的とした改修事業を平成29年度から実施しており、今年度は当該地区で想定される高潮被害等を基に費用対効果を分析し、改修内容を検討することとしております。

一方、網田川河口から遡上する高潮対策につきましては、河口に位置する網田漁港の護岸の嵩上げや防潮水門の整備などが考えられます。これらの整備を行った場合、現在利用されている道路の幅が狭くなることや、荷揚げスペースが減少することなど、漁港施設としての機能が大幅に低下すること、また戸口地区住民の生活環境にも影響を及ぼすことが危惧されます。さらに、整備には莫大な費用が掛かるため、市単独での整備は難しく、国・県の補助を活用した整備を検討しております。

次に、長浜地区の高潮対策につきましては、長浜漁港の護岸の嵩上げが考えられます。住

宅地と漁港が隣接しているため、戸口地区と同様に、護岸の嵩上げを行った場合、漁港施設としての機能低下や生活環境への影響などが問題となります。

このように、高潮対策を進める上では、整備方法や費用の面で、多くの課題がありますので、この現状を地元行政区などと協議・検討を行っていくとともに、国や県に地域の現状を伝えていく必要があると考えております。また、防潮堤などハード面の整備と併せて、災害時の避難などソフト面も重要でありますので、ハード・ソフト両面から効果的な対策を進めていくことが必要であると考えております

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。整備へ向けてはまだまだこれからですが、台風は毎年発生し、地球温暖化から年々大型化しているような気がします。先ほど松合の説明もありましたように、被害を受けた松合での対策工事は、その期間は10年を要しています。戸口・長浜漁港も含めてもっと緊急性を訴え、住民と一緒に国・県へ毎年要望活動が必要と思います。

実は網津では10年前から網津振興会を中心に、網津選出の3人の市議も参加し、網津川改修促進の期成会を再結成し、県事業など県にも加わっていただき、市長も同行してもらい、すぐに要望活動を開始しました。さらに翌年には、県道58号線バイパス延伸促進の期成会を発足し、毎年の要望活動を継続し、着実に工事が進展しています。戸口地区の高潮対策も住民と市が一体となった団体を結成し、早期の防潮堤と防潮水門、樋門ではなく松合港のような防潮水門を国・県へ要望すべきと思います。

それと満潮時の港を見て回り、現場確認は大事と感じましたので、台風シーズン前に市の水産振興協議会で各港の状況を視察してはどうかと思うので御検討ください。

次の質問に移ります。防潮堤・防潮水門で台風時の高潮を防ぐ場合、松合地区の港に流れ込む河川よりもはるかに広い降水面積を持つ網田川の内水被害対策について御説明ください。これは網津漁港の流れ込む網津川流域の冠水対策にもつながることなので、質問を分けてお聞きしました。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

現在、県が管理します網田川の内水被害対策としては、河床に堆積する土砂の撤去作業が行われており、またソフト対策として、宇土市防災無線での放送、河川監視カメラにより情報を発信するなど、住民の避難判断につながる情報提供を行っているところです。

議員御質問の防潮水門を整備した場合の網田川の内水被害対策についてですが、この防潮水門を単体で設置しても効果は極めて限定的となりますので、排水ポンプ場などの強制排水

施設とセットで考える必要があると考えております。そのため、整備費用の面から市単独での整備は極めて困難でありますので、こちらも国や県に地域の実情を伝えて、対策等の協議を進めていきたいと考えております。

このようなことから、先ほどの答弁と重複いたしますが、ハード面の整備と併せて、災害時の避難などソフト面の対策も重要になりますので、ハード・ソフト両面からの効果的な対策を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 答弁ありがとうございます。今回は港から見た高潮対策についてでしたが、防災関連の最初のテーマ河川防災で、さっき答弁いただいた県の網津川改修計画内容は、河川改修のみについての計画だと思います。秋の彼岸時期、満潮に台風が来ることを想定すると、改修計画に防潮堤と防潮樋門の嵩上げが必要ですので、網津川改修の期成会の公助の意見を出しますので、県へのアプローチをよろしくお願いいたします。これから台風シーズンが始まります。是非万全の体制で準備をよろしくお願いいたします。

次のテーマは、地震防災に移ります。最近熊本地震の余震が頻繁に発生していますが、熊本地震から5年、市民の地震に対する危機意識が薄れているような気がするので、地震の防災意識を確認する目的で、耐震診断と耐震リフォームの現状について御報告ください。建設部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えいたします。

本市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成22年3月に宇土市建築物耐震改修促進計画を策定し、民間の建築物の耐震化を進めるため国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、住家の耐震診断の補助を平成24年度から開始しました。

その後、平成28年の熊本地震を踏まえ、平成29年度からは国の社会資本整備総合交付金事業及び熊本県の平成28年熊本地震復興基金を活用し、補助制度の拡充を行い、これまでの耐震診断に加え、耐震改修設計や工事等に対する補助を開始しております。

現在、耐震化事業における市の補助メニューとしましては、耐震診断、耐震設計、耐震改修工事、建て替え工事、耐震シェルター工事について助成を行っています。

現在までの補助実績としましては、平成28年熊本地震以前の実績はありませんでしたが、地震以降に耐震化への関心が高まったこともあり、申請が増え、令和3年6月1日現在で耐震診断4件、耐震改修設計7件、耐震改修工事7件、耐震改修設計と耐震改修工事を一括した補助が8件、耐震改修設計と建て替え工事を一括した補助が9件、合計35件で、2,123万6千円の補助を行っているところです。

このほか、令和2年度までは熊本県が実施する戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業を利用し、耐震診断を実施された方もいらっしゃいます。

また、これらの耐震化に対する補助制度につきましては、市広報紙・ホームページでの広報をはじめ、平成31年度からは集合税の納税通知書を送付する6月にチラシを配布し啓発を図るなど周知に努めているところです。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。以前から熊本地震から丸5年頃に確認しようと考えていたのですが、私としては熊本地震で半壊以上が公費解体だったので、35件は多いなと感じました。最近余震が続いています。まだ大きな地震が来ると言われているので、「備えあれば憂いなし」なので耐震診断と耐震リフォームを推進してほしいと思います。

次の質問に移ります。5年前の熊本地震後、余震を恐れて宇土市の人口の約半分が車中泊をしたと言われていています。そこで確認したいのが、新しくできる宇土市役所駐車場等でも、マンホールに置くだけで設置できるマンホールトイレの計画はされているか。また、網津防災センター、次期網田防災センターに、マンホールトイレの計画はあるかについて報告ください。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 最初に、災害用マンホールトイレについて御説明いたします。

災害用マンホールトイレは、大きく流下式、貯留式、汲み取り式の3種類に大別されます。まず、流下式マンホールトイレは、し尿を下水道管に流下させるタイプです。次に貯留式マンホールトイレは、流下式同様、し尿を下水道管に流下させますが、マンホールに貯留弁を設け、排水管を貯留槽として使用できるタイプです。最後に汲み取り式マンホールトイレは、下水道管には接続せず、し尿を一定量貯留槽にためるタイプで、使用後においては汲み取りや洗浄が必要となっております。

次に本市の整備計画についてですが、現在建設中の新庁舎につきましては、新庁舎用駐車場敷地内に、マンホールトイレを5基整備する計画となっております。

整備するトイレは、汲み取り式マンホールトイレで、1基当たり1日に100人使用した場合、3日から5日間に対応可能となっております。メリットとして、他の種類と比べ、停電や水がない場合また下水道施設が被災した場合でも使用できることとなっております。

次に、網津防災センターには、現在、マンホールトイレは整備しておりません。また、今のところ整備計画はございません。

最後に、仮称ですけれども網田コミュニティセンターにつきましては、現在、造成及び建設

工事の設計に着手している状況です。マンホールトイレの設置につきましては、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。新庁舎に5基準備するその報告を聞き、それはよいのですが、前の質問でもお話しした「大きな地震が来る」は、熊本県の岩盤内の磁場を研究している熊本大学大学院の渋谷秀敏教授が、9年前の講演会で「30年以内に熊本に大きな地震が発生する確率は6%から7%ある」と話され、その4年後に熊本地震が来りました。その渋谷教授が地震後の地質の状況から、「また大きな地震が来る可能性が30%ある」と最近も語っておられたので、車中泊対策は市庁舎だけでなく、各校区でもマンホールトイレが必要と考えていました。説明にあった貯留式マンホールトイレを工夫して、小学校の浄化槽へつなぐと網津小学校や網田小学校で使えると思います。加えて他の小中学校の車中泊対策のマンホールトイレの設置を要望します。

次の質問に移ります。10年前東北を視察し、いろいろ情報収集する中で、津波避難訓練の大事さを痛感したのですが、これは熊本地震でも避難訓練が重要と再確認できました。

そこで記憶を薄れさせないためにも、特に熊本地震が記憶に薄い小学校低学年に必要なものは地震避難訓練です。

そこで、現在宇土市内小中学校で実施されている地震避難訓練について御報告ください。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

現在、市内小中学校の地震避難訓練については、毎年11月に全国で行われております緊急地震速報訓練に併せて実施される熊本シェイクアウト訓練へ参加し、命を守る行動として、「まず低く・頭を守り・動かない」の三つの安全行動を確実に実施し、揺れが収まったら建物外へ避難する訓練を行っております。

また、各校で年間の計画を立て、地震発生のメカニズムやそれらに備えた地域の防災体制の仕組みを理解し、活用できるよう学習指導要領に基づき社会科や道徳などの教科で学習を行うなど取り組んでおります。

今後も子どもたちの安全確保のために、継続的に避難訓練や防災教育を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 答弁からしっかり訓練をやられていると思います。いまだに余震が

続いています。あつてはならないのが災害です。常に平時から備えを怠らない、でき得る万全の防災対策と大人も子どもも避難訓練が必要です。大事なことは命を守る避難の意識と息います。これで防災に関する質問を終わり、最後のテーマ、観光と情報発信に移ります。

新型コロナウイルス感染拡大で観光協会は不況にあります。しかし、欧米ではワクチン接種が終わった人々の受け入れが始まっています。日本国内でもワクチン接種が終了するにつれ、受け入れる日々が来ます。そこで、宇土市の観光情報発信について質問します。

まず確認したいのが、私の質問で始まったもう10年近くなるA列車内での宇土市の観光PRは、これまでどんな内容を発信してきたか報告ください。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

観光特急列車A列車で行こう号は、平成23年10月8日に運行が開始され、今年の10月には運行10周年を迎えます。

これまで、A列車の運行初日にはJR宇土駅にて、歓迎横断幕を職員で掲げて、おもてなしセレモニーを行い、運行1年目においてはA列車で行こう一周年記念と銘打ち、JR三角駅及びJR博多駅シティ駅前広場にて、宇土半島天草観光PRと物産展の実施など、本市のPR活動を行っております。

A列車内においては、本市有数の景観地であります御輿来海岸を通過する際には、スピードの減速と車内音声案内による同海岸の説明をお願いしております。また、列車が宇土駅に停車する時間を利用して、車内アナウンスで、本市の特産品である網田ネーブルやキシタン大名小西行長公についての情報発信をさせていただいております。

冒頭で申し上げましたとおり、今年の10月にはA列車も節目の運行10周年を迎えることとなります。JR九州では、周年記念として熊本駅での式典開催やイベントを実施する意向があるとのことでした。コロナ禍の影響で不透明な部分はございますが、節目の年でございますので、市といたしましても、協力依頼等ができればできるだけ協力して、今後につながるようなPR活動を実施できればと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 答弁ありがとうございます。いろいろな事業の紹介がありましたが、私の提案は、列車が宇土駅に停車する時間を利用して車内アナウンスの部分についてです。

JRの特急列車、新幹線は、駅に停車すると約2分間車内放送がやみます。A列車は流れているジャズの音楽も止まり、その時間を利用してアテンダントさんに車内放送を使い、宇土市の観光情報のメモを30秒間読んでもらう、小さな小さなPR活動のことです。そのPR効果はどうかと思い、最近状況を知るために網田レトロ館の浦本さんに確認をしました。

「A列車は14時過ぎに上りホームで停車します。その際、店内のお客様と列車に向かって手を振るのがお決まりで、店内におられる方はラッキーとすごく喜ばれます。大阪と埼玉の常連さんは、片道はA列車、片道は普通列車で行きがけに立ち寄られます」と教えてもらいました。車内で30秒間読まれる小さなPR効果につながった網田レトロ館へ、地域外から人が集まるのはとてもうれしいことです。この車内放送が始まった頃、アテンダントさん自ら網田レトロ館を訪ねられ、「自然とお客様に紹介するために見に来ました」とあったそうです。JR九州は地域観光に熱心と思えました。それとA列車内でのPR活動は、アテンダントさんの御厚意でできている市の予算はゼロです。

次の質問に移ります。現在はネット社会ですが、郵便局で切手を貼らずに贈られる消印の一つ、風景印の活用について質問します。まず風景印とはどんなものかタブレットに三つの風景印を紹介します。宇城市三角町の戸馳郵便局、三角西郵便局、三角郵便局のものです。それぞれ印の図柄の中に観光地や特産品などが含まれています。昔からある観光地の情報発信ツールです。

そこで質問ですが、市の観光担当として使い道と歴史について分かる範囲でいいので報告ください。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 郵便の風景印について、日本郵便株式会社及び市内郵便局にお問い合わせした内容をお答えいたします。

風景印は、各郵便局に配備されている消印の一つで、各郵便局周辺の観光名所や旧跡、ご当地キャラクター等にちなむ図柄の中に郵便局の名称と押印した日付が描かれているものがあります。なお、風景印の作成については、各郵便局が地域の観光名所等を選定して独自に作成されるとのことでした。

通常の消印は丸形ですが、果物などの特産品などをかたどった変形印というものもあり、押印する際には通常の黒色の消印とは異なり、赤茶色のスタンプインクが使用され、郵便局の窓口で利用者の申出により押印しているとのことでした。

ちなみに熊本県内の風景印の活用状況について、日本郵便のホームページで確認したところ、県内では現在11の郵便局で活用されています。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。県下で11の郵便局にあるそうですね。

私は県央地域しか分かりませんが、風景印があるのはなぜか旧三角町の三つの郵便局で、これを宇土市内の郵便局にお願いして、例えば網田郵便局は御輿来海岸、網津郵便局は住吉自然公園のあじさいと干潟に延びる作業路長部田海床路、宇土郵便局は小西行長と轟水源、花園郵便局は立岡自然公園の桜の回廊などを風景印で紹介できたらいいなと思います。

そこで最後の質問です。宇土市を大好きな市民に御協力をいただき、風景印の情報発信ツールとして市民共同で観光PRをしてはどうかです。風景印は、その印がある郵便局しか押せません。日本中に届く郵便物に宇土の風景印を押してもらい発送する。ちょっと甘い考えではありますが、我が町意識を呼び起こし、郵便物に地元の風景印を押してくれるのではと期待をします。ちなみに風景印のPR活動予算はゼロ、それも市民共同で行う観光PR活動について考えをお聞きします。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 宇土市における風景印の活用についてお答えいたします。

先ほど議員に御紹介いただいたとおり，本市には，市内各郵便局管内で，風景印として選定されるような観光名所等が数多くあると考えています。

市内の郵便局で風景印が作成され，郵便等の消印として広く使用されることになれば，全国に向けて市内観光名所等のPRにもつながるのではないかと考えております。市内各郵便局でも，積極的な活用を御検討いただきたいと考えており，必要であれば十分な協力を行っていきたいと考えております。

郵便局が風景印を作成された際には，広報紙やホームページ等で広く地域住民へお知らせし，郵便等利用の際には風景印を御使用いただけるよう周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 前向きなお話をいただき感謝します。風景印は宇土市内で郵便局の御協力が必要ですが，もし四つの郵便局の風景印が完成し，市が広報紙等で観光PRにつながることを周知すると，興味を持っていただける人が出てくると思います。是非，風景印の活用を市民協働のいろいろな事業として取り組んでいただくことをお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で，本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は，明日17日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時24分散会

第 3 号

6 月 1 7 日 (木)

令和3年6月宇土市議会定例会会議録 第3号

6月17日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 檜崎政治議員

- 1 小中学校におけるマスク対策
- 2 シックスクール症候群について
- 3 新型コロナウイルス感染症対策について
- 4 介護リスクマネジメントと介護事故防止について
- 5 特別養護老人ホームについて

2. 平江光輝議員

- 1 区長の選挙運動について
- 2 地区の振興費について

3. 柴田正樹議員

- 1 花園地区の土地利用について
- 2 西部地区の振興について
- 3 行政が主体となった計画的な都市開発について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1番 佐美三 洋 君 | 2番 小 崎 憲 一 君 |
| 3番 今 中 真之助 君 | 4番 西 田 和 徳 君 |
| 5番 園 田 茂 君 | 6番 宮 原 雄 一 君 |
| 7番 嶋 本 圭 人 君 | 8番 柴 田 正 樹 君 |
| 9番 平 江 光 輝 君 | 10番 檜 崎 政 治 君 |
| 11番 野 口 修 一 君 | 12番 中 口 俊 宏 君 |
| 13番 藤 井 慶 峰 君 | 14番 芥 川 幸 子 さん |
| 15番 山 村 保 夫 君 | 16番 杉 本 信 一 君 |
| 17番 村 田 宣 雄 君 | 18番 福 田 慧 一 君 |

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 顕君	財政課長	上木淳司君
企画課長	宮崎英児君	まちづくり推進課長	中山好美さん
高齢者支援課長	柘植さや子さん	新型コロナウイルス感染症対策室長	西山祐一君
商工観光課長	清塘啓史君	選挙管理委員会事務局長	山本雄二君
学校教育課長	池田和臣君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時01分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

10番、檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） おはようございます。宇土、みらいの檜崎でございます。ただいまから通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、小学校の安全対策、マスク対策及びシックスクール症候群について、また新型コロナウイルス感染症対策、介護を取り巻く問題について、4点について御質問させていただきます。

まず初めに、小中学校におけるマスク対策について伺います。新型コロナウイルスの感染防止のため、学校で生徒や児童が着用するマスクをめぐり、文部科学省は基本的常時着用とする指針を見直し、状況に応じて取り外すように促す方針を認めておりますが、マスクを着用して授業を行う学校が多い中、マスク着用による体調悪化が懸念され、熱中症予防を優先する方向で調整をしているわけではありますが、本市の取組はどのようになっているのか。また、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、パルスオキシメーターが感染者の早期発見に有効なツールとして軽症者宿泊施設でも活用が始まり、その名前だけが急速に広まりましたが、実際にパルスオキシメーターとは何か、パルスオキシメーターで何ができるのかという知識がまだ一般には知られておりません。このパルスオキシメーターは、病状の重症度の判断には有効で、急性呼吸不全を起こす可能性のある慢性疾患患者の日常管理や医療機関、介護施設などの患者、入所者の病状判断に重要な製品であります。特に高齢者や基礎疾患を持つ方々の新型コロナウイルス肺炎重症化のリスクは高いと言われており、そうした方々に使用していただく機会を確保することが、現在重要課題となっております。この新型コロナ禍の前にも基礎疾患を持っている方々が、高齢者の日常的なバイタルチェックのために医療従事者の指導のもと、家庭などでも使用されております。このパルスオキシメーターと言いたいんですけれども、私どもはSpO₂測定器というような形で言わせてもらっていますけど、介護施設でも気管支ぜんそくのある方も有効ということで、私も気管支ぜんそくがあるので使っております。ここにちょっと自宅から持ってきたんですけど、スイッチを入れて開けて指を差し込んで、10秒から20秒すると血液中内の酸素飽和度が出てくるというもの。99%から96%が大体正常値です。それ以下になるとちょっと呼吸が弱く、酸素が十分に行き渡らなくなってくるということでもあります。

学校におきましても、授業中何らかの原因で息苦しくなったり、バイタルチェックをされますけれども、そのときにやはり血圧と体温、この二つが主流だと思いますけど、私はもう三種の神器として、このSpO₂の測定器を入れることが重要でないかと思っております。急性アレルギーやアナフィラキシー、気管支ぜんそくにも利用することができるわけです。気管支ぜんそくの場合は、血圧そして体温は正常な形で、呼吸だけがSpO₂の濃度が急激に下がったり、90以下を切ったらちょっと酸素が必要になってきますので、現在学校内での保有状況とか、保有がなければ全学校に医療器具でもあるこのパルスオキシメーター測定器を置いていただきたいと思うわけでございますけど、教育部長にお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） おはようございます。御質問にお答えします。

マスクの着脱については、文部科学省が先月示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の中で、「学校教育活動において、十分な身体的距離が確保できるとき、呼吸困難や熱中症等のリスクがある場合は、マスクの着用は必要ない」とされております。同様に、「体育の授業においてもマスクの着用は必要ない」とし、「部活動でも準じること」とされております。

また、登下校についても気温や湿度、暑さ指数が高いときには、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導を行い、判断が難しい年齢の子どもへは、積極的に声を掛けるなどの指導を行うこととされており、既に学校では実践をされておられます。

今後も引き続きマニュアルの改正や通知等が行われた場合は、学校を通じて保護者に周知を図るとともに、健康被害等のリスクを回避できるよう学校と連携して取り組んでまいります。

次に、血中酸素濃度測定器（パルスオキシメーター）の保有状況についてですが、当該測定器は血中酸素濃度を測定する際に使われるもので、本市の学校においては、令和2年度に実施された学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業の交付金を活用し、市内小中学校10校のうち、小学校が3校、中学校が2校の計5校が保有しております。教育委員会としましては、いまだ保有していない学校に対し、熱中症対策等にも有効であるため、購入について検討するよう促してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。そんなに高い医療器具ではありませんので、是非購入していただければと思います。特に日本製で、医療器具として登録されている

ナンバーが付いていますので、そのナンバーの無いものはちょっと問題がありますので、医療器具のナンバーが入っているものを購入ということで、是非検討されてください。私も今フェイスガードをはめて話していますが、マスクを着けて長く話していると息苦しくなるんですね。これは気管支ぜんそくがありまして、通常は99か96で、マスクはめてずっと喋ってますと、測りますと92ぐらいに下がってしまう場合があるんですね。ですから、生徒の中でもぜんそく持ちとかそういう方もいらっしゃるかもしれません。それで保護者との学校の連携を取っていただき、健康被害が起きないようにしていただきたいと切に思っております。

次の質問に入ります。シックスクール症候群について伺います。昨年度の代表質問です予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため代表質問が中止になりましたので、今回質問させていただきます。学校での様々なにおいにおいて体調不良を起こす子どもたちがいるということが、近年話題に上がっております。具体的には給食のエプロン、被服、柔軟剤のにおいが制服とか制汗スプレーなどがありますが、香料があるものを使用している場合において鼻水がとまらなくなったり、頭痛や吐き気、めまいを起こすことが起こっております。さらに集中力、思考力の低下や感情が制御しづらく怒りやすくなる。学習障がいの一因とも言われています。私も以前友人にバスタオルを貸してあげたことがありまして、洗って返してもらったんです。ただそのバスタオルに芳香剤のにおいが強烈で、バスタオルを置いていたら、ほかのバスタオルにもにおいが付いてしまうんですね。3回ほど洗いましたがにおいは落ちないと、もう取れなくて困ったことが実はあったわけでありまして。

子どもにとっては安全であるという学校の環境が原因で、教職員が化学物質過敏症などを発症したり、また常に化学物質過敏症やアトピーでアレルギーになっている子どもや教職員の症状が悪化したりすることがないようにしなければならないと思うわけです。本校の現状と対策をお尋ねいたします。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

議員御存じのとおり、学校生活において発生するシックスクール症候群においては、様々な化学物質が原因で児童生徒の健康に影響を及ぼしておりますが、中でも、外部から持ち込まれる化学物質が原因の化学物質過敏症が、近年になり新たな問題になってきています。

具体的には、香りの強い洗剤等を使用した給食エプロンや衣服・香水等のにおいが原因とされており、症状としては、めまいや吐き気などの体調不良を引き起こすとされております。

このことから一般的には香害（こうがい）と呼ばれております。

現在、教育委員会としましては、今年5月に、保護者にも健康被害を脅かす場合があるということへの意識を持っていただくため、給食エプロンなどに付着する香りの強い洗剤等の

使用について控えるなど香害への配慮を促すチラシを、学校を通じて全家庭に配布するとともに、6月号の広報紙やホームページにも掲載するなど、広く周知を図っているところでございます。

今後も関係部署や学校と連携をしながら、定期的に香害に関する周知を保護者に対し行うなど、健康被害等が生じにくい環境整備を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。香りの感じ方には個人差があるようでございます。全ての子どもたちが安心して学校生活が送れますようお願い申し上げます。

次の質問に入ります。新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。5月17日から宇土市におきましても高齢者におけるワクチン接種が始まっております。この接種の実施状況についてお伺いします。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） おはようございます。

5月10日からの高齢者向けの新型コロナウイルスワクチン接種の予約受付に関しましては、市民の皆様にも多大なる御不便と御迷惑をお掛けし、深くお詫びを申し上げます。

本市におきましては、ワクチンの接種を、令和3年3月19日から医療従事者、4月26日から高齢者施設の入居者とその従業員、5月17日から65歳以上の一般の高齢者を対象に開始しており、7月末までに接種を希望する高齢者の方全員の接種を完了するよう努めているところでございます。

本市のワクチン接種は、6月5日から新たに保健センターを追加し4か所での集団接種及び12の医療機関においての個別接種を行っており、宇土地区医師会ほか関係機関の多大なる御協力と御支援により、これまで大きなトラブルもなく、スムーズに実施できております。本年3月市議会定例会において、檜崎議員の一般質問の際にも答弁しましたとおり、事前に集団接種会場の一つである宇土シティにおいて、集団接種のシミュレーションを実施したことも功を奏したと考えております。

集団接種会場でワクチン接種を済まされた市民からは、これで感染予防対策ができたという喜びと安堵の声を頂戴しており、今後も引き続き事故のないよう、関係機関との連携を図りながら、一層気を引き締めて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。実は、私も今月1日に介護福祉士として、網津防災センターでワクチン接種をしてみました。接種前は少しいろんな報道もありま

して、緊張しておりましたが、接種会場に入り受付が始まりますと緊張が一気に取れ、スムーズにワクチン接種が終わったわけでございます。実は、驚いたことはスタッフの対応の良さでございます。保健師さん、看護師さん、ドクターそして市の職員の対応が感じがよくて不安を与えない、少しでも困った顔をするとう「何かありましたか。」と声掛けを行い、ダブルチェック、そしてトリプルチェックまで行っておりました。ごこちないこともなく、スムーズにワクチン接種を行うことができ、ワクチンを接種する時間は9分だったと思います。そして完了するまで時間は30分から35分で終わり、介護スタッフ3人で接種を受けたわけでございますが、3人ともほとんど待つ時間も無く一緒に施設に戻ることができたわけでございます。これもスタッフの皆さんが使命感を持ち、万全な準備を行ったことが良かったと切に思うわけでございます。今後も医師会と連携をされて、取り組んでいただきたいと思うわけでございます。よろしくお願いたします。

そのときワクチン接種後に会場で、介護施設の担当ドクターがいらっしやいまして、ちょっと一つ聞いたことがあります。それはどういうことかと言いますと、「キャンセルがその日に出た場合はどうなるんですか。」と尋ねたところ、「最悪の場合は、その日に破棄しなければならない。」ということも言われておりました。本市におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種当日のキャンセル等により、余剰となったワクチンをどのように取り扱っているのか。また、今後のワクチン接種についての市長の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

令和3年5月19日付けで熊本県そして熊本県市長会及び熊本県町村会が熊本県ワクチン廃棄防止指針というものを公表しました。これを受けまして、宇土市ワクチン廃棄防止指針を策定し、市民の皆様にはホームページ等で公表をしているところでございます。これによりまして、予約のキャンセル等でワクチンの余剰が発生した場合には、ワクチンを廃棄せず有効活用するため、接種する優先順位を決めているところでございます。

この優先順位に関しましては、まず、集団接種会場においては、1番が医療従事者、2番が高齢者入所施設等で高齢者や障がい者に接する機会の多い者、3番が接種会場で接種業務の支援に従事する者、4番が教職員、保育士、放課後児童クラブの指導員等児童生徒と業務上接触する機会の多い者という内容でございます。実際には、今申し上げました四つの区分のうち、4番の教職員等については、現時点でまだ実績はございません。

一方、個別接種を行っている医療機関においては、1番が医療従事者等、2番が接種会場の従事者、3番が既に接種券が届いている住民で、医師が重症化リスク等を考慮した結果、接種の必要性を認める者というような優先順位となっております。

キャンセルも実は二通りございまして、接種日の前日以前、これは調整が可能な時期にキャンセルがあった場合ということでございますが、その場合に関しましては、申請書提出で接種日の割当てができていないとか、先ほどの医療従事者、高齢者施設、接種会場で接種業務に従事する者、榎崎議員は多分この2番目に該当されていると思いますが、そういった方を中心にワクチンが余らないよう事前に調整を行っているということでございます。

一方で、先ほど質問があつていらっしゃるところでございますが、接種日の当日など直前のキャンセルがあつた場合について、この廃棄指針による対応となります。いわゆる余剰ワクチンで接種を受けた方は、宇土市においては昨日の時点で18人でございます。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。今後64歳以下の接種が始まるわけですが、特に若い方、ワクチン接種をしない方が増えてくるのではないかと、私自身はちょっと心配しております。アメリカでは、ワクチン接種が3割強の方が接種をしないとも言われております。日本は強制接種ではありませんので、接種をやらない、また逆に接種をしたいけど仕事の都合でなかなか日にちが合わないということで、キャンセルが増えるのではないかと心配しているところでございます。また、事業所また大学でもそろそろワクチン接種が始まっております。鶴屋百貨店でも、たしか21日からワクチン接種が始まります。対象は、熊本県内に住んでいる家族まで募集をしておりますけれども、約3千名が予定されているということです。また、国の方針は定かではありませんが、小中学校の集団接種等も始まれば、接種する生徒としない生徒では偏見が起きたりするような気がします。またワクチン接種に便乗した詐欺や悪質商法の対策も必要でございます。今後いろんな問題が多々出てきますが、ないかもしれませんけど前に進まなければなりません。今後も各部署と連携を図りながら、取り組んでいただきたいと思いますというわけでございます。よろしくをお願いします。

次の質問に入ります。介護リスクマネジメントと介護事故防止についてお尋ねします。高齢者が利用者となる介護業界において、介護事故が深刻な問題となっております。主な事故例としては、転倒、転落が挙げられますが、ほかにも誤飲、誤嚥、食中毒、熱中症などがあり、日常生活の様々な点におきまして、事故発生のリスクが潜んでおります。また、事故の二次被害により死亡に至り、訴訟に発展するケースもあるわけでございます。

これは、京都の介護施設であつた事故を一つ御紹介します。介護付利用老人ホームに入居した女性が、不適切なトイレ介護で転倒し、事故による摂食障がい飲食できなくなり死亡したのが、施設側が入居者の安全に注意する義務を怠つたのが原因として、遺族が施設運営会社に損害賠償を求め、訴訟の判決がこれは大津地裁であつたわけですが、裁判長が請求どおり2,520万円の支払いを命じたと言います。

利用者が安心して利用できるようあらゆるリスクを想定した上で、事故の未然防止や事故発生時の被害者軽減などに関するリスクマネジメントを行うことが重要であります。このリスクマネジメントが十分でない場合は、重大な介護事故が発生し、信頼を失ったり訴訟の問題に発展したりする恐れがあるということです。

本市におきまして、市のほうに報告の上がっている事故件数また事故の特徴について伺います。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 介護保険事業所で発生した事故のうち、市に報告することとなっているものは、サービス提供時に発生した事故等で、利用者が死亡又は医療機関での治療を要する程度の状態に至ったもの、食中毒、感染症の集団発生、火災・震災・風水害等により、施設設備の相当程度の破損を伴うなど、介護サービスの提供に重大な影響のあったもの、施設や事業所の体制の問題等により、利用者の処遇に影響があったものとなっております。利用者の処遇に影響があったもののうち、利用者家族等の個人情報漏えい、誤嚥、誤薬、送迎中の事故等については、けが等がなくても報告することとしております。また、いずれも文書による報告としております。

令和2年度に市が各事業所から報告を受けた事故は86件で、事業所種別では、特別養護老人ホームが62件と約7割を占め、そのほか有料老人ホームが7件、通所介護が7件、グループホームが6件となっております。認知症の方や介護度の高い方が入所されている施設で事故の発生が多くなっております。

事故の特徴は、介護者が誤った薬を投与した、薬の投与を忘れたといった処方薬に関するものが49件と半数以上を占め、次に多いのが転倒による骨折や打撲で33件となっております。

これらの原因としては、薬の取り違えや飲ませたという思い込み、また、介護者が目を離していたために利用者の動きに気が付かなかったことなど、職員の確認ミスが多いと思われま

す。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。私も実は夜勤中に個室のケアで物音がして、行きますとベッドの横で転倒しており、幸いけがはありませんでしたけれど、どうしても対応が難しい事故もあるわけですけど、ただスタッフの不注意で事故が起きた場合、介護度が例えば介護1から介護4に上がったようなケースの事故が起きますと、本人も事業所さんも家族も大変であります。介護1は歩行器を利用すれば歩行もできますが、トイレや着替えも自分一人でできますが、介護4になりますとほとんどが介助してもらわなくてはいけな

くなります。そうしますと介護離職というような状況も出てくるわけでございます。このようなことを防げる、事故が起きないように、市としても事業所に指導又は助言していく内容や、事業所が講じている対策などについてを今度はお聞きしたいと思えます。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 介護サービス事業所は年に1回，介護サービスの質の確保・向上を図ることを主眼として，指定権者である県又は市による集団指導を受けることになっており，その中で，介護サービス提供時に発生した事故等についての連絡手順や対応方法を示しております。

また，事業所の種別ごとに，基準省令や条例により事故報告の必要性が定められており，サービスの提供により事故が発生した場合は，利用者の家族や保険者である市町村等への連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならないと定められております。それには，事故発生時の対応はもちろんのこと，事故防止策や連絡体制の整備といった，日頃からの事故マネジメントに努めることとされております。

前述した集団指導とは別に，市が行っている事業所を訪問して行う実地指導では，利用者に対する介護の様子などを実際に確認し，事故状況や発生時の対応，再発防止のための対策についてヒアリングを行い，必要な改善点があればその場で指導を行っております。

以前に行った指導では，危うく事故につながりかねなかったという事案を「ヒヤリハット報告」としてファイリングしたものが，事業所内の全ての職員に共有されていなかったため，ミーティングのとき等に全職員で情報共有し，研修を実施することで，事故を事前に防止するよう指導いたしました。

指導を受けた事業所は，改善した内容についての文書報告が義務づけられております。事故原因の大半は職員の確認不足であるため，人員配置基準は満たしていても，適切なサービスが提供できる配置となっているのか，事業所でも検討するよう実地指導を行っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。各事業所になお一層注意喚起，情報提供をしていただきたいと思います。6年に1回監査があつて出向いていくと思えますけど，そのときにやはり介護施設のスタッフはすごく緊張して，30項目以上チェックがあると思うんですけど，そのときにも監査ではなくてもたまたま事業所に来ていただいて，特に事故があつた施設とかに来ていただいて，そういうことをやっていただければ，なお一層気を付けないといけないという気持ちが出てくるんじゃないかなと私は思えます。

最後の質問でございます。介護度が上がれば特別養護老人ホーム等に入所したいという方

が増えると思います。特別養護老人ホームの特徴と入居するための要件や優先順位、また待機者の状況や取組、今後の対策についてお聞きしたいと思います。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 特別養護老人ホームは、寝たきりや認知症で日常生活において常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所する施設で、食事・入浴・排泄などの日常生活介護や機能訓練、健康管理などの療養上の支援が受けられます。

新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象となりますが、要介護1・2の方であっても、自宅で日常生活を営むことが困難であることや、やむを得ない事由がある場合には特例的に入所できる場合があります。

入所を決定するに当たり、各施設において、御本人の入所の必要性の度合いや心身の状態等と、各施設の人員体制や設備の状況及び現入所者の心身の状態等とを検討して、その入所希望者を受け入れる環境が整っているか否か等、総合的な状況を勘案して優先順位を判定します。

宇土市内の特別養護老人ホームは、宇土市外の方も利用できる広域型が1件で、定員が110名、宇土市の方のみが利用できる地域密着型が2件で、定員が合わせて58名、総定員数は168人で現在は満床となっております。また、入所を希望している待機者数は、昨年度の調査では延べ128名でした。

待機している方に対しては、担当のケアマネジャーによる定期的な訪問やショートステイ、小規模多機能型居宅介護事業所の利用といった代替サービスの提供、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅への入居など、個人の実情を考慮しながらの取組を行っております。

令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間中は、新たな特別養護老人ホームの整備は予定されておりませんので、今後も引き続き、待機者の方がお困りになることがないように、個別の対応に努めてまいります。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。たしか平成23年の4月におきまして、待機者が168名だったと思います。その後地域密着型が2件、入所資格が要介護3以上に変更されたことで、現在の待機者が128名。この中には多分重複して申し込んでいる方もいると思いますので、100名前後が待機者じゃないかと私自身思っております。今回コロナ感染症対策が講じて、特老の感染症対策がうまくいき、インフルエンザにかかる人がいなくなったという話も聞きます。それで肺炎等でお亡くなりになる方が半減しております。待機している方に対して、担当のケアマネジャーによる定期的な訪問やショートステイ、小規模多機能型居宅介護事業所の利用といった代替サービスの提供、有料老人ホームやサービス付

高齢者向け住宅への入居など、個人の実情を考慮しながらの取組を行っていいと回答がありました。是非そういう形で準備していただきたいと思っております。ケアマネジャーの力量が非常に重要ではないかと私は思います。定期的な訪問で家族の声を聞き、その人に合った支援を探ることが重要であります。特に問題がありますというか、家族が県外にいらっしゃる方、一人暮らしで身内の方が県外にいる場合、ケアマネジャーと身内の方との連携と申しますか行き違いがあり、うまくいかない問題をよく私は耳にします。個人の事情、家族の事情を考慮しながら、是非取組を行っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上を持ちまして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、ここで5分ほど暫時休憩いたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時37分休憩

午前10時42分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

9番、平江光輝君。

○9番（平江光輝君） おはようございます。小さいことからコツコツと、質問は30分でピシッと終わらず、うとしせい会の平江光輝でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。早速今回の質問に入りたいと思っております。

区長の選挙運動について。早いものでついこの間自分たちの選挙をしたと思っておりましたが、折り返しが来て、また選挙戦が到来しようとしております。この後、半年も待たずに衆議院選が公示され、その後令和5年度にかけて市長選、衆院選、市議選、県議選へと続いていくわけでございます。しかし、これまでの選挙とは少し様子が違うわけでありまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、人が集まるのが困難であり、一体どのような選挙戦が繰り広げられるのか大変苦慮するところではないでしょうか。

本題に入りますが、そういった中で選挙においては特に地域の有権者に候補者の訴えを聞いてもらうためにも、そのパイプ役として行政区長の選挙への関わりは非常に重要であると思うわけでありまして。その区長さんですが、これまで市の公務員になられる嘱託員であったため、選挙運動は禁止となっていたと思っております。今回地方公務員法の改正により変更がっておりますので、まずは役職等の変更により選挙への関わり方はどのようになってきたのか、選挙管理委員会にお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 選挙管理委員会事務局長、山本雄二君。

○選挙管理委員会事務局長（山本雄二君） 御質問にお答えします。

まず、以前の嘱託員制度では、その大半が区長と兼務されていた嘱託員は、地方公務員法で位置づけていた特別職の公務員であり、公職選挙法第136条の2によりその地位を利用して選挙運動をすることが禁止されていました。この地位の利用とは、いわゆる嘱託員が、その公務員としての地位にあるがために、特に選挙運動を効果的に行いうるような影響力又は便益を利用する意味であり、職務上の地位と選挙運動の行為が結び付いている場合を言います。ただし、特別職の公務員であるので、政治的行為の制限の適用は受けておりませんでした。この政治的行為とは、特定の候補者を支持し又はこれに反対することを言います。

地方公務員法の一部改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度の導入により、特別職の任用の厳格化が行われました。これに伴い嘱託員に代わるものとして行政区長が設置され、行政区長は私人としての扱いとなりましたので、選挙運動も可能になるものと認識しております。なお、選挙運動の期間は、立候補を届け出た日から選挙日の前日までとなっています。

○議長（中口俊宏君） 平江光輝君。

○9番（平江光輝君） ありがとうございます。今の答弁によりますと、行政区長は私人としての扱いとなるので、選挙運動も可能になるということです。ここで補足したいのですが、政治的行為の制限の適用を受けないとどういうことか。つまり公務員が地位を利用した選挙運動はできないが、特別職であるならば政治活動に中立性を要求しないということでありまして、従来の個人的に一候補者を支持したり、反対することは何ら問題はなかったという認識でおります。

今、申されましたように、これからさらに私人として扱いとなる行政区長には、このような今まであったような足かせがなくなり、自由に選挙運動に参加することができるという見方でよろしいですかね。そうなれば、多分多くの候補者や後援会関係者は行政区長に対し、これまで以上にこれから行われる選挙運動等への協力要請にお願いに回られるんじゃないかなというふうに思っております。しかし、安易に選挙運動に参加させて、公職選挙法に抵触するような事態に巻き込まれる場合を考えると、しっかりとした知識がないと選挙違反として検挙される恐れがあります。こういうことを危惧するわけでございまして、今回の質問に至ったわけでございます。

私ごとですが、かなり以前の区長経験者様からお話を伺ってまいりましたが、「選挙違反で捕まって何日も何日も警察署で取り調べを受けた。」という話を聞いておりまして、ぞつとしているところでございます。特に昨今では、録音等による情報提供等もあり、よそごととして考えられない状況ではないかなというふうに思っております。

そこで、現行の行政区長の活動について、また行政区が選挙運動に携わった場合、選挙違

反に当てはまるようなものはないか。この辺を踏まえて選挙制度に対する正しい関わり方とその周知に対して、改めて選挙管理委員会にお尋ねしたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 選挙管理委員会事務局長，山本雄二君。

○選挙管理委員会事務局長（山本雄二君） 御質問にお答えします。

まず、行政区長の個人的な運動への参加の問題点などについてですが、選挙違反は、犯罪として処罰の対象となり問題となります。現在、本市には157人の行政区長がいらっしゃいますが、そのうち、新任に当たる方が42人で全体の26.8%を占めています。このような中で、今年度から令和5年度にかけては、衆院選，市長選，参院選，市議会選など半年ごとに立て続けに選挙が執行されるため，選挙に関わる機会が多い行政区長は，それぞれの支援する候補者を応援され，かつ応援を求められることが予想されます。したがって，問題が発生しないように，普段から選挙違反のないきれいな選挙についてのルールの確認や政治意識の向上を養うことなどにより，正しく関わっていただくことが求められます。また，行政区長の業務については，本市は，行政事務の一部をお願いしておりますので，例えば市の広報と特定の候補者のチラシを一緒に配ったりすることは，慎んでいただきたいと思えます。

一方，選挙事務の適正執行の立場から申し上げますと，選挙に係る投票管理者，投票立会人などの職については，全て特別職の公務員であります。特に，投票立会人については，投票事務の執行に立会い，その公正を監視していただく立場から，多くの区長を選任させていただいているため，選任された方は公職選挙法第136条の2の公務員に該当し，その地位を利用した選挙運動が禁止されることに御留意していただくことになります。

次に，自治会（行政区）の推薦状等の問題点などについてお答えします。昭和43年4月16日自治選第13号各都道府県選管委員長あて自治省選挙局通知の「参議院議員通常選挙に関する事前運動等の防止」の中で，推薦依頼状，推薦決定通知について次のとおり示されております。

「組合・団体・会社等が候補者の推薦会等を開催し，各自が集合して意見など何も持たない白紙の状態から相談の上，推薦すべき候補者を決定することは差し支えないものとされおり，その決定について通常の方法で構成員に通知することも許されている。

しかしながら，立候補予定者が，組合・団体・会社等に対し，自己を推薦してくれるよう働きかける行為は，一般的には選挙運動と考えられており，これを文書で依頼することも，多くの場合違反となるものと考えられている。」このように示されていることから，自治会においては慎重な対応が望まれます。

次に，区長への選挙制度の周知は行っているのかについてお答えします。当該周知につきましては，広報うと5月号と一緒に全地区157人の行政区長あてに，公益財団法人明るい

選挙推進協会発行の冊子「くらしの中の選挙」を配布し、当該制度の周知を行っております。

今後とも、市民の皆様からの問い合わせにも対応しながら、公正な選挙執行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 平江光輝君。

○9番（平江光輝君） 答弁ありがとうございました。実際のところ、法律の解釈はかなり難しく、分かったようで分からないような答弁になりましたが、選挙のビラと広報うとを一緒に持っていったらいけないというような、そういうことだと思います。しかしそれ以上に、実際においては後援会活動や政治活動とみなして、たくさんの有権者を参集させたりすることにおいても、区長さんの御尽力をうかがうこともあるかもしれませんが、事前行為も含めまた答弁にないことについても、選挙違反の認識を強く持っていかなければならないというふうに感じております。最後に一言、「若者が政治に関心がないのは、悪いことではない。」これは、現財務大臣麻生太郎氏が最近講演会で若者に対してこのように申されて、その後SNSでかなり荒れまして、騒動になった発言であります。どういった内容かと申しますと、「それだけ今の日本がある意味平和に暮らしているということだ」ということだったと思います。今の若い世代にとって、未来には不安はあるが、それが何か具体性は乏しく、市民サービスもある程度充実していると思える現在において、日本の若者が、本当に政治に頼らなければならないことと思えることは少ないのかもしれませんが、そこへきて、投票率が低いからと言って、ただやみくもに選挙に行かせる施策を図るのもいいかもしれませんが、それよりもきれいごとではありますが、市民がもう少しでも正しい政治意識の向上を持ち、正しい選挙を行うことの重要性を求めるべきだということ、これから始まる選挙戦に期待しまして、次の質問に移りたいと思います。

今の政治意識の向上を養うということをキーワードとして引き続き質問したいと思いますが、区長さんが選挙で頼りにされるように、また区長さんらも候補者に何らかの期待をして推薦状を出したり、選挙運動に参加されるものであると思うのですが、そこには個人の便宜ではなく、少しでも地元の要望をかなえてもらいたいという気持ちからだと思うわけであり

ます。

ほぼ例年宇土を除く6地区には振興協議会があり、一括陳情によりその地区の合同の要望が行われています。内容は農道や里道、市道の整備や拡幅、農業や漁業の整備充実、補修などから高潮対策の改修整備や排水機場の改修工事まで、ありとあらゆる地域からの声をその地区の重要課題として一括に陳情するものであります。推測でものを言うのですが、これらの多くは、行政区の中で地元区民からの長年の苦情や要望の集まりでありまして、特に重要なこととして各々の振興会でたくさんの要望がある中でふるいをかけられ、優先順位を上

ってきた要望であると思いますので、どこの振興会も提出された要望に対して、一刻も早く対応してもらいたいと望んでいるものだと思います。こういったものですから、各地区の振興費の向上をさせるものとして、市ではどのように予算措置されているのか。各地区の予算配分についての考え方について、総務部長にお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） まず、御質問にお答えする前に、市の予算編成について御説明します。

市の予算は、予算編成方針、予算編成要領等に基づく各所管課からの要求を元に編成しております。

予算編成要領では総合計画等を推進するための予算編成を大きな柱とし、投資的経費については、実施計画に登載されていることを原則としています。

総合計画に掲げる7地区の特色を生かしたまちづくり計画も尊重しながら、実施計画に基づく計画的な事業推進を目指す予算となっております。

このことを踏まえまして、今回、平江議員御質問の各地区振興費の予算についてお答えいたします。

各地区の振興に係る様々な事業予算につきましては、一括して地区ごとに配分する方式とはしておりません。

各地区からの一括陳情や要望に対しては、各担当部署において、危険性や緊急性などを踏まえ、利便性向上などの側面から優先度を判断し、実施計画等に沿った形で、施工箇所を決定しております。

なお、市全体の予算は限られております。事業によっては有利な財源確保などの検討も必要となり、事業着手までに時間を要する場合がありますことも、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 平江光輝君。

○9番（平江光輝君） ありがとうございます。了解いたしました。予算措置については、各地区の配分方式は行っていません。広く宇土全体を見て、緊急性や重大性、重要性を基に予算措置を行うということでもあります。おっしゃることは十分理解できるものでありますが、実際のところ、こういう予算措置は市民の御理解が足りていないのではないかと思うわけでありまして、行政区長さんも地元を抱えていらっしゃる議員さんにしても、地元の要望に応えてもらえないばかりか、「あそこはあがんきれいになって、うちはいっちょんきれいになりません。」とおっしゃっていただいていることも多々あり、むしろ不公平感が募っているように見えるわけでございます。その辺を考慮しますと、あらかじめ各地区の総合計画の作成

時や一括陳情の場において、こういった予算編成のことをもっと十分に理解してもらえよう努力するか、はたまた統一性のある一部分のものだけでも結構ですから、予算配分化することができないものかと思うわけでございまして、この件について改めて各地区への予算配分化のメリット、デメリットを含め、今後検討できないか総務部長にお伺いしたいと思えます。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

まず、メリットといたしましては、配分額の範囲内とはなりますが、要望される事業の優先度を各地区で御判断いただいた上で、実施することが考えられます。

一方、デメリットとしましては、長期的な視点で考えたときに、地区ごとの環境整備に大きな差が生じる恐れがあります。

各地区には、急傾斜地などが多い、大きな河川があるなど自然環境の違いや、幹線道路、用排水路などのインフラ状況に違いがあります。各地区内での事業に偏りが生じれば、必要と思われる事業が実施されない場合も想定されます。

このようなことを踏まえると、各地区へ一定額の予算を配分するのではなく、現状のまま、各地区からの陳情、要望を各担当部署でお聞きし、市で優先度を判断しながらそれぞれの事業を行うことが好ましく、そのことが、市全体の振興・発展につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 平江光輝君。

○9番（平江光輝君） ありがとうございます。了解いたしました。無理を承知で今回の質問をしたわけではありますが、市全体を見て予算を執行する側と行政区だけを見て振興を図ろうとする側では、意見の食い違いがあることを改めて認識したところでございます。そんな中で、こういった市民の思いのまま、そしてそれに応えようとする候補者を胸にこれから選挙戦が始まります。何度も言うようですが、今後の選挙が公正に行われるよう心から祈念いたしまして、今回の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、ここで5分ほど休憩をいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時02分休憩

午前11時07分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

8番、柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） おはようございます。うとしせい会の柴田正樹でございます。通告どおり順次質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まずは、花園地区の土地利用について質問させていただきます。これは平成29年の12月議会において、菊陽町の光の森の開発を例に挙げて質問しております。その後市長マニフェストにも、県道14号・ウキウキロード沿線エリア土地利用の検討が掲げられ、調査・検討が行われております。それから3年ほど経過しておりますけれども、その間どのような検討・協議をなされてきたのか、企画部長に御答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

県道14号とウキウキロード沿線エリアの土地利用につきましては、庁内の関係部署と協議を行っております。

当該地の検討すべき課題としては、主に、農振農用地からの除外の検討、都市計画法による用途区域の見直しの検討、雨水排水対策の検討がございました。

まず、農振農用地からの除外については、具体的な事業計画に基づくか、都市計画の用途を指定することができれば可能でございます。

次に、都市計画区域の用途変更については、県と市の各都市計画マスタープランの変更に加え、確実な事業計画がなければ、用途を指定することは困難でございます。

また、雨水排水対策につきましては、現在実施中の船場川改修及び松原排水機場整備の進捗状況によるところが大きく、一体的に開発する際は、調整池も考慮する必要があります。

いずれにしましても、具体的な事業計画が当該地の土地利用の前提条件となっておりますので、今後の方針として、市として当該地をどのように開発していくかまちづくりの方向性を示し、地域資源の活用や地域住民の協力を得ながら、住民や民間事業者の意見を聞き、実現性のあるビジョンとして明確化していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） 検討課題が大きく三つありますが、いずれにしましても具体的な事業計画が前提条件ということでございます。先に述べました光の森の開発においては、大型ショッピングセンターを中心に飲食店が並び、その周りに多くの住宅が建築されるなど、複合的な開発がたくさん雇用と人口増加を生み出しております。また、花園地区の当該エリアが人口増加に向けて大きな可能性を秘めていることについては、市長も共感していただいているというふうに認識しております。

市が当該エリアを複合的に開発することで、雇用と移住を促進していくという明確なビジョンを打ち出していく必要があると考えますが、企画部長のお考えをお願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長，石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

県道14号とウキウキロード沿線エリアには、これまでも様々な企業から開発についての問い合わせがあつているところです。当該地を開発するためには、農振農用地からの除外が必須条件であることや船場川改修及び松原排水機場整備のスケジュールもあるため、開発にはそれなりの労力と時間が必要になってきます。そのため、そこで断念される企業がほとんどでございます。しかし、本市としましても当該地の開発は必要であると考えているため、相談にいらっしゃる企業に対しては、親身になって対応しているところでございます。

ただ、全ての企業を受け入れては当該地での開発が虫食い状態になってしまったり、無秩序な開発がなされてしまうことも懸念されるところでございます。

魅力あるまちづくりには、商業施設、医療機関、住宅など複合的な開発を図ることが必要であると考えております。そのためには、本市において当該地をどう活用するべきか、広域的・多角的に状況を分析し、構想を作成することも必要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） 是非、当該地の活用については、将来を見据えた構想を練っていただき、複合的な開発につなげていただきたいというふうに思います。

次に、西部地区の振興について質問いたします。現在宇土市においては、西部地区の過疎化が顕著であり、これまでも西部地区に市内外から定住移住を促進する取組をされてきたと思いますが、具体的にどのような取組をされ、それがどのような効果をもたらしたのか企画部長に答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長，石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

西部地区の定住移住促進の取組につきましては、平成27年9月から開始しました空き家バンク制度と、平成28年4月から採用を開始しました地域おこし協力隊がでございます。

空き家バンク制度とは、市外から本市への定住等を促進するための取組で、市内にある空き家を登録いただき、市外にお住まいの方が本市に住みたいというときに利用できるというものでございます。制度を導入しました平成27年度は、網田地区をモデル地域として取組を始め、西部地区において現在までに、網津地区1件、網田地区6件の物件登録があり、網津地区1件、網田地区1件の定住につながっております。

次に、地域おこし協力隊については、地域外の人材を採用し、地域住民とともに地域活動に取り組み、その地域への定住・定着を図るものでございます。平成28年4月から3名を採用し、網田地区を拠点に、本市の魅力発信を主に行う活動を担当してもらっており、協力隊退任後、一家族4名の定住につながりました。また、昨年度も任期満了後の1名の隊員が西部地区に定住しております。

しかしながら、全体的な西部地区（網津・網田）の人口は、死亡者数が出生者数を上回る人口自然減も重なり、平成27年度末の7,012人から令和2年度末に6,140人となっており、5年間で872人の人口減少となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） これまで市外からの定住移住を促進するため、空き家バンク制度の取組により、網田地区と網津地区で1件ずつの定住につながり、地域おこし協力隊の取組では、網田地区に一家族4名の定住につながったと、その後1名の方が定住につながったということでございます。しかしながら、その成果にもかかわらず、自然減少もあって西部地区の全体の人口は、5年間で872名減少しているということです。ただ、人口が減少しているとはいえ、西部地区にはあじさいで有名な住吉自然公園や御輿来海岸などの名所があり、人が集い、イベントも行える宇土マリーナや物産館もあります。これら観光資源を活用して観光客など交流人口を増やし、宇土市の魅力に気づいていただき、その人たちに宇土市に定住してもらえるような考え方もできるというふうに思います。

そこで、西部地区における交流人口を拡大させる取組について、これまでどのようなことをやってこられたのか、経済部長に御答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 西部地区の交流人口の拡大についてお答えいたします。

まず、西部地区の観光資源といたしましては、ただいま柴田議員から御紹介がありましたとおり、6月のあじさい開花時期の住吉自然公園、物産館があります宇土マリーナなどの名勝地や施設がございますが、中でも西部地区で特に人気の観光地の一つに御輿来海岸の干潟景勝地があります。例年2月から4月にかけて、干潟が大きく現れる干潮時刻と、鮮やかな夕焼けが見られる日没時が重なる、いわゆる絶景の日には、約300人から400人の観光客が干潟鑑賞や写真撮影に来られ、非常に混雑している状況であります。

ただし、西部地域の観光事業は、西部地区に宿泊施設がないため、観光客の方は天草方面への通過点としての観光や日帰り訪問の形態が多く、観光消費額の増加には必ずしも結び付いていないことが課題であると考えております。

次に、今申し上げた状況を踏まえ、観光客を増加させるための今後の取組についてお答え

いたします。

先ほど申し上げました干潟景勝地において、現在の干潟景勝地展望所には自動車20数台程度の駐車場しかなく、観光客が多い場合には日没を待たず、午前中に満車となるというような状況がございます。

そこで、年々観光客が増えているという現状もありまして、新たに展望広場を整備する方向で準備を進めております。今年度は、概略設計、来年度に実施設計を予定しており、順次、整備を進めてまいりたいと考えております。

また、宇土マリーナについては、令和2年12月定例会での檜崎議員の一般質問の際にも答弁させていただいておりますが、現在の指定管理者から指定管理公募時に、芝生広場の一部をキャンプ場として利用していきたいとの提案がなされており、キャンプ用品のレンタル等も含めて現在事業の実施に向けて検討されているところです。

交流人口の拡大については、より多くの観光客に訪問いただくことや、観光消費額の増加へとつなげる取組が重要であるというふうと考えております。そのためには、観光資源をより魅力あるものとすることや市内外への積極的な情報発信に、今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） 干潟景勝地などの観光地を求め、観光客に西部地区にも足を運んでもらっているということでございますが、宿泊施設やお金を落としてもらえりような施設がないため、市外から観光で立ち寄ってもらってもそのまま天草方面へ素通りされたり、日帰り訪問により観光消費額の増加にはつながらないということでございます。

ただ、弱点分かっているのであれば、それを解消することによって、観光消費額の増加につながるということであります。つまり西部地区に宿泊施設を新たにつくり、お金が落ちるような仕組みをつくっていけば観光消費額の増加につながっていくということであります。このことについては後で詳しく述べますので、先に進めさせていただきます。

次に、行政が主体となった計画的な都市開発について質問させていただきます。宇土市には、秩序ある都市整備を図るために必要な土地の取得や行政ができる土地開発公社がありますが、今後この公社をどのように活用されていくのか、企画部長に御答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

宇土市土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」の規定に基づき、昭和48年4月に設立されました。これまで、公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うなど様々な事業に取り組んでまいりました。新規での自主事業は、平成7年の緑川工業団地以来

実施しておりませんが、事業は現在も継続しており、主に売れ残っている公社保有地の売却を推進しているところです。これについては各方面から購入の打診がありますが、なかなか条件面で折り合わず、売却に苦勞しております。

公社が事業を実施するに当たり、用地の購入及び造成、管理まで行いますが、その資金は金融機関からの借入で対応しています。借入金の返済につきましては、借り換えを繰り返し、保有地の売却や賃貸借料の収益にて借入利息の返済ができている状態でございます。

現在、公社では新たな事業の実施は計画しておらず、全保有地を売却することで、その収益により多額の借入金を完済し、土地開発公社の解散を視野に入れて事業を実施しているところでございます。したがって、土地開発公社による新たな都市開発は計画していないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） 平成7年の緑川工業団地以来、新規での自主事業は実施しておらず、新たな土地開発の計画はなく、解散も視野にしているということでございますが、私は非常にもったいないことだというふうに思っています。この開発公社を利用し、県道14号・ウキウキロード沿線エリアの開発や、西部地区の観光客を拡大させるための基盤づくりなど、この地方創生の流れの中で生き残るために、新たな宇土市をつくっていく必要があるというふうに思います。前回の定例会において、野口議員の質問に対し、市長から「県道14号・ウキウキロード沿線エリアについては、民間開発を誘致していく。」という答弁がありましたが、民間開発を待っていたのでは、なかなか前に進まず、先ほど企画部長が答弁されたように、虫食い状態の無秩序な開発につながることを懸念されます。宇土市にはせっきやく土地開発公社があるのですから、行政が県道14号・ウキウキロード沿線に複合的な新しい住環境の計画を立て、土地開発公社を活用してその用地を購入し開発していく。また、西部地区についてもしっかりと計画を立てて、土地開発公社が土地を取得し、開発を進め、観光客が西部地区で楽しく遊び、宿泊できる環境をつくるという考えもあると思いますが、市長の考えをお聞かせください。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

人口減少・高齢化が進んでいる本市において、社会・経済を活性化させるとともに、住民に誇りと満足感を抱かせる持続可能なまちづくりの推進を図っていくことは、本市にとって喫緊の課題であると思っております。

民間の様々な経済・社会活動が営まれる場においてまちづくりを実現するためには、民間による経済活動が、本市が進めるまちづくりの方向性と一致するよう、本市がビジョンを明

示しつつ、住民がまちづくりに積極的に参画するよう誘導していく必要があると思います。

都市開発の方法としまして、市が用地を先行取得し、土地区画整理事業を実施することも考えられます。しかし、市の財政状況が厳しさを増す中で、まちづくりに対して市が資金面で主導・支援できる範囲が限られております。現状では市財政への圧迫が大きく、さらには先行取得にはリスクが伴うため、現実的には厳しいということが実情ではないかと思っております。とは言いながらも、先ほど御指摘がっておりますように、民間での開発がなかなか進まない、宇土市の将来を見据えたときにどうなのかと考えた場合には、行政主導によります都市開発の必要性あるいは可能性も考えてみる必要があると思います。今後、市において用地を購入、造成した場合、有効面積を考慮した上での売却価格がどうだとか、こういったところの採算性の検討等も含めて、シミュレートしてみることも必要であると考えているところでございます。

なお、先ほど企画部長が答弁しましたように、本市には様々な企業から開発についての問い合わせがもっているのも事実でございます。なかなか進みませんが、相談にいらっしゃる企業様に対しましては、精一杯親身に対応しているところでございます。本市において民間主導による都市開発を検討されている企業様に対しては、これまで同様、精一杯のバックアップをさせていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 柴田正樹君。

○8番（柴田正樹君） ただいまの市長の答弁では、行政主導による都市開発の必要性も認識はしているが、財政状況が厳しく現実的には難しいということでございます。しかしながら、財政がないのであれば、作り出すという考え方もあると思います。

ここからは私の質問ではなく、私からの提案になりますけれども、先ほどから申し上げております県道14号・ウキウキロード沿線エリアの一部に、市が事業計画を立て、土地開発公社により先行取得をしてまいります。そして、今年度地域高規格道路宇土道路の笹原トンネルの工事に予算が付いて、国交省が着工するというところでございますけれども、そこで掘削した土を当該エリアに埋め立てて造成していけば、坪当たり1万円以上は安くなるというふうに思います。当該エリアの農地は、道路や用水路に囲まれた区画が8千坪から2万坪ほどございますので、一つの区画を埋め立ててそれを売却すれば、8千万円から2億円ほどの財源が確保できます。そして複合的な開発により商業施設、住宅、医療機関、介護施設等を配置して、生まれてから老後まで遠出することなく、近場で一生を過ごすことができるコンパクトシティを形成していく。当該エリアは交通のアクセスもいいですから、そこを拠点として他の地域で観光を楽しむ。そうすることで安心・安全で住みよいまちが形成され、それが人を呼び込み、人口や雇用の増加につながる。そして、それで得た税収を財源として他の

地域を開発していくという流れができます。

一方、西部地区には、先ほどから言われていますように全国に名を轟かせております御輿来海岸というすばらしい干潟景勝地があります。その絶景を見渡せる場所として、先ほど展望台を整備すると言われておりました島山のほかに、国道57号線沿いの赤瀬にあります有限会社上野工業所から山手に登った地点からも、絶景を見渡すことができます。その辺りを先の財源で土地開発公社が購入し、グランピングやキャンプ場、バンガローなどの宿泊施設を整備若しくは誘致します。一方、宇土マリーナに遊覧船の船着き場を整備し、世界遺産である三角西港を海から眺めながら、天草でイルカウォッチングを楽しんだり、マリーナに釣り船をつけて、湯島沖などで釣りをして楽しむ。そして釣った魚や物産館で購入した食材を、キャンプ場などの宿泊施設でおいしくいただく。また、宇土マリーナにはレストランが閉店した後の空いたままのテナントがございます。そこにフリーで利用できるオフィスを設置して、仕事で忙しい家族の方が、海を眺めながらリラックスしてワーケーションができるような環境を整備し、夕方に遊覧船から帰ってきた家族と食事をし、そのまま宿泊していただくことで西部地区の魅力に気づいていただき、定住につなげていく。このような仕掛けも行政がプランニングして土地開発公社を活用していけば、決して不可能ではないというふうに思います。

先ほど市長が言われたような社会・経済を活性化させ、住民に誇りと満足感を抱かせる持続可能なまちを構築するには、点の政策ではなかなか実現は難しいというふうに思います。それぞれの地域の特性を生かして、点と点をつなげて連携をさせる、市全体の政策として考えていく必要があると思います。市の財政状況が厳しく、先行取得はリスクがかなり伴うというふうに理解もしておりますが、市の職員だけでは、なかなかこういった大きな決断はできることではないと思います。これを決断できるのは政治家だけであります。市民から負託を受けた市長と我々議員だけです。市長の強いリーダーシップと議員の協力があれば、このような大それた計画の実現も夢ではないと思います。そのためには無秩序な虫食いの開発ではなく、行政主導での土地開発が必要不可欠であります。市長がおっしゃられる住民に誇りと満足感を抱かせる、他の住民からも住んでみたいと思わせ、他の自治体からも参考にされる、そのような宇土市の新たなまちづくりを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日18日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時33分散会

第 4 号

6 月 1 8 日 (金)

令和3年6月宇土市議会定例会会議録 第4号

6月18日（金）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 今中真之助議員

- 1 新型コロナウイルス感染症について
- 2 学校図書について
- 3 観光と文化について

2. 佐美三 洋議員

- 1 光ファイバーケーブル未整備地区の整備進捗状況と整備後の取組について
- 2 高規格道路インターチェンジの整備を見据えた、中・長期的視野に立ったグラウンドデザインの策定について

3. 福田慧一議員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
- 2 緑川及び支流の改修について
- 3 生活保護申請に対する対応について
- 4 小中学校トイレに生理用品の配置を

日程第2 常任委員会に付託（議案第37号から議案第48号）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん

15番 山村保夫君
17番 村田宣雄君

16番 杉本信一君
18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 顕君	財政課長	上木淳司君
企画課長	宮崎英児君	まちづくり推進課長	中山好美さん
福祉課長	松下修也君	高齢者支援課長	柘植さや子さん
子育て支援課長	山口るみさん	新型コロナウイルス感染症対策室長	西山祐一君
農林水産課長	湯野淳也君	商工観光課長	清塘啓史君
土木課長	渡邊 聡君	学校教育課長	池田和臣君
指導主事	太田黒保宏君	文化課長	淵上真行君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

3番，今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 宇土市政研「志」の今中でございます。早速質問に移らせていただきます。

まず1問目，新型コロナウイルス感染症についてでございます。ちょっとマスクを外して質問させていただきます。本市PCR検査陽性者及び発症者，感染者の経過観察等についてでございます。PCR検査陽性者及び発症者，感染者がその後どうなったのかは，ホームページで確認することができなくなりました。経過観察等については保健所任せではなく，市としても把握すべだと思いがいかがでしょうか。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） おはようございます。

熊本市を除く県内の自治体では，新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は，それぞれの自治体を所管する保健所がPCR検査を実施しております。そこで，陽性者が確認された場合は，県のホームページ等で公表されることになっております。

以前は，感染者の症状や行動履歴，同居家族の状況等について，こと細かく掲載されておりましたが，現在は感染者が特定できないように最小限の情報のみが掲載されております。感染者の経過観察等は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律，いわゆる感染症法によって，都道府県知事が主体的に行うよう定められており，市が関与することはないため，市においても把握できないのが現状であることを御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） ありがとうございました。市民の健康を預かる行政に携わる者として，その後どうなったのかを把握できないことは非常に残念に思います。私としては，どういう人がPCR検査陽性者になったのかよりも，何より現状の健康状態がどうなのかが大事だというふうに思います。実際保健所に出向いて聞きました。やはり教えてくれませんでした。せめて個別に伺いたいわけではないんです。皆退院して若しくは無症状で無事に今仕事

に復帰しているか否かとか、そういうことを聞きたいんですね。せめていついつ現在で、何人入院して何人退院して、何人が重症なのか軽症なのか、市で把握してほしいというふうに思いますので、引き続き要望してほしいと思います。

続いて2番のワクチン接種状況の体制についてですが、こちらはこの後の福田議員も同様の質問をされるということなので、福田議員に託したいと思います。

3番目の65歳以上の申込状況と接種を希望しない人の状況についてお尋ねいたします。健康福祉部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） ワクチン接種の予約状況について御説明いたします。

高齢者施設の入居者及び従事者を除く65歳以上の高齢者、約1万700人に対する接種を開始するため、第1期分として5月10日から予約受付を開始しました。この予約受付に関しては、大変混乱を招き、市民の皆様に御迷惑と御不便をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

結果としまして、インターネットと電話により、第1期分の合計3,290人の全てが予約をされました。

その後、5月下旬に第2期分として、前回予約をしていない方約7,400名全員に再度通知を発送しました。前回の反省を踏まえ、インターネット予約のほか、電話予約については回線数を増やし、年代別に予約受付日を分散しました。

また申込書の返送による申込方法を採用することで、非常にスムーズな受付ができました。昨日現在、1期分、2期分合わせて合計9千人、高齢者、これは施設等の入所中の方を除いた一般高齢者でございますが、このうちの約84%の方が予約を済まされております。

なお、接種を希望していない人の把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。前回すり合わせのときに頂いた資料よりも、かなりの数の方が予約をされたということで、主導された市としては安堵されているのかもしれませんが、私はコロナワクチンはまだまだ分からないところだけであると思っています。個人的には認めたわけではございませんので、これだけの方が後に何もなければいいと思うわけでございますけれども、話を本題に戻しますと、ワクチン接種を希望しない人の把握はできていないということですのでけれども、いつかこの事業が終わらないといけないわけございまして、申し込みをし忘れた方とか体調不良や入院等で、なかなか期間内に接種できない方も一定数おられると思います。そのあたりの配慮も落ち着いたときでいいと思いますけど、検討をしたほうがよいのではないかというふうに進言しておきます。

続いての質問に移ります。医療従事者や高齢者など先行接種された方々の副反応、後遺症などについてお尋ねいたします。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 本市で実施しました新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応については、昨日現在で17件の報告を受けております。その中に救急搬送が必要な重篤な事例はなく、全ての方が会場で医師や看護師による、脈拍や血圧測定、血中酸素濃度測定などのバイタルチェックや状態観察をしている間に症状改善に至られました。

ワクチン接種後は、経過観察のため、通常15分間待機することになっておりますが、特にアナフィラキシーショックのリスクの高いアレルギーがある方については、30分間の待機をお願いしており、より頻繁に状態を観察するようにしております。会場では、看護師が接種後の方々を巡回しながら、接種後の注意点を記載したリーフレットを手渡し、当日から数日中に起こりうる副反応や気を付けてほしいことをお一人お一人にお伝えしております。

また、万が一、帰宅後に気になることが生じた場合は、かかりつけ医等に相談するようにお伝えしております。

後遺症についての報告は現時点ではありませんが、新型コロナウイルスワクチン自体が、昨年開発された非常に新しいワクチンであるため、接種後年月を経て発生する後遺症はこれまでの事例がなく、全く未知の状態です。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。副反応が昨日現在で17件あるということでした。後遺症なら接種されて日が浅いので見られる方はいないのでしょうか。ファイザー社のワクチンは、FDA（アメリカ食品医薬品局）もまだ未承認のものなんです。治験終了日が2023年4月6日ということで、あと2年あるんですよ。ということは、我が国の人体実験の最中であるということなんです。なので、今後数年経過観察が必要になると思います。今回、高齢者全員を対象にワクチンを接種するというふうに動いているわけですから、今後数年間このワクチンを接種された方の健康を観察していかないといけないのではないかなというふうに危惧をしています。これは、保健所うんぬんではないというふうに思います。誰が接種したかは市で把握管理されているはずですから、すごく大変なことでしょうけども、意識を高めておいてください。よろしくお願ひいたします。この質問は、4番と5番併せて質問させていただきましたので、次の質問に移らせていただきます。

64歳以下の接種スケジュールと体制についてでございます。高齢者の接種が終了した後、64歳以下の接種が進められていくかと思ひます。スケジュールと体制についてどのよ

うになっているのか、若い人への周知方法についてどう進めていくかをお尋ねいたします。
健康福祉部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 国においては，高齢者への接種に引き続き，64歳以下の市民への接種に移行し，今年11月末までに完了するよう示しており，本市においても対象となる市民に，7月上旬にはワクチン接種券を送付できるよう準備を進めております。

これにより，7月中旬頃には，64歳以下の方の接種を開始できる見通しです。

なお，現在16歳以上を対象としておりますが，12歳以上への引き下げについては，慎重に検討すべきものと考えております。

また，若い年代の方に対しては，ワクチン接種に関する情報発信について，接種券の個人宛ての通知のほか，SNSなどの手段を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。私は先ほども申しましたが，ワクチン接種に関してかなり否定的です。もちろん接種される方を非難するということではございません。さらに，若年層に関しては特に否定をいたします。10代以下ですね，コロナに感染して亡くなられた方はゼロなんですね，この日本中で。20代の方はほとんどいない。と言いますか，国全体でも死亡者の例は余りいないんです。厚労省が，PCR検査陽性反応者が交通事故でも老衰で亡くなられてもコロナで死亡とカウントしなさいという通達を出していますから，1万4千人というその死亡者の数字があるということでございます。ワクチンを接種してから死亡する事例も，これから多く出てくると思います。これに関しては，厚労省は因果関係を評価できないと判断しており，ワクチンによるものとは認めておりません。ここは非常におかしいというふうに私自身思います。私は，若い人たちやこれからの時代の人たちが，全く接種する必要がないこの疑惑のワクチンで重症化や後遺症を患ったり，死亡に至るケースが絶対あってはならないというふうに思うんです。もちろん，高齢者であっても誰であってもなんですけれども，宇土市は16歳以上に接種をすると決められたようです。もちろん接種するしないの選択は自己判断なんですけども，若い人に判断しろというのは酷です。恐らく親が判断するんだろうというふうに思います。アドバイスもするんだろうと思います。ですが，情報発信は接種ありきではなくて，ワクチンの持つ様々なエビデンスも併せてやってほしいというふうに思います。

そこで，次の質問にかかるんですが，このワクチン接種に関しては強制ではなく，各自の自己判断のはずであるのに，今のところこのワクチン接種ありきで事が進んでいるように思います。これは余計な差別を生んでしまうことにつながるものではないかと危惧いたしま

す。ワクチン接種をしていない人は入店お断りとか、学校とかでも今回は16歳以上ですけど、高校生とかがいじめに遭うとか、また若い世代、高齢者とかも「あの人は接種しとらんもんね」「したほうがよかよ」とか余計なこういった差別、軋轢を生むのではないかということが危惧されます。そういった差別や偏見を生まない雰囲気づくり等をしてほしいと願いますし、そもそももっこのワクチン接種に関わられる市としてはデメリットな情報も、市で発信すべきではないかと思えます。厚労省では公表しているんですけども、死亡例とか重篤な症状の方とか、そういった方を公表してあるんですが、その情報は一般市民には取りにくいですね、ネットに上げている情報はまた信憑性に乏しい情報もあります。

そこで、市長の今後の情報発信についての見解をお尋ねしたいと思います。市長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えいたします。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地域経済そして医療現場をはじめ、市民生活全体に甚大な影響が生じているのは事実でございます。以前の日常生活を取り戻すためには、何よりも感染症対策の徹底を最優先することが非常に重要だと、これは皆さん一致するところだと思います。

今回のワクチン接種は、感染予防対策の切り札とされ、大変期待されていますが、接種を受けるかどうかは、御本人の選択により判断する努力義務となっております。ワクチンを打てば感染しないということは絶対にありませんし、これは報道でもなされております。一部には感染された方もいらっしゃるということ。また、1回感染したら絶対感染しないということもあり得なくて、これは世界でもそうですけれども、2回目の感染等も起きているということ、これも事実でございます。ただ、全ての方が、じゃあワクチンはまだ十分じゃないから打たないでいいということで、国民が全てそういう雰囲気になってしまったら、これは集団免疫の獲得はできませんし、非常に厳しい状況になってしまいます。この集団免疫の獲得に関しては、あとワクチンの有効性は、世界的に評価をされていると思っておりますし、私も最初思っていたのは、インフルエンザと一緒に打ったからといってかからない、かなりの割合でかかるんだということを思っていたんですが、ワクチンの種類で違まして、そうではなくてインフルエンザワクチンよりもはるかに有効性は高いということが、現在の段階の評価ではないかなと思っております。

政府としましては、ワクチン接種のメリットが先ほど申し上げましたデメリットを上回るという判断から、国民にワクチン接種をするよう推進しております。これは我々自治体も同じです。できる限り多くの方に免疫を獲得していただきたいという思いが一番強いということです。ただ、今御紹介がありましたように、ワクチンによる副反応が発生した事例の報告

もありまして、厚生労働省のホームページに掲載され公表されております。こういうのを是非見ていただきたいのですが、ただ私もこれを行政でやったらどうかと実は思ったんです。印刷して持ってきておりますけども、これはワクチン分科会副反応検討部会の資料です。これは調査自体がワクチンを接種した後、因果関係があるかどうかは分からないけれども、接種翌日に発熱したとか、ワクチン接種翌日に急病になった、ワクチン接種日の夜に持病が悪化し死亡したというようなものが含まれた資料だと、見たところ確かにそうなんです。これでいくと国民975万人、1,305万回のワクチン接種をした時点で、これに掲載されている死亡の事例として139件あるとされております。「わあ多いな」と思ったんで中身を見たんですが、先ほど申しましたように、ワクチン接種後にいろんな状況で亡くなられた方は全て入っております、中を見ていくと老衰で亡くなられた方が5件、自殺の方も2件入っているんです。ということは、この139件というのがどんどん歩いていくのがやはり怖い。そういう意味では、行政側からじゃあ何をどう安全ですよ、あるいは危ないですよという情報、何をどう公表していけばいいのかという、非常にこれは苦しいところがございます、やはり国の方針に従っていくしかないのかなというのが実情だと思っております。ただ、やはりマスコミの情報もワクチンに対する批判的な情報もあれば肯定的な情報、両方あります。これをどちらを読むかによってもやはり感覚としては違いますし、そこは皆さん各人で判断していただくしかないのかなというようなことです。ですから、市に対してどうしてもワクチン接種しなければなりませんかという御相談があった場合は、本人の御判断でございますとしか言えません。打たないという人に無理矢理打てという話もできませんし、打つ人に絶対やめろということももちろん言えない。これが実情ではないかなと思います。そういう意味で、とにかく接種の判断について情報の偏りは確かにあるんですが、やはり御自分で判断をしていただく。特に10代とありましたけれども、中学生とかに関しては本人が打たないという判断をする、親がそういう判断をされるように、情報に目を通してくださいという方法しかできないのかなというのが実情だと思っております。その上で御自身の判断、中学生自身で判断するというのは難しいと思っておりますけれども、御家族で判断していただいてワクチン接種を決めていただくということになろうかなと思います。

大きく危惧するのは2点、副反応の問題と、あと1点がワクチン接種の有無を原因とした差別や偏見でございます。これはあってはならないことだと思っております。ですから、将来的にワクチン接種をした人のみ入店可とかいう店が、ひょっとしたら出てくるかもしれない。こういうことはあってはならないことであると思っております。これは国だけではなくて、もちろん行政、市においても誹謗中傷や差別は許されないとといった啓発を、今後いろいろな形で進めていく必要がある。それが広報うとであったり防災行政無線なのか、SNSなのか、とにかくありとあらゆる手段で、そういったところについては強く啓発をしていかなければなら

いと思っています。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） ありがとうございます。もちろんですね、差別や偏見に対しての力強い思い、ワクチン接種に関するデメリットな情報も把握されてこの体制ということで、安心いたしました。私がかねてから申しておりますが、私は市長を信頼しています。今回も菅さんだけこうやり玉にあげられていますけれども、私は、この菅さんの船に乗っているつもりはないです。元松茂樹の船に乗っているつもりでございますので、これからも船のかじ取り役をよろしく願いいたしまして次の質問に移りますが、時間がちょっと余るようであれば、このコロナ関連でお伝えしたいことと言いたいことがありますので、また戻らせていただきますけど、次の質問に移らせていただきます。

学校図書についてでございます。まず、学校図書に従事する司書の役割、業務内容についてお尋ねいたします。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） おはようございます。御質問にお答えします。

学校図書館に従事する図書司書補については、学校図書館の運営の改善及び向上、また、児童生徒及び教員による学校図書館の利用を促進することを目的に配置をされております。

具体的な業務内容としましては、児童生徒に対する図書の貸し出し、蔵書の点検管理、本の選書と購入及び廃棄、学校図書館の環境美化の推進などがあり、その他にも、工夫を凝らした学校図書館のレイアウトづくりや図書まつりなどのイベントの開催がございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。業務内容、役割は図書の貸し出し、蔵書の点検管理、本の選書と購入及び廃棄、学校図書館の環境美化の推進、学校図書館のレイアウトづくり、イベントの開催ということでございました。

それでは続きまして、今言われた業務の中にもありました蔵書・貸出・購入冊数そして図書購入額を過去3年分報告してほしいと思います。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 小中学校図書館の過去3年間の利用状況についてお答えします。

まず、蔵書冊数については、平成30年度、小学校で6万1,066冊、中学校では3万2,278冊。令和元年度、小学校で6万3,438冊、中学校では3万784冊。令和2年度、小学校で6万2,216冊、中学校では3万521冊となっております。

次に、貸出冊数については、平成30年度、小学校で16万3,110冊、中学校では1

万2,193冊。令和元年度、小学校で19万388冊、中学校では9,363冊。令和2年度、小学校で23万3,281冊、中学校では8,019冊となっております。

なお、令和2年度の児童生徒一人当たりの貸出冊数は、小学校109冊、中学校で8冊となっております。

次に、購入冊数については、平成30年度、小学校で1,710冊、中学校では947冊。令和元年度、小学校で1,525冊、中学校では813冊。令和2年度、小学校で1,710冊、中学校では876冊となっております。

最後に、図書購入実績額については、平成30年度、小学校で199万3,971円、中学校では131万8,693円。令和元年度、小学校で219万707円、中学校では128万1,252円。令和2年度、小学校で237万6,538円、中学校では134万7,934円となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。学校別の詳細につきましては、添付資料を見ていただきたいと思います。これは、学校教育課から今回調査していただいて個別に頂いた資料になります。蔵書数は、学校図書標準査定早見表にありますように、基準値が定められてますし、学校による違いは規模によつてのことでございます。図書購入額もそれによる影響があると思います。貸出冊数に関しては、学校の特色もあるでしょうし、学校別で様々な違いがあつて当然だというふうに思います。この資料だけ見れば西部地区の小学校、中学校が、中央の学校に比べて貸出冊数が多いんでありますけれども、これはクラブ活動に時間を割く差による図書へのふれあいの時間もあるようでございます。また、中央の学校の児童が西部に比べて、比較的自分で本を購入するケースも多いようでありますし、市立図書館もありますから、学校図書への依存の度合いも違うのかもしれない。また、貸出冊数は担任の先生の指導の仕方によるものも大きいみたいです。特に低学年になると。

以上のことから、貸出冊数については特に特筆すべきことはないんですけども、気になるのは不明図書と廃棄図書でございます。四、五年前に本をバーコードで読み取って管理をするシステムに移行後、本の管理がしやすくなったと思いますが、小中学校の廃棄図書、不明図書数にばらつきが見られます。そもそも廃棄図書とは、古くなつたり破損をしていたり、また買い替えによつて廃棄される本だというふうに思います。不明図書とは、まさしく所在が不明な図書で、返却がされなかつたりなどが原因として考えられる本のことだと思いますが、なぜこういうことになるのかお尋ねいたします。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 小中学校の廃棄図書及び不明図書数についてお答えします。

まず、令和2年度中に廃棄した図書数は、小学校で4,050冊、中学校では1,565冊となっております。

次に、令和2年度末現在の不明図書数については、小学校で1,033冊、中学校で26冊となっております。

なお、小学校分で不明図書数が多くなっておりますが、その要因としましては、一部の小学校で、過去に廃棄してあるにもかかわらず、図書管理システム内にデータだけが残ったままとなっていたもので、データ処理ができていなかったと判明をしております。

今後は、このようなことがないように、図書管理システムの適正な運用を図り、管理の徹底を指導してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。図書管理システムの適正な運用を図り、管理の徹底を指導してまいるといってございませうけど、これは途中で気づかないのかなというふうに思います。その都度報告があるわけですよね。それで、途中でこれ、ちょっとおかしいねと気づかないのかなというふうに思います。毎年蔵書点検が義務付けられているわけなんですけれども、この報告が上がってきて何もそこで指導しないものだから、スルーするものだから、「ああこれでいいんだ」ということで、同じ管理をなされているのではないかというふうに思います。しっかりと今後対応していただきたいと思います。

それから、不明図書が、不明となっている箇所がございます。これはなぜですか。今回はちょっと答弁を求めていますけど、担当してくださった職員に聞いたところ、恐らく点検がされていなかったから不明なんだろうということでした。今回、ほとんどの市内の学校図書を回らせていただいて、現状を確認させていただいて、今回この場で伺っていない質問の、学校ごとの取組の内容や詳細の要望などを聞かせていただいたんです。その中で、不明図書、廃棄図書についても伺ったんですけれども、不明と書いてあるところが、実は僕は実数を聞いているんですよ。きちんとした数で、しかもとんでもない数が出てきたんです。それが教育委員会を通じて調べてお願いをして出てきた結果が、不明と書いてあるんですね。これは隠ぺいじゃないかと思うんです。そこまで、僕はこの多い少ないとかで大きく取り上げるつもりはなかったんです。もっと教育委員会に、この学校図書に関しても関与してほしいなということをするための資料として、今回上げさせていただくつもりだったのが、不明というのがポンポンポンと出ると、そのときに従事した司書補の方が、仕事に問題があると言わざるを得ないじゃないですか。実際僕はきちんと仕事をしていると聞いているんですよ。実数を聞いているんです。それを管理者の校長があやふやにしていると。これね、ちょっとがっかりですよ。例えば、いじめの例とかも報告が上がってくるでしょうけ

ど、それも怪しいというふうに思わざるを得ないじゃないですか。これはここで言っても、この場にいる方に責任はないですけれども、こんなところから、いろいろな教育の現場まで緩んでくる可能性もございます。是非、管理をしっかりとしてほしいというふうに思います。

そこで次の質問にかかってくるんですけれども、現状、学校長責任のもと、この図書の運営というものは管理されているんだと思います。この管理体制について詳しくお尋ねいたします。教育長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

学校図書は、大切な学校の財産であるため、貸出・返却の処理や延滞本の督促などを適切に行っていく必要があります。

これを実行するためには、管理者である図書司書補の教育や組織の管理体制の整備が必要不可欠なものとなります。

そのため市では、例年、市教育委員会主催で司書補研修会を実施しております。

この研修会では、本の管理システムの研修や各学校での取組の紹介及び課題を話し合い、連携、協力しながら学校図書館の充実のための研究を行っております。

また、市立図書館と学校図書館との連絡会議も実施されており、団体貸出しや本の購入において連携するなど、効果的な協力体制の在り方について、検討、実践しております。

教育委員会としましては、今後も、これらの会議等を通じて、図書館従事者に図書の管理の重要性を再認識していただくとともに、適正な廃棄処理、購入が行えるよう、学校と連携を深めながら、管理体制の充実を図ってまいります。

なお、照明器具の取り換えや棚の購入など室内環境の整備につきましては、必要に応じて学校とのヒアリングを行い、適宜対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。例年、教育委員会主催で研修会をしているということでございます。コロナの影響で、なかなかその辺が対面での研修会というのは難しいかもしれませんが、今後こういうこともあり得るので、是非しっかりといただきたいと思っております。

今回学校図書を訪問することによって、感じたことを申し上げます。司書補の先生たちはベテラン、新人、期間の大小にかかわらずに、本が好きな方が子どもたちに真摯に向き合っておられる方々だなということで安心できました。しかし、今回の資料から分かるように、きちんと管理されているかどうかは、先生方の能力で差が出るということも分かりました。貸出冊数は学校全体の取組や地域事情もあるでしょうが、不明図書の今のこの状態というのは

芳しくないです。被害者は誰でしょうか、子どもたちです。そして納税者。がさつな管理をされていると、新しく購入する本まで本当に購入された本なのかどうか疑わしくなります。

ところで、教育長はそれぞれの学校図書館には定期的に訪問されていますでしょうか。お答えする必要はないですけれども、是非、忙しくされていると思うので、毎月1回とかは行けないかもしれませんが、定期的に行くべきだと思いました。僕も今回初めて行くところもたくさんあって、定期的に行くべきだなというふうに思った次第でございます。管理は学校長なので、もしかしたらその配慮などがなされているのかもしれませんが、行くべきと思いました。評価すべきところは評価していただいて、課題は共有すべきだと思います。予算は、このデータからみると予算よりも下回る購入額だから、一見足りているという認識になるかもしれませんが、実際足りていないみたいなんです。例を一つだけ挙げさせていただくと、ポプラディアという百科事典があるんですが、このようなシリーズ物は十何冊か一気に購入しないといけないみたいで、それだけで十数万円するみたいで、手が出しにくいということでございます。さらに副読書購入費ですね、授業で使う教科書の学びをさらに深めるために、学校図書にある副読書を活用されたい先生が多数いらっしゃるみたいです。教科書は5年に一度変わるので、その度に副読書の購入も必要になるみたいです。これも真剣に取り組んでいる図書の先生ほど、切実に要望が上げられると思っています。こういう状況も教育長、是非把握してほしいと思います。

それでは次の質問に移ります。観光と文化についてでございます。本市観光地、施設の今後の取組についてですが、近年、あじさい公園や轟水源付近の道路や駐車場整備がございましたが、本市観光地の整備事業や今後の計画されていることをお尋ねしたいと思います。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 今年度から取り組む観光施設等の整備事業についてお答えします。

まず、宇土マリーナの湾内に、堆積土砂が多くたまってきていることから、レジャー等で利用される船舶利用者などに御不便を掛けている現状があります。そこで今年3月下旬から、今年9月末を目途に、湾内の堆積土砂を取り除くための浚渫工事を実施しております。

次に、西部地区で最近特に人気がある観光地の一つである干潟景勝地において、新たに展望広場の整備を進めております。こちらについては、昨日の柴田議員の一般質問でも答弁しましたとおり、観光客が多い日の駐車場不足が深刻なため、今回整備を行うこととなりました。今年度は、概略設計、来年度に実施設計を予定しており、順次、整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

今後の観光施設等の整備については、観光客の動向や国・県からの補助事業などを注視しながら、安心安全な魅力ある観光地として市内外の皆様に来場いただけるよう、随時整備を

進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。私もここで昨日の柴田議員のように西部地区、特に網田グランドデザインのことを時間たっぷりと言いたいんですけども、私が思っている半分ぐらいのことを昨日柴田議員に提案していただきましたので、私から強くお願いすることとして、この質問を終わりたいと思います。

次の質問に移ります。Wi-Fiスポット設置など魅力的な発信についてでございます。今年度中に、宇土市全体に光通信設備の環境が整います。平成31年に辺地総合整備が新しく計画される中で、令和元年6月議会で未提供エリアのニーズ調査をまずやってくれないかということでお尋ねをいたしました。水面下であります。光通信整備の方向性がそこで定まったというふうに思っております。それから2年ほど経ちましたが、本年度中に環境が整うこととなります。コロナ禍によるオンライン対応のための国の方針も後押しをしてくれましたが、実にこの宇土の中心部から遅れること16年でございます。御尽力いただきました担当職員には改めて感謝するところでございます。

さて、宇土市全体に光回線が網羅する中で、現在のところ本市観光地には、Wi-Fi環境、Wi-Fiスポットがございません。震災直後、仮設庁舎にしばらく通信会社から無償提供していただいたと思われるフリーWi-Fiがございましたけれども、今はございません。ちなみに仮設とはいえ、今の時代に市庁舎にWi-Fi環境がないというのは極めてまれでございます。「uto_biyori（宇土日和）」という公式インスタグラムも先日開設されました。個人アカウントで「#（ハッシュタグ）宇土日和」と投稿に入れば、その中から公式インスタで投稿されるというものでございますけれども、投稿される方の多くは、現地で投稿されるものと推察いたします。観光地や物産の目の前で投稿することも念頭においてのものというふうにこのインスタは思います。そのような観点からも、観光地や新市庁舎、公共施設には避難所の観点からもWi-Fi環境が必要だというふうに思いますがいかがでしょうか。経済部長よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） Wi-Fiスポット設置など魅力的な発信についてお答えします。

現在、市が管理する主な観光施設において無料Wi-Fi環境が整備してあるのは、宇土マリーナ物産館のみでございます。今中議員の御意見のとおり、市内観光地に無料Wi-Fi環境を整えることで、撮影したばかりの画像や動画をSNS等にすぐその場で発信したい場合、通信料が掛からないことから、より気軽なものになり、タイムリーな発信が増加、拡散していくことで、本市の観光PRにつながるというメリットが考えられます。

ただし、その一方でW i - F i スポット設置は、よくコンビニ等で問題となっているように、無料のW i - F i 環境があることが原因で、時間帯を問わず長時間滞在する人が発生するなど、他の観光客や周辺地域住民などの迷惑になる場合も考えられます。また、その環境を維持するための経費が継続的に発生するなどのデメリットも考えられます。

今後、無料W i - F i 環境の整備については、先進地を参考に必要性と費用対効果を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。すり合わせのときに申しましたように、当然接続のタイムリミットを設けるべきだというふうに思います。しかし、できない理由、要らない理由はつくるのは簡単ですよ、経費も掛かりますし。しかし私は、このW i - F i 環境というのは、観光地のおもてなしの一つだと思うんです。昔から宇土の商店は、おもてなしの心が無いというふうに言われていました。最近は少しずつ変わってきているように思います。W i - F i 環境があるようなお店は接客もいいように思います。おもてなしの精神があるからではないかというふうに推察いたします。熊本県もくまもとフリーW i - F i を推奨しています。残念ながら県内14市でくまもとフリーW i - F i の登録は宇土市はゼロです。ゼロは宇土市のみです。宇土マリーナは、国土交通省に関連するW i - F i 環境が加わっていると思います。先ほど今後の観光地、環境整備の質問をいたしました。光回線の整備される地域の御輿来海岸、長部田海床路、網田焼きの里資料館をはじめ、大太鼓収蔵館、立岡キャンプ場、つつじヶ丘公園とか避難所となるような公共施設にW i - F i 環境を整備することを強くお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。太鼓の今後についてでございます。大太鼓収蔵館がありますけれども、平成28年に国の重要有形文化財に指定された太鼓は、まだまだもっともっとポテンシャルがあると思っています。現在、宇土市にある太鼓にまつわる既存団体の多くは、指定管理団体の理解があって、宇土市民会館で練習や稽古をしておりますが、会議室などを利用されるお客様からは、クレームがあったりとか、予約を控えられることもあると以前から伺っております。長らく太鼓に携わっている高田大介さんのお話を伺うと、市民会館に勤務されている立場もあって、ときどき心が折れそうになるということでもございました。だからそれを助けてやってくれということではございません。大太鼓収蔵館の10年ほどの入館者数が示していますように、国から指定を受けた以降も入館者数は伸び悩んでいます。有料入場者がほとんど10年間変わっていない状況です。であるのに、今や太鼓は本市の宝となっていると思います。文化的にも観光的にも宝であるというふうに思います。熊本では震災以降、創造的復興とよく表現されますが、太鼓の練習や体験、歴史などが体験できる設備の整備を検討してはいかかというふうに思いますがどうでしょうか。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

平成3年に開館した宇土市大太鼓収蔵館では，江戸時代から明治初期につくられた国指定重要有形民俗文化財の雨乞い大太鼓と関連資料を展示公開しています。

現在，8月上旬までの予定で，展示資料の保管環境の充実や来館者が快適に見学していただくために，空調設備の整備工事を行っております。

太鼓に関する市の取組としましては，後継者育成を目的に平成15年度から毎年太鼓教室を開催しており，宇土雨乞い大太鼓保存会青年部「宇土天響太鼓」に講師として協力いただいております。

また，市の太鼓関連団体や市民会館指定管理者のNPO法人宇土の文化を考える市民の会と連携し，大太鼓フェスティバルや宇土太鼓祭，地域伝統芸能祭等の太鼓関係イベントの支援等を行っています。このように官民一体となった取組により，いまや名実ともに「宇土といえば太鼓」といったイメージが定着していることと存じます。

議員が御提案されているように，将来的には太鼓に関する施設の更なる充実を検討する必要がありますが，現段階では，これまでと同様に雨乞い大太鼓の文化財としての高い価値を広く知っていただくとともに，太鼓の叩き手の育成や演奏機会の充実を図り，宇土の太鼓文化の魅力を広く発信することが重要と考えております。

今後も宇土の太鼓文化の保存継承に取り組むとともに，観光資源としてもその魅力を積極的にPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。佐渡市に太鼓交流館もございません。交流館建設当初は，指定管理としてプロの和太鼓集団である「鼓童」が管理運営していたみたいですが，現在では指定管理料なしで請け負えるぐらいの利用客があるみたいです。関係人口を増やしていくためにも，更なる宇土太鼓を保存のためにも検討していただくことをお願いしたいと，市長の答弁は今回求めませんでした。市長の心の底にこれはいいなというような思いがありましたら，是非次期の市長選でも出馬されるのであれば，これを取り入れてほしいなと思います。

以上で，この質問は終わりますが，先ほど申しましたように，ちょっとコロナ関連の話に戻りたいと思います。私の添付資料の一番上にURLがあります。是非，体力があられる方はURLをちょっと指で長押しすると，おそらくネットにつながっていると思うのですぐ資料に飛びますので，資料を見てほしいなと思います。

これは，僕がいろいろ勉強する中で，冷静にいろいろ分析されているなという方，滝沢泰

平さんという方がいらっしゃるんですけど、その方がついこの前まとめられたものでございます。信憑性に欠けるような内容はこれに載っておりません。是非これもコロナワクチンを打とうと思われる方とか、見解を聞かれる方もいらっしゃると思います。是非これは見てほしい、そこで理解してほしいというふうに思います。

最後に皆さんに問いまして、質問を終わりたいと思います。これを見た後に僕は聞きたいんです。それでもこのワクチンを接種しますかということを知りたいです。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、ここで5分間ほど休憩いたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時51分休憩

午前10時55分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

1番、佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） 無所属の佐美三です。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、光ファイバーケーブル未整備地区の整備進捗状況と整備後の取組について質問させていただきます。本市の光ファイバーケーブル、これ以降は光回線と申し上げたいと思います。また、現状の未整備地区とは網田地区全域、網津小学校よりも山手の上網津地区そして轟地区の飯塚、三蔵、扇谷地区と承知をしておりますが、これ以降は未整備地区と申し上げたいと思います。

本件については、1年前、昨年6月議会で光回線未整備地区の早期整備について質問をさせていただきましたが、そのときの議会閉会後の全員協議会において元松市長から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を基に、補正予算を組んで整備に着手したいとの説明があり、大変うれしく思った次第であります。

そこで、それ以降の整備に向けた主な進捗状況とサービス開始までのこれからのスケジュール等について、どのようになっているのか石本企画部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

西部地域における光ファイバーケーブル整備につきましては、公募型プロポーザル方式により、実施事業者となる西日本電信電話株式会社（NTT西日本）を令和2年9月に選定し

まして、市からの補助金として1億3,950万円を今年の2月に交付決定したことにより、NTT西日本が民設民営方式で整備に着手しております。なお、市補助金の財源には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と辺地対策事業債の活用を予定しているところでございます。

進捗状況としましては、現在、実施されている作業についてNTT西日本に確認したところ、光ブロードバンドサービスの提供に必要な回線を各世帯へ引き込むことができるよう、光通信の根幹となる光ファイバーケーブルを対象地域の各電柱に敷設しているとのことでした。

また、今後のスケジュールとしましては、当初、令和4年1月末の竣工及び2月以降の光ブロードバンドサービス提供開始を計画しておりましたが、NTT西日本の現時点における見込みでは、早ければ今年の12月までにサービス提供開始予定であるとの報告を受けております。

実際のサービス提供開始につきましては、NTT西日本から公式の報道発表が行われる予定でございます。

西部地域にお住まいの方で光ブロードバンドサービスの利用を希望される場合は、この後の手続きとして、必要に応じてパソコン等の通信機器の手配や、NTT西日本への光回線の申込手続きとプロバイダ契約、さらに各御家庭への光回線引き込み工事が発生することとなりますので、地域全体のサービス利用希望者数や施工業者の対応等を考えると、最も早い方で、来年2月頃のサービス利用開始が見込めるものと思われまます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。ただいまの企画部長の答弁によりますと、回線事業者であるNTT西日本が行います光ブロードバンド基盤整備事業が完了した上で、サービスの利用を希望する家庭においては、NTTへの光回線申し込み、併せて接続事業者とのプロバイダ契約を行い、そして自宅への光回線の引き込み工事を行うことが必要となることとあります。なお、この一連の手続きが完了した家庭から順次サービスを受けることができるということで、早い家庭で2月頃のサービス開始が見込まれるということでございます。

そこで、光回線の整備が完了した後のことについてお尋ねをいたします。過疎地域における光回線整備後の活性化へ向けた先進自治体の取組成功例で、本市の未整備地区に応用できるあるいは参考となる事例について、担当所管としてどういう事例を把握しているのか企画部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えします。

担当課において、今後の参考として把握している取組成功事例として、四国地方の徳島県内に位置する神山町、美波町及び上勝町、以上の3町に注目しております。

まず、神山町ですが、神山町は、人口6千人足らずの小さな過疎の町でありながら、ケーブルテレビの普及を目的として整備された光ファイバーケーブルを利用して、神山の奇跡と呼ばれる「神山プロジェクト」を実行することで多数のIT関連企業のサテライトオフィス開設を実現しております。今では、地方創生の成功例・神山モデルとして注目を集めている自治体でもございます。

次に美波町ですが、「にぎやかな過疎の町」として、こちらでも多数のサテライトオフィス開設企業の誘致と併せて、景観がすばらしいコワーキングスペースや遠隔会議が行える会議室、多目的に活用可能なフリースペースについて、サテライトオフィス開設を考える企業が試用できる取組を行っており、これが県内最多のサテライトオフィス開設を実現しています。さらに、この美波町は、止まらない通信網の整備を実施しており、これを活用した多くの取組により、移住する、しないにかかわらず、町と関わる人口が増えている町として全国から注目を集めております。

最後に、全国的に有名な「葉っぱビジネス」の上勝町です。この自治体は、過疎地域の高齢者が生きがいを持って仕事ができる取組を展開し、高齢者が自らパソコンやタブレットを駆使して、料亭などの料理に彩りを添えるつま物の生産管理、受注、商品発送、売上管理等の全てを行えるシステムを確立しております。上勝町では、人口の半数以上を65歳以上の高齢者が占めており、高齢化比率が非常に高く、過疎化が進むとしか見えないと対外的に言われておりますが、今日もお年寄りがいきいきと働いており、住民の笑顔が常に絶えないとのことでございます。

ほかにも多数の取組成功事例が確認できておりますが、本市が特に注目し、今後の参考としたい自治体は、以上の徳島県内の三つの町の事例でございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三洋君） 答弁ありがとうございました。本市が特に注目をし、応用できる、参考となる先進事例として考えているのは、徳島県の神山町、美波町そして上勝町ということのようであります。どうか大いに参考にし、前向きに取り組んでもらいたいと思います。

さて、昨年6月議会閉会後の6月21日の熊日朝刊に、画面に出ているかと思いますが、光ファイバー網の九州管内における県別整備率が掲載されておりました。この整備率は家庭での光回線のサービス利用状況を九州7県で県単位で比較したものであります。これは総務省の調べで、熊本県の整備率は96.6%と掲載されております。そこで1年が経過して

おりますので、現在の整備率を、熊本県企画振興部情報政策課に問い合わせてみましたところ、0.5ポイント上昇し、現在の熊本県全体の整備率は97.1%ということでした。県の担当者に残りの2.9%の未整備地区について尋ねたところ、恐らく県内の山間部で整備がしづらい、点在している箇所ではないかという回答がありました。この未整備率の2.9%の中に、本市の網田地区全域や上網津地区が含まれているということでございます。本市の未整備地区のサービス開始につきましては、先ほどの企画部長の答弁で、早い家庭で来年の2月ということであります。

一昨日の夜だったと思います。私の携帯にメールが届きました。下網田の山間部に位置します古場田集落の住民の方で、内容は「光回線の工事が終わりました。報告しておきます。」との簡単なメールでありました。未整備地区の住民はまだかまだかと、一日千秋の思いで待っております。宇土局のサービス開始から実に18年が経過しております。市内において大きな情報格差を生んでいるところであります。まずは、各家庭への一日も早いサービス提供ができるよう努めてもらいたいと思いますが、この件に関し、元松市長の見解をお伺いします。

また、今回の整備については、当然、整備完了そしてサービス開始がゴールではなく、やっとスタートラインにつくということを意味しております。どうか執行部におかれましても、このことを十分認識してもらいたいと思います。先ほどの先進自治体の取組成功例の紹介にもありましたが、言うまでもなく光回線の整備をすれば、地域が活性化するというものではなく、整備を基に知恵を絞って、何らかのアクションを起こすことで地域活性化につながったり、人口増加あるいは人口減少の歯止め・鈍化につながっていることを先進の事例が教えてくれております。

さて、先日9日の熊日朝刊の記事に、政府は月内に閣議決定する経済財政運営の指針、いわゆる骨太方針の原案を示しまして、「1万人移住で地方創生」との見出し付きで地方でのテレワーク等を推進するとしております。

さらには、一昨日のこれも熊日朝刊なんですけど、これによりますと地方創生に向け2021年のまち・ひと・しごと創生基本方針の取りまとめの中で、東京一極集中を是正し、地方への人の流れを生み出すために、東京での仕事を続けながらも地方で暮らす転職なき移住を促すとしております。そこでテレワークを活用して、企業のサテライトオフィス誘致などに取り組む自治体を2024年度末までに1千箇所を増やす目標を掲げており、これについて交付金で財政支援をするというようなことでもあります。

本市の未整備地区については、県下でも最も遅い整備となったことから、速やかに次の一手を講じることが大変重要ではないかと思うわけであります。今後の網田地区をはじめとするこの未整備地区の活性化の起爆剤として、次の一手を速やかに講じることについて、元

松市長の考えをお伺いします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

市民生活や地域経済・産業活動に影響を及ぼす情報通信格差は，若者の流出や地域活動の衰退も懸念されるため，その問題の解消というのが大きな目的でございました。コロナの交付金等も使わせていただいてやっと遅ればせながらなんですが，西部地域の光ブロードバンド基盤整備に着手したところでございます。

この整備により使用可能となります光回線は，携帯電話の通信網を構成します基地局同士もつないでおります。今後において普及が見込まれる第5世代移動通信システム（5G）の基盤になるインフラでもあるため，様々な場面で本市の活性化に，特に西部地区の活性化につながるものとして期待しているところでございます。

本市としましても，今回の整備につきましては，西部地域の活性化に取り組むに当たり，検討する以前からの大きな課題及び懸案事項でもございましたが，整備を待ち望むたくさんの要望もございました。公募型プロポーザル方式によりNTT西日本を選定させていただきましたが，やっと今年の2月から民設民営方式での工事が進んでいるという状況でございます。

NTT西日本には，工事に入る前の打ち合わせの段階において，できるだけ早い時期に工事が完了するようにお願いしていたということもございます。おかげをもちまして，当初の予定よりも数箇月前倒しで工事が完了する見込みとなったということもございますので，西部地域への光ブロードバンドサービスの提供開始後には，サービス利用を希望される全ての皆さまのそれぞれの手続きと，各家庭への光回線の引き込み工事が短期間で完了していただきたいと思っております。一日でも早く，また，一軒でも多くサービス提供の手続きが可能となるよう引き続き関係機関への働きかけを一層強めてまいりたいと考えているところでございます。

今回の整備に関しましては，地域間におきます情報通信格差の問題解消を最優先事項として取り組んでおりますので，御質問いただきました整備完了後における活性化の起爆剤，次の一手という言葉もありましたけれども，それについて今これをやりますという明確なお答えは，現時点では持っておりません。

今後における光ブロードバンド環境を活用した地域活性化の取組としては，可能性としては移住・定住促進はもちろんのこと，そしてコロナの交付金も入っておりますけれども，新型コロナウイルス感染症拡大によるテレワークや遠隔教育の需要，そして，先の質問において企画部長がお答えしました徳島県の成功事例なども参考として，将来的に活性化が見込める様々な場面での活用を考えなければならないと思っております。二番煎じ，三番煎じになるかもしれません。逆に全くよそで成功しなかったことを，失敗するかもしれないという

ころをやって、ひょっとしたら成功するかもしれない。そういう意味では、先ほど今中議員の質問にもあったんですけども、できない理由を探すのではなくて前向きに考えていきたいと思っております。私たちの希望としては、地域からもこういうことがやりたいということ、是非出していただきたい。役所の人間が、私たちが市役所で考えるよりも、ネットで情報を探すよりも、こういうことがやりたいという思いがあられる方がたくさんおられるならば、それに沿ったこともできると思うんですね。そういう意味で、地域の皆様そして議員の皆様からも、是非忌憚のないアイデアを出していただければありがたいと思っております。それを基に、遅れている西部のこの情報化について一歩、二歩、三歩前に進めるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。市長の答弁にもありましたように、一日でも1軒でも、何しろ早くサービス開始となりますよう関係機関への働きかけを一層強めてもらいたいと思います。切によろしく願いをいたします。また、未整備地区の活性化に向けた次の一手については、現時点においては持ち合わせていないということで、現時点においては未定という答弁がありましたが、今回のこの新型コロナウイルス感染症が日本国内で確認され、はや1年5か月が経過をし、このウイルスが私たちの暮らしや社会の在り方、これまでの常識を一変させました。そしてこれまで以上に情報伝達、情報通信の重要性を思い知らされたわけであります。このことが今回政府が骨太方針の原案のポイントとする、東京一極集中の是正を本気で取り組むきっかけをつくったものと思います。繰り返しになりますが、テレワークを活用して企業のサテライトオフィス誘致などに取り組む自治体を、2024年度末までに1千箇所を増やす目標を掲げ、これについて国は交付金で財政支援をすることであります。これも有効な次の一手になり得ると私は思います。今市長がおっしゃいましたけれども、二番煎じでも三番煎じでも私はもう構わないと思います。まずは、何とんでもアクションを起こしていただきたい。特に、先ほども申しましたが、県内でも一番遅い整備になってしまったものですから、特に今からの一手が本当に大事になるというふうに思うわけであります。そういうことで、どうかよい知恵を凝らしていただいて、当然我々住民側からしても、いろいろなアイデアをそういうものがあるならば、いろいろと提案をしていきたいと思っておりますので、そのときにはどうか執行部におかれましては前向きに捉えていただきたいなというふうに思うわけであります。この大きな変革の波に乗り遅れることのないように、しっかり今後も執行部におかれましてはいろんなアイデアを御検討いただきますよう重ねてお願い申し上げまして、本件についての質問を終わります。

それでは、次の質問に移ります。高規格道路インターチェンジの整備を見据えた、中・長

期的視野に立ったランドデザインの策定について質問させていただきます。まず初めの質問ですが、熊本・宇土道路及び宇土道路の整備進捗状況についてお尋ねしたいと思います。この質問につきましては、私も地域高規格道路促進等特別委員会のメンバーでもあり、当該特別委員会で説明を受けておりますが、本日の質問の流れから、あえてお尋ねをさせていただきますと思います。前定例会である本年3月議会の当該特別委員会で報告されました、熊本・宇土道路及び宇土道路の整備進捗状況について、草野建設部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

令和3年3月宇土市議会定例会の地域高規格道路促進等対策特別委員会（第94回）において、報告しました内容と重複しますが、まず、地域高規格道路の熊本・宇土道路については、熊本市南区海路口町から宇土市城塚町を結ぶ延長3.8キロメートルの道路で、令和2年3月31日時点において、進捗率は予算ベースとなりますが、用地取得の進捗率が約99%、事業の進捗率が約35%となっております。令和2年度の予算としましては、1億円が確保され、海路口地区及び笹原地区で取得した用地の管理工事のほか、道路周辺井戸の水位観測等の水門調査が行われております。

次に、地域高規格道路の宇土道路については、宇土市城塚町から宇土市上網田町を結ぶ延長6.7キロメートルの道路で、こちらも予算ベースとなりますが、令和2年3月31日時点において、用地買収の進捗率が約84%、事業の進捗率が18%となっております。令和2年度の予算としては、当初予算で1億4千万円、補正予算で1.5億円の計2億6千万円が確保され、工事では、笹原町等で、地盤改良や工事用道路の工事が行われているほか、笹原トンネル新設工事の入札が行われ受注者が決定しています。また、補正予算の確保に伴い、笹原町及び上網田町で地盤改良工事の入札手続が行われています。調査関係では、道路周辺井戸の水位観測等を行う水門調査や地質調査、用地取得に係る調査が実施されております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三洋君） 本年3月の特別委員会での報告について、建設部長に答弁をいただきましたが、それによりますと、熊本・宇土道路については用地取得の進捗率はおよそ100%近く99%、事業進捗率が約35%で、令和2年度の予算額は1億円計上されたとのこととあります。一方、宇土道路については、用地取得の進捗率が約84%、事業進捗率が約18%で、令和2年度の予算が、補正予算を含めて2億6千万円が計上されたとのこととあります。熊本・宇土道路につきましては、緑川に架ける予定の橋梁工事において、関係漁協との交渉が難航し進まないことから、その分宇土道路に予算が流れてきているものと思わ

れますが、本市の地域浮揚、地域活性化のためには、まずは何よりもこの熊本・宇土道路の早期完成、早期供用開始が最も重要であると認識をしております。一日も早い城塚、海路口間の熊本・宇土道路の供用開始を望むところでございます。

そこで、高規格道路の整備を見据えた仮称緑川そして網田インターチェンジ周辺のまちづくりについて、第6次宇土市総合計画等における位置づけ、指針についてどうなっているのか。石本企画部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

高規格道路の整備を見据えたインターチェンジ周辺のまちづくりについては、2019年4月に策定した第6次宇土市総合計画においては、基本計画のうち、「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」の中で、施策テーマ「有効な土地利用方策の推進」に位置づけられております。取組方針として、将来の土地利用の方向を見据えた、有効な土地利用方策の検討を進めることとしております。

また、令和3年度から令和5年度までの実施計画においては、城塚インター周辺エリアの土地利用検討を事業として位置づけており、城塚インター周辺エリアについて、トラックターミナル等の産業利用や住宅地利用など、多目的に利用できる土地利用方法を調査・検討することとしております。

仮称網田インターチェンジにつきましても、国土交通省からイメージパースが公開され、整備が現実味を帯びてきたことから、今後、網田インター周辺エリアの土地利用検討についても、実施計画に位置づけ、検討していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。私もこの第6次の前期基本計画を見ましたが、基本計画に登載されている内容は、基本計画の性格上当然ながら漠然とした抽象的な表現になっているわけであります。しかし仮称ですが、城塚・網田両インターチェンジの工事については、毎日工事車両がひっきりなしに行き交い、目に見えて工事が進んでいる状況にあります。先ほどの建設部長の答弁の内容を再度ここで申し上げますと、熊本・宇土道路の用地取得の進捗率が約99%、事業進捗率が約35%で、問題は緑川に計画されている橋梁建設が最大のネックになっていることは、先ほど申し上げたとおりであります。しかし、裏を返せば橋梁問題が解決すれば、一気に整備が進むことは間違いないというふうに思います。一方、網田インターも用地取得の進捗率が約84%と、これは少し意外でしたけれども、思ったよりも大変高いというふうに感じたわけでありますが、ただ、事業進捗率については約18%で低い印象ではあります。今年度は当初予算で21億8千万円が計上されてお

ます。前年度の当初予算の2倍近くの予算が付いております。用地取得の進捗率が高いことから、予算が付けばこれはどんどん工事が進んでいくと思われま。このような中、基本計画に定められた施策を具体的実現するための実施計画に掲載された内容であります、ただいまの企画部長の答弁で朗読されましたように、城塚インター周辺については、トラックターミナル等の産業利用や住宅地利用など、多目的に利用できる土地利用方法を調査・検討すると。久しく調査・検討で終わっているように思います。この工事の状況を見ますと、もう少し踏み込んでいい時期に来たのではないかと思うわけでありま。また網田インターについては、現時点で実施計画での位置づけはなされておきませんので、本件も検討の時期に来ているのではないかなというふうに思います。高規格道路の供用開始までは、まだまだ暫く時間を要することは理解してありますが、工事が進捗してくるといろんな動きが出てくると思いま。できるだけ早い段階で土地利用に関する方策や供用開始後の人の流れ、もの流れを見据えたより踏み込んだ方策を打ち出す時期に来ているのではないかなというふうに思うわけでありま。

そこで、西部地区のこれからのまちづくりにどう対応していくのか、どう生かしていくのか、整備を見据えた周辺地域のランドデザイン策定の必要性について、元松市長の考えをお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

熊本・宇土道路そして宇土道路においては、仮称であります城塚インターチェンジと、仮称網田インターチェンジの2か所の整備が予定をされておきま。

今後、インターチェンジ周辺地域における開発の流れは大きく増すと考えられます。インターチェンジの整備に伴う開発や計画の動向は、その影響が広域にわたることから、周辺地域にも大きな影響をもたらすことが予想されておきま。

当該地域は、都市計画区域外でございます。農振農用地に指定された農地が多くあるところでもございます。開発によりまして優良農地が減っていくと、営農環境や集落の生活環境に与える影響も大きいと思われま。また、トンネルが整備されることにより、周辺地域の環境保全という課題も生じる可能性があります。このため、集団的な優良農地の確保、良好な田園景観の確保、周辺森林環境の保全、市街地構造の実現等の観点から、関係機関・部局や地域住民の皆さんとの連携によります総合的な対応が必要になると考えておきま。

また、高規格道路の整備は人流、物流にも大きな影響をもたらすことが予想されておきま。天草地域への観光客や運送の多くは、高規格道路を利用することが予想され、現在はその路程にありますレジャー施設である宇土マリーナや道の駅おこしき館をはじめとする、沿線の商業施設などへの寄り道需要の減少は、生活環境の変化にもつながる大きな影響になる

と思われます。このように、周辺地域の商業、サービス業の衰退も懸念されるため、地域資源、観光資源を活用した、人流、物流の減少を防ぐ対応が必要になることも考えられます。先ほどから出ておりますが、現状におきましては、まず熊本から宇土につながる道路が非常に難航しているということ、用地はある程度いつているようですが、難航をしているということで、どうも宇土道路のほうが予算の振り替えによって先に済みそうな状況になってきております。網田から先、三角につながる宇土三角道路に関しても、やっと整備路線に格上げになったばかりでこちらの整備もまさにスタート地点に立っただけというところ、そういうことを考えると状況として宇土道路が先に先行して完成をします。そこにインターが二つポンポンとできるというような状況になるのかなというようなことでございまして、いっぺんに天草から乗る道路がつながるわけではないということも、これは考慮をしていく必要があるのかなと考えおります。

その城塚と網田のインターチェンジに関して、供用開始時期が現在のところまだはっきりしておりません。ただ、今の予算の付き方を見ると、先ほど議員がおっしゃったように早い段階でここだけは開通する可能性は十分にあるというところがございますので、全体の路線はちょっと置いておいても、まずインターの入り口、出口だけはできるということを考えると、まずこの周辺地域をどう生かしていくのかというのは、非常に重要なポイントになるかと思っております。整備の進捗状況もありますけれども、土地利用の構想・方針を示して、地域の意見を取り入れながらインター周辺地域、これは短期ではまず開通時、長期としては全線開通時を想定したランドデザインを策定する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） 前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。高規格道路開通後は、熊本中心部へのアクセスが10分から15分ほど格段に短くなり、開通したときの話なんですけれども、熊本市のベッドタウンという側面も出てくる可能性があります。市長御答弁のように、環境面に留意し乱開発等への対応も土地利用の観点から総合的に考えておく必要があると思っております。特にこのインターチェンジの周辺部ということをおっしゃいましたけれども、確かにまずはそのスポットで、そういうエリアが一番に開発のそういう注目を浴びるところかなというふうに思うわけでありまして。また、供用開始後は天草へ向かう観光客が本市を素通りすることも懸念されるわけでありまして、これも市長が今おっしゃいました話なんですけど、まだ各インター間でどこから開通するのかというのが全く先が見えない状況でありますけど、ただ、先を見据えて中長期的な考えだけは、市としても持つておく必要があるのではないかなと思っております。開通すれば一変するであろう人・ものの流れに対応するために、沿線の商業関係者の生業にも配慮する必要がありますし、そのためには、昨

日の柴田議員の一般質問での提言のように、新たな魅力ある観光資源の創出、また先ほどの今中議員の無料Wi-Fiの設置も魅力づくりの一つではないかなというふうに思います。それから、既存の御輿来海岸、長部田海床路、馬門石等々の地域資源、観光資源のブラッシュアップに努めることも大事ではなかろうかなというふうに思うわけであります。高規格道路を降りてでも行きたい、行ってみたいといった魅力づくりを、今からでも行っておくことが重要ではなかろうかなというふうに思います。そういう意味からも全体構想であるランドデザインの策定は大変重要であると考えますので、策定に向け機を逸しない時期を見計らって、早急に策定についてよろしくお願いをしたいと思います。

今回は2点について質問をさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症対策で、ワクチン接種等の新たな業務が発生している中での対応、執行部の皆さんには大変お世話になりました。これからも警戒を怠ることなく引き続き感染予防業務に万全を期していただきますようお願いいたしますとともに、一日も早い収束を祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、ここで5分間ほど休憩をいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時37分休憩

午前11時42分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 日本共産党の福田です。新型コロナウイルス感染症対策など4点について質問いたします。

まず第1点の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。コロナ感染の第4波は東京や大阪だけではなく、全国に広がり重症者も増えていきましたが、現在では減少傾向にあります。しかし、これまでと同じ対策の延長線上ではコロナ感染を封じ込めることはできません。コロナ感染を封じ込めるためには、1、ワクチンの安全・迅速な接種、2、大規模な検査で無症状者や変異株を見つけ、感染の広がりを抑え込む、3、自粛要請で打撃を受けている中小企業や個人事業者、労働者などに対し、十分な補償を行う。この三つを一体で進める必要があります。

そこで、ワクチン接種の状況について質問をいたします。2月から医療関係者の接種が始まり、4月からは高齢者の接種が始まりましたが、接種の状況はどうなっているか。高齢者

の接種は7月末には終われるようにするとのことですが、それに合わせ64歳以下の接種を早め、全体の7割から8割の市民に接種が行き渡るようにすべきであります。そのためには、国に対しそれに見合うワクチンをいつでもどこでも提供するのか、早く自治体に知らせるように求め、接種の工程表を市民に知らせる必要があります。現役世代に対する今後の接種計画はどうなっているか、併せて健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況については、先日の檜崎議員の一般質問にも御答弁しましたとおり、令和3年3月から医療従事者、4月26日から高齢者施設の入居者とその従業員、5月17日から65歳以上の一般の高齢者を対象に開始しており、7月末までに接種を完了するよう努めているところです。

次に、昨日現在の、高齢者の接種率について御報告いたします。

第1回目の接種を終えられた方は5,449人で65歳以上の高齢者全体の47.6%、2回目の接種を終えられた方は1,738人の15.2%となっております。

先ほど、今中議員の御質問にお答えしたとおり、国においては、高齢者への接種に引き続き、64歳以下の市民への接種に移行し、今年11月末までに完了するよう示しており、本市においても対象となる市民に、7月上旬にワクチン接種券を送付できるよう準備を進めております。これにより7月中旬頃には、64歳以下の方の接種を開始できる見通しです。

しかし、現時点では、各自治体に対して、ワクチンの配分時期や量について明確に示されておられません。そのため、国や県に対して迅速な情報提供を要望するとともに、今後の具体的な計画を含め、引き続き宇土地区医師会ほか関係機関の御支援、御協力を得ながら、接種を希望する多くの市民がスムーズにワクチン接種を受けられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 64歳以下の市民には、ワクチン接種券を7月上旬に送付し、7月中旬頃には接種を開始できるとのことです。しかし、国はいまだにワクチン接種の配分の時期や量について明確にしていないのは問題だと思うわけでありです。市民の不安を解消するためにも、国や県に対し、配分の時期や量について正確な情報を早く提供するように求めるべきであります。ワクチン接種をスムーズに受けられるように一層の努力をお願いしておきます。

次に、PCR検査と抗原検査を併用し、大規模検査を強化する必要があるとの立場から質問をいたします。日本の場合、人口比当たりのPCR検査数は世界で140番目と言われるように、検査に対し消極的であります。これが感染拡大の繰り返しにつながる理由に思うわけでありです。県は、高齢者施設などに定期的にPCR検査を行うとしていますが、どうな

っているかお伺いいたします。

高齢者施設などの検査と同時に、学校や保育所、職場などにも検査を広げる必要があると思います。特に抗原検査は簡単で、短時間で検査結果も分かり、陽性者が出れば同じ職場でPCR検査を行うなど、検査の規模と対象者も大幅に拡大し、無症状の陽性者を早く発見し、感染拡大を防ぐことができます。市の取組はどうなっているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 現在の制度では、無症状の人に対するスクリーニング的なPCR検査は実施されておりませんが、本市においては、独自に高齢者施設等の職員及び新規入所者を対象とした、唾液によるPCR検査を実施しています。

この事業では、事前に市に申請し、承認を受けた高齢者施設や通所介護、訪問介護事業所等の職員は、一人当たり2回まで、新規入所者は一人当たり1回、市が委託した検査機関において検査を受けることができ、約2,200人分の予算を計上しております。

また、今定例会に補正予算を上程しておりますが、通所系のサービス利用者及び高齢者施設等に既に入所されている方の約1,500人分にも検査の対象を広げたいと考えております。

市の実施分とは別に、熊本県においても、介護施設等の職員を対象に、5月29日から7月6日までの間に一人当たり4回を限度に、唾液によるPCR検査を実施することになりましたので、年度末まで利用できる市の検査と併用して、感染拡大防止のために活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 高齢者施設の職員や入所者、介護施設等の職員についても県の検査と併用し、感染拡大防止を図り、検査対象者についても職域や職場等の拡大について、今後検討するということでもあります。検査を拡大することによって無症状の陽性者や変異株の感染症を早期に発見することができ、感染防止につなげていくことができると思います。検査の規模も対象者も大幅に拡大していただくようお願いし、次の十分な補償と生活支援について質問いたします。

自粛要請で打撃を受けた全ての中小業者や個人事業主、解雇や雇止めで職を失った労働者に対する支援と、生活に苦しむひとり親家庭や低所得者、学生などに対する支援が必要であります。国や県、市のこれまでの取組と新たな支援が必要と思いますが、市の計画について経済部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 自粛要請で影響を受けている事業者や学生、低所得者に対する支援についてお答えいたします。なお、答弁の一部において、先日藤井議員の御質問に対して健康福祉部長が答弁いたしました内容と一部重複するところがございますので、御了承をお願いしたいというふうに思います。

まず、事業者向けの支援についてです。県の支援として、まん延防止等重点措置に伴い飲食店等が時短要請に協力した場合、経営の規模に応じて一日当たり2万5千円から20万円までの協力金があります。また、国の支援としては、先ほど申し上げた時短要請協力金の交付対象者以外で、時短営業や、外出自粛により前年又は前々年の同月売上げが50%以上減少した場合に、月次支援金としてひと月当たり10万円から20万円の給付金があります。

次に、市独自の事業者向け支援についてですが、宇土市小規模経営支援給付金及び宇土市コロナ危機脱却助成金を実施しております。令和3年4月16日から申請受付を開始しており、周知方法としましては市広報紙4月号、市ホームページへの掲載をはじめ、商工会及び宇土市観光物産協会を通じての会員への周知、また熊日新聞でのチラシの折り込み等を行っております。

その宇土市小規模経営支援給付金では、令和2年中の売上高が令和元年中の売上高と比較し、25%以上40%未満の減収となった場合に30万円、40%以上の減収となった場合に60万円を給付しています。加えて、飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響により、県の事業継続・再開支援一時金事業を受給した者については、別途30万円を加算して給付しております。

さらに、この給付金を受給された事業者に対して、感染症対策や事業転換など新たな設備投資等を行う際に活用できる助成金事業として宇土市コロナ危機脱却助成金も併せて実施しております。こちらは、助成率が対象経費の5分の4で上限を50万円とし給付しております。

申請状況につきましては、今月7日時点で宇土市小規模経営支援給付金の申請者が37人、宇土市コロナ危機脱却助成金の申請者が3人となっております。

今後も引き続き、感染症の状況や、国県の施策を注視しながら、新たな支援策についても適切かつ迅速に検討していく必要があると考えております。

続きまして、農林漁業者への支援についてです。農林漁業者に対する支援といたしましては、宇土市農林漁業者事業継続対策給付金事業を行っております。この給付金は、農林漁業収入を主とし、農林漁業者の令和2年中の売上高が令和元年中の売上高と比較して、25%以上40%未満の減収となった場合に30万円、40%以上の減収となった場合に60万円を給付するものです。

こちらも令和3年4月16日から申請受付を開始しており、周知方法としましては、市広

報紙4月号、市ホームページへの掲載をはじめ、農業者にはJA熊本うき広報紙3月号の折り込みチラシ、認定農業者及び認定新規就農者への通知を行っております。

また、漁業者には、住吉・網田両漁協から全組合員にチラシにより周知を図っております。さらに、林業者につきましては、緑川森林組合を通じてチラシの配布を行っております。

申請状況については、問い合わせは農業者で12人、漁業者で7人あっているものの、そのほとんどが非該当で、今月7日時点で申請はない状況でございます。

その理由としましては、令和2年中における農林漁業者の収入には、収入補てんや他事業のコロナ対策交付金等も含まれているため、前年、令和元年中分の確定申告時の収入と比較して25%以上の減収にならない方が多いためと考えております。

今後も農林漁業者に対して、継続して周知を図っていくとともに、他市町村の支援状況等も参考にしながら、更なる支援策の必要性を検討したいと考えております。

続きまして、学生への支援としましては、地方創生臨時交付金を活用し、令和2年8月から令和3年1月まで市独自の取組として、ふるさと宇土を担う若者を応援するため、国の学生支援緊急給付金の対象となった方々に、上乘せとして5万円の給付金を支給しました。最終的に受給者は47人となり、大学生等で支援が必要な方々へは支援が行えたと考えております。

学生への支援については、現時点で国・県においては新たな支援策を実施する動きはありませんが、今後、追加の経済対策等が実施された際には、有効な市独自の支援策について検討してまいりたいと思います。

続きまして、子育て世帯への支援としましては、こちらも、藤井議員の一般質問の際にも健康福祉部長から答弁がありましたとおり、今年度につきましては、令和3年3月23日に閣議決定された、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のうち、ひとり親世帯について、4月分の児童扶養手当受給者382人、児童数575人に対し、子ども一人につき5万円の給付金を5月から支給しております。また、ひとり親世帯以外の低所得の世帯については、今定例会において補正予算を計上し、7月からの支給を予定しております。

最後に、低所得者への支援についてです。国の制度として生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金がございます。現在、それぞれ令和3年8月末と9月末まで受付期間が延長される予定となっており、今後も低所得者への支援が継続いたします。

さらに、詳細はまだ決定しておりませんが、7月から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請と支給が始まります。対象となる世帯には、単身世帯には6万円、2人世帯には8万円、3人以上の世帯には10万円が3か月間支給されます。

今後もこれらの制度を活用しながら、低所得の生活困窮者に寄り添った対応を行ってまい

りたいと思います。

コロナウイルス対策としましては、ワクチン接種を推し進めながらも、当分の間、先行き不透明な状況が続くと思われることから、引き続き感染症の状況や、国県の施策、他市町村の支援状況等を注視しながら、市独自の支援制度についても適切かつ迅速に対応していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 市独自の支援策など大変努力されておりますが、どの業種も感染が再拡大すれば経営がより厳しくなり、その中でも特に飲食業や宿泊業がより厳しい状況で、より一層の支援をお願いいたします。ひとり親世帯や低所得者には、国の新たな支援策も取られていますが、厳しい状況にある学生などには新たな支援策はありません。国や県に新たな支援策を求めると同時に、市独自の支援をお願いをし、次の緑川及びその支流の改修状況について質問いたします。

2019年の台風19号では長野県で、昨年7月の集中豪雨では熊本南部の八代から人吉にかけて、河川の堤防が決壊するなど甚大な被害が出ております。被害を最小限度に食い止め、住民の命と財産を守るためには、河川改修を急ぐ必要があります。特に宇土市では、高潮対策も取らなければなりません。緑川とその支流にある浜戸川についても、堤防の整備が進められておりますが、改修状況はどうなっているのか建設部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 国土交通省において整備が行われています、緑川及び浜戸川における堤防の改修状況と今後の整備計画についてお答えします。

宇土市管内における緑川・浜戸川については、緑川・浜戸川高潮対策事業の緊急対策特定区間として位置づけされ、平成22年度から、平成11年に発生した台風18号の規模の高潮に耐え得る、T.P.4.5メートルの堤防整備が進められてきました。

なお、令和2年5月末には、宇土市側でのT.P.4.5メートルの堤防整備が完成しており、その後、引き続き、緑川左岸部の下流側から、T.P.6.0メートルの整備に取り組まれております。これまで約800メートルの整備が完成し、現在、その上流側の1,300メートルにおいて整備が行われているところです。

また、最終的には、昭和34年に発生した伊勢湾台風級の高潮による被害を防御することを目的に、T.P.7.0メートルの堤防整備が計画されており、国土交通省からは、今後の整備についても、十分な予算確保に努め、鋭意取り組んでまいりますとの回答を頂いております。

本市としましても、宇土市、熊本市、嘉島町、御船町、甲佐町、益城町、美里町、山都町

の2市6町で構成する緑川改修期成会、宇土市、熊本市、宇城市、美里町の3市1町で構成する浜戸川改修期成会、また、走潟地区の行政区長を中心として構成された走潟地域浜戸川改修整備期成会の皆様と協力し、一日も早い完了に向け、引き続き、国などに対しまして要望活動を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 緑川・浜戸川については、高潮対策事業の緊急対策特定区間として位置づけられ、平成22年度から整備が進められ、T.P.4.5メートルについては昨年5月末で整備が終わり、新たにT.P.6.0メートルまでが進められているとのことですが、整備に当たっては、これまでの大雨による河川堤防が決壊して被害を大きくしていることから、越水しても堤防が壊れない耐越水堤防の整備が必要だと思います。越水しても壊れない対策はどうなっているのか、建設部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

河川堤防の構造は、河川管理施設等構造令や国土交通省土木工事設計要領等に基づき、一般的な堤防整備においては、盛土により築造し、法面については、降雨や流水等から保護するため、芝で覆うこととなっています。また、高潮が影響する区間の堤防においては、越波等により損傷等の恐れがあることから、必要に応じ、堤防の天端、小段、法面にコンクリートや、その他これに類するもので覆うこととなっています。

現在、国土交通省で、整備に取り組まれています、宇土市管内での緑川・浜戸川の堤防整備区間は、高潮対策によるもので、T.P.6.0メートルの整備と同時に、コンクリート等で覆うよう計画されており、先ほど答弁しました、既に整備が完了している緑川左岸部の下流側から800メートルの区間においても、コンクリートブロック等での施工が行われ、越波や越水等に対応した堤防が整備されております。

なお、国においては、令和元年度台風19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会が有識者を交え行われており、耐越水堤防における強化方策も含め審議されているところです。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 高潮対策の整備区間として、越水しても決壊しにくいようコンクリートで覆う計画がされ、既に緑川下流の左岸部から越水に対応した堤防が800メートル整備されているということであり、引き続き整備をお願いし、次に緑川ダム、花園、立岡のため池の事前放流についてお聞きいたします。

近年の大雨による河川堤防の決壊による甚大な被害は、集中豪雨による河川の増水と上流にあるダム放流が重なり被害を大きくしております。そのため、大雨が予想される際事前放流することにより、被害を防ぐことができます。そのため緑川ダムや花園、立岡のため池について、大雨が予想される場合一定の基準を決め、事前に放流し、被害を少なくする必要がありますが、建設部長にお考えをお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず緑川ダムについてですが、緑川ダムは洪水調節機能のほか、発電やかんがいを目的とした多目的ダムであり、発電やかんがいのため、常に一定量の水量を確保しておく必要があります。

一方、近年の温暖等の影響で水害の激甚化等を踏まえ、ダムの洪水調節機能の最大限の活用を目的として、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた検討会議において、基本方針が令和元年12月に取りまとめられました。

この基本方針において、大雨が予想される際は、発電やかんがいのためのダムに貯水されている水を放流して、洪水調節のための貯水容量を確保する事前放流についての方針が定められています。

また、緑川ダムでも令和2年度から、この基本方針に基づく運用が行われており、予想降雨量が基準である12時間当たり206ミリメートルを上回った場合に、事前放流を実施することとされています。なお、令和2年9月には台風10号の影響で、予想降雨量が基準を上回ったため事前放流が実施されています。

次に花園、立岡ため池についてですが、この両ため池は農業用水のため池として活用されており、貯水管理等については花園土地改良区で行われております。毎年、ため池への貯留を1月から開始し、約5か月をかけて常時満水位までを確保されており、その後、6月下旬から花園地区の水田用水として利用されている状況です。

現在、大雨に備えるための事前放流は行われておりませんが、今後、集中豪雨が続く災害等の恐れがある場合は、下流域の潤川等の水位を確認し、花園土地改良区と連携を図りながら災害防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 被害をなくすためにも事前放流をされるようお願いをしておきます。

次に、生活保護申請に対する質問をいたします。コロナ感染が拡大し、解雇や雇止めなどにより、失業などで生活に苦しむ人が増えております。しかし、生活保護を申請すれば、3親等までの親族に対し生活の支援ができないか扶養照会が行われ、生活困窮者の中には親族

に知られるのが嫌で、申請を断念する人が増えている。つまり扶養照会が申請の壁になっているわけであります。本市における過去3年間の扶養照会の状況と経済的支援につながったのはどのくらいおられるのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） まず、本市における生活保護の申請者に係る親族等の扶養照会の状況についてお答えいたします。

扶養照会につきましては、保護申請受理後、扶養義務者の存否の確認を行うために、戸籍謄本等による調査を行い、存在が確認された扶養義務者について、申請者からの聞き取り等を基に、扶養義務の履行が期待できると判断した方に対して行っております。

具体的には、親子や兄弟姉妹等、一般的に扶養の可能性が高い方に対して扶養照会を行うことで、国が基準とする3親等内の親族全ての方に対しての、一律調査は行ってはおりません。

次に、過去3年間の扶養照会の結果、金銭的な援助・仕送りにつながった件数については3件となっており、ほとんどの扶養義務者は、何の支援もできない、若しくは金銭的な支援はできないが精神的な支援はできるという回答でした。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 年間の申請者は、大体50件から60件程度と思いますが、3年間では150件から180件、その中で経済的支援につながったのは3件とのことでありますし、極めて少ないと言わなければなりません。扶養照会について国会でも取り上げられ、菅総理は生活保護は国民の権利であると認め、最終的には生活保護があると答弁しております。田村厚生労働相も、扶養照会は生活保護上の義務ではないと答弁しております。こうした国会での論戦を受け、厚労省は2月と4月の2回にわたって、扶養照会に対する改善のための通達を出しております。その通達の内容とそれを受けての市の対応について、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 扶養照会については、これまで親族からDVや虐待を受けていたり、親族と20年にわたって連絡を取っていないなどの場合は、扶養照会をしなくてもよいとされておりました。

国は、昨年から今年にかけて、急激に経済状況が悪化した昨今の状況を踏まえ、厚生労働省からの通知として「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」及び生活保護に係る判断基準等を示した「生活保護問答集について」を一部改正し、扶養義務履行が期待できない者の判断基準の考え方を明確化する等、大きく分けると二つの点を示しました。

一つ目は、扶養が期待できない者としての判断基準を今までの20年間音信不通である者から、10年程度音信不通であれば交流が断絶しているとみなすようにしたこと。さらに、扶養義務者に借金を重ねている、扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、いわゆる縁を切られているなどの著しい関係不良の場合についても、扶養が期待できない者とみなしてよいとしたこと。

二つ目は、要保護者の相談に当たっては、より一層丁寧に生活歴等を聞き取り、個々の要保護者に寄り添った対応を行うことの2点です。

本市におきましては、国の通達に基づき、より丁寧な申請相談者への聞き取りを行い、国の基準に沿った適正な扶養照会を行っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 部長の答弁では、2点について改善点を述べられました。確かに20年間の音信不通を10年ほどにしたり、親族に借金を重ねたり、相続で揉めていたなど関係不良の場合や申請者の相談に当たっては、より一層丁寧に生活歴等を聞くなどとされました。その点も大事とは思いますが、最も大事なことは聞き取り調査で扶養が期待できる人だけに照会を行うと明記され、扶養が期待されてできない人には照会はしなくてよいとしたこととあります。また扶養照会を拒んでいる申請者の意向を尊重する旨が掲載されたこととあります。宇土市では、コロナ禍により失業などで生活が苦しい人が利用できる緊急小口資金特例289人、総合支援金306人と利用者が非常に多くなっています。こうした人の中には、生活保護に該当する人も多くおられると思いますが、このような制度は手続きが簡単で借り入れすることができますが、生活保護は、扶養照会などを面倒とっておられ、申請されない人がおられると思います。厚労省の改善点をしっかり守り、市民に広く知らせれば申請者も増えると思います。不要な扶養照会がなくなるように努力していただき、生活困窮者が安心して生活保護は権利として利用できるようにすべきと思いますが、この点健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 先ほどの議員の御質問に対して答弁いたしましたとおり、現在本市におきましては、国からの新しい通達に基づき、相談者の生活歴等を丁寧に聞きとった上で、10年程度音信不通であるなどの理由で扶養が望めないと判断される親族に関しては、扶養照会を行っておりません。

ただ、扶養照会には単に金銭的な支援の可能性について確認するだけでなく、被保護者の緊急時の連絡先や、日常の買い物等の被保護者への精神的な支援の可能性について把握する目的もございます。このため扶養照会は、保護支給決定後の被保護者への支援等を適正に

実施するためにも必要であると考え、廃止には至っておりません。

以上を踏まえ、本市におきましては、今後も相談者が親族等に係る扶養照会があることで申請をためらわないように、保護の相談や申請があった場合には、扶養照会が保護申請の要件でないこと等の説明を十分に行います。そして、今まで以上に相談者に寄り添った丁寧な対応を行い、扶養照会が原因で保護申請を行わない方が出ないように取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 厚労省の改善点を広く知らせていただき、権利として生活保護が安心して受けられるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、小中学校のトイレに生理用品の配置について質問いたします。コロナ感染が拡大、長期化する中で、解雇や雇止め、学生などはバイトがないなど厳しい状況が続き、経済的な理由で生理用品が買えないなど、生理の貧困が大きな問題になっております。こうした中で政府は5月1日、男女共同参画会議で新型コロナウイルス感染症で顕在化した生理の貧困への支援を盛り込んだ、女性活躍・男女共同参画の重点方針2021を了承し、生理の貧困を女性や子どもの健康と尊厳に関わる重点課題として位置づけて、自治体が行う生理用品の提供を地域女性活躍推進交付金や地域子供の未来応援交付金を活用するなど、このように方針を出しております。こうした交付金を活用し、小中学校の保健室やトイレに生理用品を配置すべきと思いますが、教育部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

最近の報道等によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇止め等が原因で経済的に貧困を抱える家庭が増加傾向にあると言われております。

そのような経済的な事情を背景に、生理用品の購入が困難となる、いわゆる生理の貧困への支援が、国の女性活躍・男女共同参画の重点方針2021における重点方針の一つとして取り上げられております。

このような実態を受け、本市においても、経済的な理由で生理用品が購入できず困窮している子どもたちへの支援策として、防災備蓄品を活用し、市内小中学校に生理用品の配布を行うこととしております。

議員御提案の「学校の女子トイレに生理用品の配置をすべきではないか。」につきましては、子どもが先生に言い出しにくいと想定をされ、「トイレに直接置くことで持ち帰りやすいのではないか。」との配慮からきたものだと思いますが、実際に配布する際の方法としては、教育的配慮から、養護教諭が健康状態や生理の貧困の背景の把握がしやすいように、また、児童生徒の気持ちに寄り添った相談支援が可能となるよう、保健室に常備し必要な児童

生徒に渡すことが、より効果的ではないかと想定をしているところでございます。

今後は、関係部署と連携をしながら、防災備蓄の有効活用や学校での対応の強化を図りながら、経済的に困窮している家庭の子どもへの支援を継続して行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 部長答弁のとおり、保健室に置けば養護教諭が児童生徒の相談に乗り、健康状態や生理の貧困の背景など把握し、児童生徒の気持ちに寄り添い、相談支援ができ大変大事なことだと思います。しかし、保健室はけがをしたり、具合が悪くなったり、男子生徒も利用するし、特に生徒数の多い学校では、短い休み時間では相談できない児童生徒もいるのではないかとこのことを考え、トイレにも配置が必要だと思いますし、検討をお願いしておきます。また、今回防災備品を配置するということですが、防災用は常時活用できるものではありません。国の交付金等も活用し予算措置を行い、継続的に配置支援が必要と思いますが、教育部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

今回の防災備蓄品を活用した支援策は、あくまでも新型コロナウイルス感染症が景気に与える影響を鑑みたところで、緊急的に実施したものであり、今後も継続していくわけではございません。

しかしながら、この生理の貧困問題については、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響や景気動向が不安定な状況から、今後も暫くは続くとみられており、継続した支援が必要であると認識をしているところです。

したがって、今後は、生理の貧困を含めた子どもの貧困に対しましては、有効な支援策を精査し、財源となる交付金事業についても積極的に活用していくなど、関係部署と連携しながら、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 継続した支援が必要だとは認識しているところでありますし、関係部署と連携しながら検討していくということでもありますので、よろしく願いをしておきます。

今回の一般質問では、4点について質問いたしました。質問しました項目につきましては、是非取り上げて進めていただきますようお願いをいたしまして、今回の質問を終わります。

大変御協力ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一

般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第37号から議案第48号）

○議長（中口俊宏君） 議案の委員会付託を行います。

まず、委員会付託の省略につきましてお諮りをいたします。

議案第49号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除く市長提出議案第37号から議案第48号までの12件につきましては、本日配布の令和3年6月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（中口俊宏君） 日程第3、請願・陳情につきましては、議席に配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので、御報告をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、21日経済建設常任委員会、22日文教厚生常任委員会、23日総務市民常任委員会となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

次の本会議は、6月29日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時28分散会

令和3年6月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

議案第37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第7号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について

議案第38号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第8号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について

議案第39号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第9号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第42号 宇土市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第43号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

議案第44号 宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第47号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について

経済建設常任委員会

議案第37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第7号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について

議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第10号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

議案第46号 宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について

議案第47号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について

議案第48号 令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について

文教厚生常任委員会

議案第37号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第7号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について

議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第10号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

議案第41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第13号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について

議案第45号 宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例について

議案第47号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について

令和3年6月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

継続審査になっている陳情

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 3年 1	R2.11.26	地方たばこ税を活用した分 煙環境整備に関する陳情書	宇城市不知火町松合121-10 松橋たばこ販売組合 代表 坂本 順三	総務市民

第 5 号

6月29日 (火)

令和3年6月宇土市議会定例会会議録 第5号

6月29日（火）午前10時00分開議

1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
 - 1. 総務市民常任委員長報告
 - 2. 経済建設常任委員長報告
 - 3. 文教厚生常任委員長報告(質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第49号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(討論・採決)
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
 - 1. 総務市民常任委員長報告
 - 2. 経済建設常任委員長報告
 - 3. 文教厚生常任委員長報告(質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第49号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(討論・採決)
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)

(追加日程)

日程第6 議案第50号 令和3年度宇土市一般会計補正予算(第4号)について

3. 出席議員(18人)

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員(なし)

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長 元 松 茂 樹 君	副 市 長 谷 崎 淳 一 君
教 育 長 太 田 耕 幸 君	総 務 部 長 杉 本 裕 治 君
企 画 部 長 石 本 尚 志 君	市 民 環 境 部 長 野 口 泰 正 君
健 康 福 祉 部 長 岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長 小 山 郁 郎 君
建 設 部 長 草 野 一 人 君	教 育 部 長 山 口 裕 一 君
会 計 管 理 者 野 田 恵 美 さん	総 務 課 長 光 井 正 吾 君
危 機 管 理 課 長 東 頭 君	財 政 課 長 上 木 淳 司 君
企 画 課 長 宮 崎 英 児 君	ま ち づ くり 推 進 課 長 中 山 好 美 さん
福 祉 課 長 松 下 修 也 君	農 林 水 産 課 長 湯 野 淳 也 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長 江 河 一 郎 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長 春 木 教 明 君
議 事 係 参 事 永 守 未 和 さん	庶 務 係 参 事 松 本 浩 典 君

午前10時26分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告（質疑・討論）

○議長（中口俊宏君） 日程第1，地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長，宮原雄一君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君） おはようございます。

ただいまから，地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について，中間報告をいたします。

去る6月15日，執行部出席のもと本委員会を開催し，現在までの取組状況について，執行部から説明がありましたので，御報告申し上げます。

まず，熊本・宇土道路における令和3年度の国の当初予算は1億円であり，前年度と同額であります。用地取得の状況につきましては，進捗率が約99%，また，事業進捗率につきましても，約35%と昨年度から進捗はあっておりません。

今年度の事業内容につきましては，工事で，海路口地区取得用地管理工事，笹原地区取得用地管理工事などが計画されており，調査設計では，現在，令和3年度宇土道路外水文調査業務が実施されています。

次に，宇土道路における令和3年度当初予算額は2億1,800万円であり，前年度当初予算より1億4,800万円の増額となっております。

用地取得の状況につきましては，昨年度1年間の進捗率が約5ポイント増加し約89%，また，事業進捗率につきましても，約11ポイント増加し約29%となっております。

事業内容といたしましては，まず，前年度から繰越された事業がございますので，御報告させていただきます。

工事では，熊本57号笹原トンネル新設工事が昨年度から引き続き実施されており，トンネル本体工事に向け準備を進められています。そのほか，熊本57号城塚地区改良8期工事など，7件の契約締結がなされています。

次に，今年度の事業内容につきまして御報告いたします。

調査設計では，令和3年度宇土道路外水文調査業務が実施されています。

工事では，城塚地区ほか改良工などの3件が計画されており，現在，熊本57号網津地区5号工事用道路2期工事，熊本57号城塚地区改良10期及び11期工事が入札に伴う公告

が行われております。これらの工事は、工事用道路の築造延伸工事及び地盤改良や水路ボックスの設置工事を行うものとなっております。

用地補償では、網津地区ほか用地買収などの2件が計画されており、現在、令和3年度国道57号宇土道路用地関係資料作成業務が実施されております。

次に、新たに事業化されました宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

令和3年度当初予算額は1億円であります。

今年度の事業内容につきましては、調査設計で令和3年度熊本天草幹線道路（その1）及び（その2）測量業務の入札に伴う公告が行われております。これらの業務は、宇土三角道路の全線における地図や図面等を作成するに当たり、経度・緯度を示す基準点や土地の高さを示す水準点を設置する業務となっております。

以上の報告を踏まえ、論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、委員から「熊本・宇土道路と宇土道路の事業進捗について、宇土道路の事業が進んでいるのに対し、熊本・宇土道路の事業は余り進んでいないが、緑川に架かる橋梁以外にも何か課題があるのか。」との質疑があり、執行部から「橋梁の建設については交渉中であり、前後の道路築造に着手できない状況であると聞いている。」との答弁がありました。それに対し、委員から「橋梁に附帯する工事だけなのか、それ以外にも課題があるのか確認してもらいたい。」との要望がありました。

次に、委員から「熊本天草幹線道路が完成すれば、道の駅宇土マリーナは打撃を受けるのではないかと。道の駅までのアクセス道路や網田インター付近の開発も含め対策を検討してほしい。」との質疑があり、執行部から「宇土三角道路の現在のルートを考えると、道の駅までかなりの距離があるため、アクセス道路の建設は難しいと思われる。しかし、道の駅を盛り上げていくための何らかの対策が必要だと思われる。」との答弁がありました。

次に、委員から「新村踏切の拡幅工事が完了し、今後、工事車両の通行が増えることが予想される。通学路でもあるので、改めて市から業者へ安全運転の徹底について注意喚起を行ってほしい。」との要望がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第2 各常任委員長報告

○議長(中口俊宏君) 日程第2, 去る6月18日の本会議におきまして、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第37号から議案第48号までの12件並びに請願・陳情につきまして、審査の経過と結果について、それぞれ報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、園田茂君。

○総務市民常任委員長(園田茂君) おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月23日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係3議案、予算関係1議案、専決処分の報告及び承認3議案と陳情1件であります。

まず、議案第37号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第7号、令和2年度宇土市一般会計補正予算(第17号)について。当委員会所管のものを申し上げます。

まず、総務費では、職員給として897万6千円を増額し、市有施設整備基金経費として19万円を減額するものであります。

このほか、浄化槽設置事業経費について、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

次に、議案第38号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第8号、宇土市税条例等の一部を改正する条例について。これは、地方税法等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第39号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第9号、宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について。これは関連省令等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第42号、宇土市手数料条例の一部を改正する条例について。これは、関連法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第43号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の

改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第44号、宇土市廃棄物等の減量化、再資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、家庭系廃棄物燃えないごみ用指定袋（小）を新たに作製することにより、市民のごみ排出の利便性を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第47号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、総務費では、市長選挙費として252万円を増額するものであります。

次に、衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（家庭用給排水施設等整備補助）として、631万7千円を増額するものであります。

次に、消防費では、震災対策事業として40万9千円を増額するものであります。

このほか、市長選挙費について、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第37号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第7号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について。委員から「近年、早期退職者が多いようだが、現在の市職員数は定員数を満たしているのか。」との質疑があり、執行部から「4月1日現在の職員数は258人であり、市定員適正化計画で目標にしている定員数269人に11名不足している。熊本地震からの早期復旧・復興を図るため、平成29年3月に定員数を11名増で設定しているものの復興事業も減少しているので、今後も必要に応じ、定員見直しを検討していく。」との答弁がありました。それに対して、他の委員から「職員の勤務実態が厳しくなっており、年次休暇が取得できていないのではないかと。また、直近で、一番超過勤務が長い職員でどれくらいになるか。」との質疑があり、執行部から「本市の年次休暇の平均取得日数は、令和元年度における県内14市の平均程度である。超過勤務については新型コロナウイルス感染症関連等の業務で、月80時間を超えている職員がいる。当職員の健康状況の把握のため、産業医による面談を実施しており、今後、できるだけ職員の業務負担軽減を図るなど、健康管理に気を付けていきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第47号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。委員から「武道館の窓ガラスに飛散防止フィルムを貼るとのことだが、耐用年数は何年ぐらいか。」との質疑があり、執行部から「一般的には10年から15年となっている。劣化等がなければ20年以上使用可能である。」との答弁がありました。それに関連して、委員から「市民環境部の案件ではあるが、網田地区にて、コミュニティセンターの建設が予定されており、避難所としても活用されることと思う。については、窓ガラスを飛散防止フィルムが必要ない

素材にするよう配慮してもらいたい。」との意見がありました。

次に、議案以外で、執行部から家屋全棟調査の結果報告があり、それに対して委員から「今後も、航空写真との照合を定期的実施し、適正な課税がなされるよう効率よく家屋調査を実施してほしい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました7議案については、全会一致で原案のとおり承認及び可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和3年陳情第1号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」については、賛成多数で採択いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、西田和徳君。

○経済建設常任委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月21日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係1議案、予算関係2議案、専決処分の報告及び承認2議案であります。

まず、議案第37号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第7号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、農業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）として1,500万円、林業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）として150万円、漁業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）として2,400万円を減額するものであります。

次に、商工費では、小規模企業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）として9,950万円を減額するものであります。

また、農業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）など4事業については、繰越明許費の変更を行っております。

次に、議案第40号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第10号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

ます。

まず、農林水産業費では、農業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）として1,500万円、林業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）として150万円、漁業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）として2,400万円を増額するものであります。

次に、商工費では、小規模企業者事業継続対策費（新型コロナウイルス対策分）として9,970万円を増額するものであります。

次に、議案第46号、宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について。これは、市営住宅等の入居者の資格要件の追加及び特定公共賃貸住宅の家賃の減額を行うことができる期間を見直すため、条例を改正するものであります。

次に、議案第47号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、県営水利施設整備事業として45万円、緊急自然災害防止対策事業（単独漁港改修事業）として206万3千円を増額するものであります。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（商工観光課分）として660万円、新型コロナウイルス感染症対策事業（営業時間短縮要請協力金）として1,253万3千円を増額するものであります。

土木費では、単独道路維持事業として207万円を増額するものであります。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第48号、令和3年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。補正額は資本的収入2,780万円を増額するもので、補正後の総額は1億1,123万7千円です。これは、旧簡易水道施設の建設改良に係る企業債の増額補正となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第40号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第10号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。委員から「農業者事業継続対策給付金について、収入の減少率25%以上40%未満の対象者を40人、減少率40%以上の対象者を5人と積算しているが、どんな作物の生産者を想定しているのか。」との質疑があり、執行部から「減少率25%以上40%未満は、果樹や野菜全般の生産者を想定しており、減少率40%以上は、トマトなどの生産者を想定している。」との答弁がありました。それに関連して、委員から「自然災害などにより収入減となった農家の損失を補償する制度として全国農業共済組合連合会が行う収入保険があるが、本市で加入している農家は何戸あるのか。」との質疑があり、執行部から「収入保険に加入している農家は今年の3月末現在で3

7戸である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「収入保険の掛金に対する助成を実施している自治体もある。本市でも助成について検討してほしい。」との意見がありました。

次に、報告第5号、令和2年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。委員から「宇土マリーナの湾内浚渫は何年ごとに実施しているのか。また、予算規模はどれくらいか。」との質疑があり、執行部から「湾内浚渫は、約5年おきに実施しており、今年度へ繰越した事業費は約4,000万円である。毎回、同規模程度の予算で実施しているが、浚渫した土砂を上天草市まで運搬し廃棄物として処理するため、処理費用が高額となる。今後、土砂の量が増えれば、事業費も増加する可能性がある。」との答弁がありました。

次に、委員から「都市計画道路北段原線の測量設計業務について、公安委員会との交差点協議に不測の日数を要したため、事業が繰越されているが、その後、協議は終了したのか。」との質疑があり、執行部から「既に、交差点協議は終了し、現在、測量設計業務が完了した段階である。今後は、用地買収を行う予定であり、先日、地元説明会を実施したところである。」との答弁がありました。それに対して、委員から「完成までは何年かかるのか。」との質疑があり、執行部から「今年度、用地買収を行い、その後3年かけて工事を実施する計画である。」との答弁がありました。

次に、地籍調査誤り修正の進捗について、執行部から説明がありましたので報告します。

「今年度においては、平成21年度調査区域の2字及び平成25年度調査区域の11字の再調査を実施する計画であり、現在、委託業者と契約を行い、現地確認のための準備作業を行っている。6月中旬に地権者説明会を開催しており、順次、地権者立会いを開始する予定である。また、昨年度、再調査を行った地籍調査成果の閲覧については、6月22日から7月12日までの約20日間において、対象区域内の各公民館で実施を予定している。」との報告がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で、原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、野口修一君。

○文教厚生常任委員長（野口修一君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月22

日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係1議案、予算関係1議案、専決処分の報告及び承認3議案の合計5議案であります。

まず、議案第37号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第7号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

民生費では、新型コロナウイルス感染症PCR検査事業として264万円を増額するものであります。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として110万円を増額するものであります。

また、老人福祉一般経費（新型コロナウイルス対策分）など3事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定及び変更を行っております。

次に、議案第40号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第10号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）として3,637万7千円を増額するものであります。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として6,684万1千円、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業として1億4,083万8千円を増額するものであります。

教育費では、給食センター施設管理費として151万7千円を増額するものであります。

次に、議案第41号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第13号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として6,669万4千円、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業として1億31万3千円を増額するものであります。

次に、議案第45号、宇土市つどいの広場の設置及び管理に関する条例について。これは、宇土市つどいの広場を設置し管理するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第47号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

民生費では、高齢者等へのPCR検査助成事業として6,000万円、予備保育士確保促進事業として2,784万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）として3,759万4千円を増額するものであります。

衛生費では、予防費一般経費として358万2千円を増額するものであります。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（学校教育課分）として1,400万円、社会教育総務費一般経費として897万円、市民会館施設改修事業として2,241万円を増額するものであります。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

まず、議案第40号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第10号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。及び議案第41号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第13号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。委員から「新型コロナウイルスワクチンの接種委託について、現在、ワクチン接種を進めている中で、医師会にはかなりの負担がかかっているのではないか。」との質疑があり、執行部から「ワクチンの接種完了の期限がある中で、医師会には全面的な協力をいただいている。さらに、医師の皆さんは、通常の診療を行いながら個別接種や集団接種の業務にも入られているので、なかなか休みがとれず非常に疲労感が増しておられる。また、御自身の外来診療をストップして集団接種に対応していただいているところもある。」との答弁がありました。これに対して、各委員から「医師会の御協力なくしては決して進まないものであり、市内の医師の皆さんをはじめ医療機関の方々には、大変な状況の中で御尽力いただき本当に感謝している。心より御礼を申し上げたい。」との意見がありました。

次に、議案第47号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。まず、健康管理システム改修委託料について、委員から「今回のシステム改修によりどのようなことができるようになるのか。」との質疑があり、執行部から「マイナポータルを通じて、自身の健診結果をパソコンやスマホ等で閲覧できるようになる。令和4年度からの活用を予定している。」との答弁がありました。これに対して、委員から「マイナンバーカードの取得推進と併せて総合的に周知を図っていくべき。」との意見がありました。

次に、花園幼稚園の特別支援クラスについて、委員から「職員不足の件はどうなったのか。」という質疑があり、執行部から「休職など様々な理由により今年度から職員が不足しており、現在、特別支援クラスの受け入れが難しい状況にある。このため、会計年度任用職員を募集しており、体制の整備を進めている。」との答弁がありました。これに対して、委員から「家庭では相当困られていると思う。就学前の特別支援クラスについて、関係機関や民間などと連携して充実させるべきではないか。」との意見があり、執行部から「今後は、子どもたちに合った支援を関係部署、機関と連携して進めていきたい。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、

全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

3番、今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 文教厚生常任委員会の委員長報告にあります、議案第40号、議案第41号の宇土市民64歳以下の新型コロナウイルスワクチン接種に関する経緯に関して、反対の立場から討論いたします。

言わずもがな今回のワクチン接種はあくまで強制ではなく、個人の判断に委ねられたものです。しかしながら、新聞やテレビなどの報道では、連日何人が打った、何%が打った、接種すればこのようなサービスが受けられたなどの接種することが当たり前であるかのごとくでございます。今回のワクチン接種は、人類が初めて接種するメッセンジャーRNA、いわゆる遺伝子ワクチン。後遺症に関しては全く未知の世界でございます。さらに一般質問でも触れさせていただきましたが、ファイザー社のワクチンは、2023年4月に治験終了予定。まさに人体実験のさなかでございます。接種後に重篤な症状があらわれてお亡くなりになられた数などの報告が2週間に1度開かれる、厚労省主催で開かれる分科会にて公表されますが、これを報道する報道機関はありません。YouTubeで配信されるのみでございます。自らアクセスしようとしないと、知ろうとしないと実態が分からないわけです。ここにおられる方々も恐らく拝聴された方はいらっしゃらないと思います。6月23日に開かれた分科会の2週間分のデータは、タブレットに配信させていただいております。

さて、政府が子どもたちにワクチンを打つ大義は、子どもから大人への感染を守るためでございますけれども、一方で多くの国民にワクチンを接種すれば、発症の重症化はある程度防げるとも言っています。であるならば、重症化リスクの高い方がワクチンを打てば、子どもから大人へ感染したとしても発症は防げるのではないのでしょうか。さらに、「ワクチンで感染を防ぐことは、まだ明らかになっていない」と厚労省は言っています。であるならば、子どもたちがワクチンを打っても、感染拡大が防げるかが明らかにならないということです。にもかかわらず、河野大臣をはじめ政府が進めようとしている子どもたちへのワクチン接種、

私はまだ早いのではなかろうかというふうに思います。我が市は、政府が進める12歳以上からではなく、16歳以上からの接種としています。先般配布された広報紙では検討中と表記されていましたが、12歳からにしなかった理由は恐らく様子を見ようということだろうと思います。であるならば、感染しても発症しても重症化しない16歳から19歳への未成年への接種は、まだ様子を見たほうが良くないでしょうか。ワクチン接種後に20代の方が亡くなられています。20代の方が不慮の事故以外に亡くなる理由は、一体何なんでしょうか。補足ですが、感染者の中でコロナが理由で亡くなられた20代以下はいません。私は、宇土市の未来ある若い人たちを守りたい、個人判断と言いながら10代でも接種できる環境を整えること、ゴーサインを出すことには今の段階では反対です。ワクチンに関して個人的には疑いを持ちつつも、64歳以下の方にワクチン接種が必要な方がおられることも理解をしています。自治体は政府の方針に沿わなければならない面が強いです。今回の提出議案も尊重すべき議案でございます。しかしながら、決めるのは私たち議員、政治家が判断しなければならない。専決議案と言えども、こんなに正体不明のワクチンだと分かっているのに、背中を押すことは私にはできない。皆様の政治的見解に子どもたちの未来を託したいと思います。

以上のことからこの議案に関しまして、未成年に対しての接種に関しては修正を求めたいため、反対を表明いたします。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第37号から議案第39号までの3件について一括して採決をしたいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認であります。各委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第39号までの3件につきましては、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。議案第40号について採決いたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認であります。各委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第40号につきましては、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。議案第41号につきまして採決いたします。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第41号につきましては、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。議案第42号から議案第48号までの7件について一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第48号までの7件につきましては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 請願・陳情について

○議長(中口俊宏君) 日程第3, 請願・陳情についてを議題といたします。

まず、総務市民常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番, 福田慧一君。

○18番(福田慧一君) 陳情第1号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」について、総務市民常任委員長の報告は採択であります、反対であります。

この陳情書は、松橋たばこ販売組合が代表して提出され、たばこ税の一部を活用し公共喫煙場所の増設・維持を積極的に進めることや、事業者が行う屋内喫煙室設置に財政支援を求めるものとなっております。しかし、喫煙場所を増やせば喫煙や受動喫煙によって、糖尿病や心臓病など基礎疾患を増やし重症化することになり賛成できません。

新型コロナウイルス感染症そのものの重症化や死亡リスクも1.6倍前後高くなるとされ

ております。国立がん研究センターは、今年3月にインターネット調査をし、その結果を5月に発表しておりますが、喫煙所の閉鎖について6割は賛成をしております。喫煙所の増設ではなく、減らし、より厳しくする必要があるとの立場から反対をいたします。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。令和3年陳情第1号につきましては、総務市民常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、令和3年陳情第1号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第49号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（中口俊宏君） 日程第4、議案第49号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第49号について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 全員賛成です。

よって、議案第49号につきましては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（中口俊宏君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査につきまして会議規則第72条の規定により、議席に配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長，議会運営委員長から申出のとおり，閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって，各常任委員長，議会運営委員長から申出のとおり，閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に，日程についてお諮りいたします。

本日，市長より議案第50号が新たに追加上程されております。

この際，本日の日程に追加し，議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって，日程に追加し，議題とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第6 議案第50号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（中口俊宏君） 日程第6，議案第50号，令和3年度宇土市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 追加提出しております案件について，御説明を申し上げます。

議案第50号，令和3年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について。補正額は5,097万3千円を増額するもので，補正後の総額は202億9,292万5千円です。

補正予算の内容について御説明申し上げます。

歳入につきましては，所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては，民生費では，新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業及び当該事業に係る人件費を計上しております。

農林水産業費では，轟緑川第1排水機場整備事業を計上しております。

そのほか，地方債について，轟緑川第1排水機場整備事業の追加を行っております。

どうか，十分に御審議の上，適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております，議案第50号につきましては，会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略し，直ちに審議したいと思っております。これに御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第50号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 全員賛成です。

よって、議案第50号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年6月宇土市議会定例会を閉会をいたします。

-----○-----

午前11時24分閉会

○議長(中口俊宏君) 閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る6月14日に招集されました今定例会は、議員各位並びに執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことに、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君。

○市長(元松茂樹君) 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

まず、今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市議会並びに議員の皆様におかれましては、引き続き質問時間の短縮について、特段の御配慮を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

また、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を御提案しましたが、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものに関しては直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

さて、全国的にも動き出しております64歳以下の方々を対象にした新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、本市の状況を御報告させていただきます。

現在、接種対象となる16歳から64歳までの市民の方々約1万9,200人に対しまして、7月5日からワクチン接種券を順次発送できるよう準備を進めております。なお、接種開始につきましては、7月中旬頃になる見通しとなっております。現在実施中の高齢者接種から64歳以下の一般接種へスムーズに移行できるよう努めてまいります。

なお、高齢者接種の状況について御報告いたしますが、昨日時点で全高齢者のうち62.4%が1回目を終えておられます。また2回目を終えられた方が36.3%となっております。

引き続き、議員の皆様への御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今月22日、サッカー日本代表で、現在はフランスリーグで活躍中の植田直通選手が、市役所を表敬訪問されました。海外で多くの経験を積まれた植田選手は、以前にも増して自信に満ち溢れ、輝いておられる姿がとても印象的でした。そして、新庁舎の建設着工が始まったことなど、故郷である本市が熊本地震から着実に復興していることを大変喜んでいただき、宇土市のために自分自身もさらに頑張り、地元出身者として貢献していきたいと力強く話していただいたことは、復興に鋭意取り組んでまいりました私たちにとって何よりもうれしい言葉でございました。

また、現在、コロナ禍でサッカーの練習環境が厳しい状況にある子どもたちを応援しようと、先月末には、市内の小中学生のサッカーチームにスパイク100足を寄贈いただいております。

植田選手の本市を思う気持ちを強く感じ、非常にありがたく思ったところでございます。今後も、植田選手のより一層の躍進を期待しております。

続きまして、同じくスポーツ関連でございますが、今月20日に開催されました第48回熊本県中学生相撲選手権大会におきまして、鶴城中学校が団体戦で見事8連覇を果たしております。個人戦におきましても、鶴城中の2年生であります伊藤博英さんと倉岡優太さんが、上位1位、2位を独占するなど目覚ましい活躍ぶりを発揮されております。来月25日には、大阪で全国都道府県中学生相撲選手権大会が開催されます。熊本県代表として、大いに活躍してくれるよう応援しております。

また、宇城中体連が開催されておまして、市内の中学生がこれまで努力してきた練習の成果をいかに発揮してくれました。

各種目で上位の成績を残されておりまして、今後の県大会あるいはそれを勝ち進んで九州大会、全国大会に進んで、素晴らしい結果を残してくれることを期待しているところでございます。

コロナ禍で気持ちが落ち込みやすい今、こうした明るいニュースは、市民の皆様の励みにつながります。市としましても、こうした情報を皆様に積極的にお届けするとともに、夢や希望、そして感動を与えてくれる方々を引き続き応援してまいります。

最後になりましたが、議員の皆様におかれましては、体調管理に十分留意され、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） これをもちまして終了といたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前11時30分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 中 口 俊 宏

宇土市議会議員 園 田 茂

宇土市議会議員 藤 井 慶 峰